

(第一類 第五号)

衆議院 第百七十回国会 財務委員会

議錄第一二一

三〇

第百七十九回国会 財務金融委員会議録 第二号

平成二十一年十月二十九日(水曜日)

午前九時一分開議

出席委員

委員長 田中 和徳君

理事 江崎洋一郎君 理事

理事 竹本 直一君 理事

理事 吉田六左エ門君 理事

理事 松野 賴久君 理事

理事 石原 宏高君 理事

理事 越智 隆雄君 理事

理事 後藤田 正純君 理事

理事 鈴木 鑑祐君 理事

理事 とがきなおみ君 理事

理事 永岡 桂子君 理事

理事 林田 駿君 理事

理事 平口 洋君 理事

理事 松本 洋平君 理事

理事 宮下 一郎君 理事

理事 山本 有二君 理事

理事 小沢 銳仁君 理事

理事 隅田 隆志君 理事

理事 佐々木憲昭君 理事

財務大臣 (金融担当) 田中 喜四郎君 理事

内閣府大臣 内閣府副大臣 理事

内閣府大臣 財務副大臣 理事

農林水産副大臣 理事

内閣府大臣政務官 理事

財務大臣政務官

三ツ矢憲生君
及び金融機関等の組織再編成の促進に関する意見書

別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第
七号)
保険業法の一部を改正する法律案(内閣提出第
八号)
は本委員会に付託された。

十月二十九日

生活品の物価高騰に対する緊急対策を求める意
見書(北海道北斗市議会)(第三五九五号)

消費税の増税に反対する意見書(京都府大山崎
町議会)(第三五九六号)

生活品の物価高騰に対する緊急対策を求める意
見書(栃木県野木町議会)(第三五九八号)

生活品の物価高騰に対する緊急対策を求める意
見書(群馬県甘楽町議会)(第三六〇〇号)

生活品の物価高騰に対する緊急対策を求める意
見書(群馬県高崎市議会)(第三五九九号)

生活品の物価高騰に対する緊急対策を求める意
見書(栃木県野木町議会)(第三五九八号)

生活品の物価高騰に対する緊急対策を求める意
見書(群馬県太田市議会)(第三六〇一号)

生活品の物価高騰に対する緊急対策を求める意
見書(山口県周南市議会)(第三六〇二号)

生活品の物価高騰に対する緊急対策を求める意
見書(長崎県大村市議会)(第三六〇二号)

生活品の物価高騰に対する緊急対策を求める意
見書(山口県周南市議会)(第三六〇一号)

生活品の物価高騰に対する緊急対策を求める意
見書(長崎県大村市議会)(第三六〇二号)

本日の会議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件

十月二十八日

金融機能の強化のための特別措置に関する法律

意見書(兵庫県相生市議会)(第三五九一号)
自主共済制度の保険業法の適用見直しを求める意
見書(兵庫県加東市議会)(第三五九二号)
自主共済制度の保険業法の適用見直しを求める意
見書(兵庫県播磨町議会)(第三五九三号)
消費税の税率引き上げを行わないよう求める意
見書(埼玉県北本市議会)(第三五九四号)

参考人出頭要求に関する件
金融機能の強化のための特別措置に関する法律
及び金融機関等の組織再編成の促進に関する法律
別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第
七号)

保険業法の一部を改正する法律案(内閣提出第
八号)

○田中委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、金融機能の強化のための特別措置に
関する法律及び金融機関等の組織再編成の促進に
関する特別措置法の一部を改正する法律案、保険
業法の一部を改正する法律案の両案を議題といた
します。

順次趣旨の説明を聴取いたします。金融担当大
臣中川昭一君。

金融機能の強化のための特別措置に関する法律
及び金融機関等の組織再編成の促進に関する法律
別措置法の一部を改正する法律案

[本号末尾に掲載]

○中川国務大臣 おはようございます。

ただいま議題となりました金融機能の強化のた
めの特別措置に関する法律及び金融機関等の組織
再編成の促進に関する特別措置法の一部を改正す
る法律案及び保険業法の一部を改正する法律案に
つきまして、その提案の理由及びその内容を御説
明申し上げます。

まず、金融機能の強化のための特別措置に関する
法律及び金融機関等の組織再編成の促進に関する
法律案及び保険業法の一部を改正する法律案につ
いて御説明申し上げます。

現在、アメリカのサブプライムローン問題に端
を発した外的な環境変化のもと、厳しい状況に直
面する地域経済、中小企業を支援していくことが
喫緊の課題であります。このため、国の資本参加

によって、金融機関等の資本基盤の強化を図り、
金融機関等が適切な金融仲介機能を發揮し、地域
における中小企業に対する金融の円滑化に資する
政策を積極的に推進していくことが重要であります。
保険業法の一部を改正する法律案(内閣提出第
八号)

このような考え方を踏まえ、金融機能強化法の活
用、使い勝手の改善のために必要な見直しを図る
ため、本法律案を提出することとした次第であります。

以下、この法律案の内容につきまして御説明申
し上げます。

第一に、現行法上、平成二十年三月末までとさ
れていた国の資本参加及び組織再編成における手
続の特例等に係る申請期限について、平成二十四
年三月末までとしております。

第二に、国に資本参加の要件を一部緩和してお
ります。具体的には、金融機関の経営責任等の明
確化の要件や抜本的な組織再編成を伴わない場合
に加重されていた要件を、制度上一律には求めな
いこととしております。

第三に、協同組織金融機関全体で提供している
金融機能の発揮の促進を目的として、協同組織金
融機関の中央機関に対して、あらかじめ国が資本
参加することを可能とする枠組みを整備しております。

次に、保険業法の一部を改正する法律案につき
まして御説明申し上げます。

最近における保険業を取り巻く経済社会情勢の
変化を踏まえ、この厳しい状況のもとにおいて保
険契約者等の保護を図り、保険業に対する信頼性
を維持するため、セーフティーネットの確保が図
られるよう本法律案を提出することとした次第で
あります。

以下、この法律案の内容につきまして御説明申
し上げます。

生命保険会社が破綻した場合のセーフティーネ
ットにつきましては、来年三月末までに破綻し
た場合、これに関連して生命保険契約者保護機
構が行う資金援助等に関し、政府の補助を可能とす
る特例措置が設けられております。これに關し、
平成二十四年三月末までの破綻に係る資金援助等
について政府の補助を可能とするため、現行規定
を三年間延長することとしております。

以上が、金融機能の強化のための特別措置に
関する特別措置法の一部を改正する法律案及び保険
業法の一部を改正する法律案の提案理由及びその
内容であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同ください
ますようお願い申し上げます。

○田中委員長 これにて趣旨の説明は終わりま
した。

○田中委員長 この際、お諮りいたします。

両案審査のため、本日、参考人として日本銀行
副総裁西村清彦君の出席を求め、意見を聴取する
こととし、また、政府参考人として金融庁総務企
画局長内藤純一君、監督局長三國谷勝範君、法務
省大臣官房司法法制部長深山卓也君、財務省主計
局次長真砂靖君、主税局長加藤治彦君、国際局長
玉木林太郎君、農林水産省経営局長高橋博君及び
中小企業庁事業環境部長横尾英博君の出席を求
め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議
ありませんか。

○田中委員長 「異議なし」と呼ぶ者あり

○田中委員長 御異議なしと認めます。よって、
そのように決しました。

○田中委員長 これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許
します。佐藤ゆかり君。

本日は、まず、一番目の質問の時間をちょうど
いしましたことを心よりお礼を申し上げます。

今回の金融危機におきましては、昨日は日経平
均株価が七千円を一時割れるなどの非常に二十六
年ぶりの安値をつけたわけでありますけれども、
アメリカ発の金融危機が、我が国の金融市场にお
いてもいまだ収束の兆しというは見られており
ません。

そうした中で、金融危機の影響が実体経済を直
接するような二次災害を我が国においてどのように
抑えていくか、そのためには中小零細企業に対す
る貸し渋り、貸しはがしをどのように抑えるか、
そういう問題が急速浮上しているわけでございま
すけれども、そうした中で、黒字倒産を何とか防
ぐ、そういう意味からもこの金融機能強化法の改
正というのが非常に重要な課題となつてきています。

以上が、金融機能の強化のための特別措置に
関する特別措置法の一部を改正する法律案及び保険
業法の一部を改正する法律案の提案理由及びその
内容であります。

まず、金融機能強化法の改正についてお伺いを
させていただきたいと思います。今国会に提出さ
れておりますこの改正案でございますけれども、
合計四問程度御質問をさせていただきたいとい
うふうに思います。

まず、金融機能強化法の改正についてお伺いを
させていただきたいと思います。今国会に提出さ
れていますこの改正案でございますけれども、
かつて、二〇〇一年のITバブル崩壊後に多発し
た貸し渋り、貸しはがしへの対応策として公的資
金注入の枠を設けたわけでありますですが、ことし三
月に失効して、今回、改正案で三年延長をすると
いうものでございます。

対象となる金融機関は破綻をしていない金融機
関ということでありますけれども、今回の主な改
正点というのは、この公的資金注入の政府保証枠
を従来の二兆円から十兆円枠程度に拡大するとい
うようなことが検討課題としては、銀行の経営
責任あるいは株主の責任、これを明確化しない、
一律要件として明確化を求めるということがあります。

そしてまた同時に、組織再編成を伴わない場合
のリストラや自力資本調達などの加重要件を課さ
ない、そういう点を置いたことでありますけれども、
も、やはり一つ気になりますのは、国民の税金を
使って公的資金を投入するということであるなら

ば、やはりこの新しい枠組みの中でどのようにモラルハザードの回避を担保できるスキームがビルトインされているのか、その点について金融副大臣にお伺いさせていただきたいと思います。

○谷本副大臣 佐藤委員の御質問にお答えさせていただきます。

今回の金融機能強化法の見直しは、世界的な金融市場の混乱を初めとする外的な環境変化によって適切な金融仲介機能の発揮が妨げられないよう、金融機関の資本基盤の強化を積極的に図るものであります。したがって、一定の数値基準等のものをもつて一律に経営責任の明確化を求める制度や、組織再編成を伴わない場合に一律にリストラ、自力資本調達などを求める制度については見直すこととしております。

ただし、委員おっしゃるように、国の資本参加を受ける以上、モラルハザードを招かないように、責任ある経営がなされることの大原則であるというふうに考えております。

このため、例えば、申請時に責任ある経営体制の確保を図るために内閣府令において設

けるとともに、資本参加後は、経営強化計画の履行状況をフォローアップし、必要に応じて監督上の措置を講じていくことにより、責任ある経営が行われることを確保していく、こういうふうに考

えております。

○佐藤(ゆ)委員 ありがとうございます。

緊急市場安定化策という、また、政府の方からそのような策の策定に向けた方向性が別途打ち出されていますが、その中の一つにすから、ぜひとも利便性の高いものにも同時にしています。

次の一質問に移りたいと思います。

緊急市場安定化策

の実現に向けた方向性が別途打ち出されています。

一般的に、銀行等保有株の買い取りについては検討を始めるというような方

向性を打ち出されたとおりであります。この銀行等保有株式の取得について少しお伺いをしたいと思います。

金融危機の状態になりますと、市場での流動性に、金融仲介機能の発揮が妨げられないよう、金融機関の資本基盤の強化を積極的に図るものであります。したがって、一定の数値基準等のリスクというのは非常に極端に高まるわけでありました。その結果、証券価格の時価評価というは著しく低下するのが通常でございます。したがいまして、企業の本来のいわゆる企業価値、すなはち将来的な収益性に基づくフェアバリューですけれども、いわゆる証券の理論値を著しく下回るような市場価格形成というものがなされることがあるわけでございます。

今回、緊急市場安定化策として、銀行等保有株式取得機構や日銀によって銀行の保有株の買い取り、自力資本調達などを求める制度については見直すこととしております。

このため、前回、二〇〇一年に、この取扱いが発足された以降の買い取りにおいては時価において買い取りがなされたというふうに記憶されるけれども、この買い取り価格についてどのようなお考えがおありになるか、お伺いしたいと思います。

このままでは買収の際のいわゆる評価益になるだけでも、このフェアバリューでの買い取り、そのことに伴う融通の規模の大きさを考えますと、フェアバリューに方向性を出しているとおりであります。

ぜひ、銀行等保有株式の取得につきましても、これは市場価格形成がなされているものであつても、流動性リスクの高まりからフェアバリューを大幅に下回る現象が起きているわけでありますから、フェアバリューでの買い取り、そのことに伴う買収益が銀行によって、時価とフェアバリューとの価格差が銀行にによっては買収の際のいわゆる評価益になる

わけですから、間接的な資本増強という意味合いも出でますので、ぜひこのフェアバリューでの買い取りを今回は御検討いただきたいと思います。

それから、次の質問に移させていただきたいのですが、次は空売り規制の強化でございます。

これも緊急市場安定化策の中で盛り込む方向性が政府によって打ち出されてきたわけであります。実は、九月十五日に、リーマン・ショックが起きたその日に、私は、自民党の総裁選である「金融ニューディール政策」というものをその翌日に打ち出させていただきました。その中で、空売り規制の強化、いわゆるネーキッド・ショート・セルという、現物株の手立てのないままの空売りの発注というものは禁止をすべきであるということを打ち出させていただきました。その中でも、そのいわゆるネーキッド・ショート・セ

りとすることだらうと思います。

そしてまた、適当な市場価格がない場合に、例えば、いろいろな金融商品、特に最近よく出てきているような金融商品等については、専門家の御判断に基づいて合理的に算定された価格、いわゆる理論値というもので取引していくことになるんだろうというふうに考えております。

○佐藤(ゆ)委員 実際、アメリカでは、今度政府が、銀行の不良債権の買い取りで七千億ドル程度、今発表しているわけでありますけれども、この間、F R B のバーナンキ議長も、この不良債権の買い取りについてはフェアバリューで行うとい

うふうに方向性を出しているとおりであります。ぜひ、銀行等保有株式の取得につきましても、これは市場価格形成がなされているものであつても、流動性リスクの高まりからフェアバリューを大幅に下回る現象が起きているわけでありますから、フェアバリューでの買収益が銀行によって、時価とフェアバリューとの価格差が銀行にによっては買収の際のいわゆる評価益になる

わけですから、間接的な資本増強という意味合いも出でますので、ぜひこのフェアバリューでの買収益が銀行によって、時価とフェアバリューとの価格差が銀行にによっては買収の際のいわゆる評価益になる

わけですから、間接的な資本増強という意味合いも出でますので、ぜひこのフェアバリューでの買収益が銀行によって、時価とフェアバリューとの価格差が銀行にによっては買収の際のいわゆる評価益になる

わけですから、間接的な資本増強という意味合いも出でますので、ぜひこのフェアバリューでの買収益が銀行によって、時価とフェアバリューとの価格差が銀行にによっては買収の際のいわゆる評価益になる

場動向の監視を徹底し、違反行為には厳正に対処していく所存でございます。

○佐藤(ゆ)委員 空売りが我が国においてそれほど大きな量になつていないという御答弁でありますけれども、やはり株式市場における取引の二割は空売りであるというふうに伺っております。また、私の証券時代の、金融業界時代の知人に聞きましたが、大手外資系証券ですけれども、トレーディング部門のヘッドですが、やはり我が国において、この人一人が見るフローにおいても毎週複数件の空売りのフェールが起きていたということは、実際、市場関係者が言つておられます。ですから、やはりこれはきつちりと強化をして、ネーキッド・ショート・セルが現物の手だてなしのままで行われることのないように、こういう金融危機の状況ですから、ぜひお願いをしたいと思います。

それから、最後の質問になりますけれども、これは、こういう百年に一度と言われる金融危機の事態がアメリカ発で起きたわけありますけれども、今後、証券化ビジネスに対する影響、そして

その証券化ビジネスを取り巻く金融行政のあり方

という少し大きな問題になりますが、御見解をお伺いしたいというふうに思つております。

今回、この金融危機というのは、証券化市場の監督のあり方についてやや問題提起したのでは

ないかというふうに考えておるわけであります

が、特にクレジット・デフォルト・スワップと

証券、CDSとかCDIなど、こういったものの発達によって証券化商品が流通しまして、これは

投資家の観点からすれば、リスク分散機能が飛躍的に拡大したというインパクトが、好影響があつたわけありますけれども、その一方で、水面下で、債務者や発行体などのいわゆるリスク資産の売り手側の方からすると、債務が未償付に拡大できるようないい門戸を開いたというような結果にもなつたと思ひます。ですから、証券化商品の拡大

というものは、売り手と買ひ手で両方プラスマイナスがあつたのではないかというふうに思われるわざであります。特に証券化に証券化を繰り返しながらも正しい証券化商品の格付がままならないよう

な状況に陥つたわけであります。

そこで、この証券化商品というのを仮にマネー

に置きかえると、証券化商品の拡大によるレバ

レッジの拡大というのは、例えば信用創造によつてマネーが拡大するプロセスとや類するものが

あるのではないかというふうに思われるわけで

あります。そうであるならば、マネーの場合には、

当然、通貨の番人として日銀がマネーサプライのコントロールのためにベースマネーを監視してい

るわけですね。そうであるならば、この証券化市

場においては、証券市場の番人である金融庁が、

やはり今後の監督のあり方として、証券化商品の

ベースとなる裏づけ資産の発行状態、こういうも

のをきつちりと監視する、それが大切ではない

もの、今後、証券化ビジネスに対する影響、そして

その証券化ビジネスを取り巻く金融行政のあり方

といふ少し大きな問題になりますが、御見解を

お伺いしたいというふうに思つております。

この金融危機というのは、証券化市場の監督のあり方についてやや問題提起したのではないかというふうに考えておるわけであります

が、特にクレジット・デフォルト・スワップと

証券、CDSとかCDIなど、こういったものの発達によって証券化商品が流通しまして、これは

投資家の観点からすれば、リスク分散機能が飛躍的に拡大したというインパクトが、好影響があつたわけありますけれども、その一方で、水面下で、債務者や発行体などのいわゆるリスク資産の

売り手側の方からすると、債務が未償付に拡大できるようないい門戸を開いたというような結果にもなつたと思ひます。ですから、証券化商品の拡大

工あるいは販売件数の頭打ちだ、やれ債務者が支

払ひをできなくなつたとかいうことが始まつた途

端に、今度は逆回転でぐつと落ちてきて、それが

ほのかのものにも及び、今の状況に来ているわけであります。

格付というものがあるわけでありますけれども、今回も格付も問題があつたというふうにも私は思つておるわけであります。

そういう意味で、金融庁といたしましては、もちろん健全な形で健全な金融商品がどんどん売買されるというのは、これは大いに結構なことだと

思ひますけれども、御指摘のように、余りにもレバ

レッジが高過ぎるとか、余りにもわけがわから

ないまま世界じゅうに拡散しているといったもの

については、日本も含めG7でも、大変これは問

題であり、反省をし、そして、この制度について

どういふうに今後再構築していくべきらしいかと

わかれていますが、このあたり、現状の監督体制、そして今後どのようにこの証券化商品の監督

をしていくべきなのか、やや大きな問題ではあり

ますけれども、最後に金融大臣にお伺いしたいと

思ひます。

○中川国務大臣 佐藤委員御指摘のように、今回

の、日本も影響が出ておりますアメリカのサブ

ライムローンを発端とする世界的な金融危機、日

本はその大きさというのは比較的まだ小さいわけ

でござりますけれどもしかし、世界的に非常に

大きな問題になつてゐるわけであります。

原因は何かということは申し上げませんし、も

う佐藤委員はよく御存じだろうと思つております

が、御指摘のようすに、最初は普通の住宅ローン

だつたものが段階にも商品化され、そして世界

に拡散をしていつて、結果的に何が何だかわから

ないまま膨れ上がつていて、上がつてゐるうち

はまだいいんでしようけれども、これが、住宅着

工あるいは販売件数の頭打ちだ、やれ債務者が支

払ひをできなくなつたとかいうことが始まつた途

端に、今度は逆回転でぐつと落ちてきて、それが

ほのかのものにも及び、今の状況に来ているわけであります。

○田中委員長 次に、山本有二君。

○山本(有)委員 金融庁にお伺いします。

サムライ債、金融機関が損失をこうむつたとい

うように報道されていますが、現在の損失額、ま

た、サムライ債自体がどれぐらい世界で発行され

ているのか、そういうことに対するちょっとと金融

院、お願いします。

○三國谷政府参考人 お答えいたします。

まず、サムライ債の発行額でございますが、日

本証券業協会の統計によりますと、二十年八月末

で九・一兆円の発行残高と承知しているところで

ございます。

なお、サムライ債を含めました有価証券は市

場で流通するものでございますが、今御指摘のサム

ライ債の損失額につきましては、現段階では、ま

だちよつと計数は把握されておりません。

ごぞいます。

で流通するものでございますが、今御指摘のサム

ライ債の損失額につきましては、現段階では、ま

だちよつと計数は把握されておりません。

で流通するものでございますが、今御指

の回避ということをテーマに、中川大臣等にお伺いさせていただきたいと思います。

IMFがアイスランドに一千九百四十億円緊急融資した。これもさることながら、今度、パキスタンとウクライナにさらに緊急融資が必要とされ、先ごろG7で中川大臣が、IMFへの支援、大きな新しい機能の付加、こういうものを提案された由でございます。それは、日本も貢献し、よう、この金融危機に対して我々できることは最大限やっているというようなメッセージだと思います。

これは、世界に、ああ、日本がこういう場面で、こういう時期に初めて言つたなどってすごい高い評価を受けているわけでございまして、中川大臣のこの措置に対しても、今までにない、我々の金融場面に対するメッセージとしては最大価値が多かったものだというように高い評価をいたしておりますが、この具体案、ちょっと中川大臣から御紹介いただきたいと思います。

○中川国務大臣　山本委員から大変汗の出るよう

なお言葉をいただきました。本当にありがとうございます。

先日G7の会合で、私は、あのG7、あるいはIMFの会合、それからG20というもう少し広い場の会合、それからブッシュ大統領にも申し上げましたが、二つ申し上げました。

一つは、九〇年代の日本の、今世界で起こっている、あるいは起こっていることの経験、これをぜひ参考にしてもらいたいということを申し上げました。

それからもう一つは、世界的にそういう状況になつてゐるときに、それぞれの国がばらばらにやつていて、まさにIMFができるきっかけである第二次大戦の一つの原因のような状況に、まあならないとは思いますが、少なくとも経済的にはなっていく可能性がある。したがいまして、IMFという、せっかくその反省の中でつくられた機関があるんだから、それを活用しようではな

いか。

しかし、現在のままのIMFでは限界があります。たとえば、支援を受けるにしても、自分が出した金額の範囲内でしか支援が受けられないでありますとか、あるいは、今から十年ほど前のアジア通貨危機のときに東南アジアにIMFが緊急支援的な出動をいたしましたけれども、これは、相手国から見ると大変な荒療治といいましょうか、何か財政をよくする、金融制度を一応正常化するためには、財政を初めあるいは庶民生活を初め、もううひどい目に遭つたというような印象を今でもそういうの国々の方は持つておられるわけでありますから、今や、あのときIMFは悪者であったというようなことを言う人すらいるわけであります。これじやIMFというのも機能しないわけですが、さういふことを言つたというように、IMFが新しい形で、相手の本当に支援になるように、機動的に、柔軟に、そして積極的にその国に對して支援をすべきではないか。その場合には、さつき申し上げたような限度額とかそういうことだけではなくて、必要な資金は柔軟に提供すべきではないか。

IMFには、我々の調べたところでは約二千億ドルほどの使えそうなお金があるというふうに私は判断をしましたが、万が一、仮にそれが不足しちゃうような状態になつたとき、これは多分大変な状態になるんだろうと思いませんけれども、そのときには、日本は外貨準備もございます、そのままドル等の外貨をIMFに貸し付けて、そしてIMFからまた困つている国に使ってもらいたいという提案をいたしました。そして、日本の提案に賛同して、うちも出すよという形ががあれば、ぜひ参加をしていただきたい。そして、世界じゅうが世界じゅうを助け合おうという形のIMFにぜひ特に、日本に進出している大手の外資、あるいはIMFからまた困つている国に使ってもらいたいことがあります。一番ここで注目をすべきが、十月七日、一兆四千五十億ドル、ここまで損失を邦銀、あるいはそのほかのアナリスト等の分析もありますが、一番ここで注目をすべきが、〇八年

次に、IMFのことに関してお手元に資料を配付させていただきました。これは、サブプライム関連損失見通し試算などを整理させても、まだ外貨をIMFに貸し付けて、そしてIMFからまた困つている国に使ってもらいたいとIMFに対する損失を幾らと読んだかというわけであります。本当は、このほかに民間の金融機関、特に、日本に進出している大手の外資、あるいはIMFからまた困つている国に使ってもらいたいとIMFに対する損失を幾らと読んだかというわけであります。本当に、日本は外貨準備もございます、そのままで、IMFに貸し付けて、そしてIMFからまた困つている国に使ってもらいたいとIMFに対する損失を幾らと読んだかというわけであります。本当に、日本は外貨準備もございます、そのままで、IMFに貸し付けて、そしてIMFからまた困つている国に使ってもらいたいとIMFに対する損失を幾らと読んだかというわけであります。本当に、日本は外貨準備もございます、そのままで、IMFに貸し付けて、そしてIMFからまた困つている国に使ってもらいたいとIMFに対する損失を幾らと読んだかというわけであります。本当に、日本は外貨準備もございます、そのままで、IMFに貸し付けて、そしてIMFからまた困つている国に使ってもらいたいとIMFに対する損失を幾らと読んだかというわけであります。

そういう方向の中に中川大臣がすばんと日本がいました。彼らが考えたのはG7だったようですが、G7、G20にしてもちよつと難しいな、残るはIMFしかないんじゃないかな、こういう方向なんですよ。

そういう方向の中に中川大臣がすばんと日本がありました。彼らが考えたのはG7だったようですが、G7、G20にしてもちよつと難しいな、残るはIMFしかないんじゃないかな、こういう方向なんですよ。

そういう方向の中に中川大臣がすばんと日本がありました。彼らが考えたのはG7だったようですが、G7、G20にしてもちよつと難しいな、残るはIMFしかないんじゃないかな、こういう方向なんですよ。

さつき佐藤さんがおっしゃつたように、いわゆるSECの機能、つまり、個々の国自身の金融商品の開発における不健全性みたいなものもちょっとつけ加えて、とつてつまんでみて、試験管で判断してみると、どうもこれはおかしいなということを世界の金融市场の中を持ち上げていく。日本

ところにはIMFも機能するわけですが、今回このたびの金融不況、世界不況というのは、どうも端を発したのはアメリカである。そうすると、四条協議でアメリカが本当に調査の対象に実質なつているのかというと、アメリカ人がIMFを全部やつていて、アメリカ人がアメリカのこと日本がやろうじゃないか。もしなくなつたら、さらに追い貸しを日本がしようじゃないか。その中に外為特会、これをも使うこと辞さずというよう明言されました。

橋本・カンター商務長官会談で、外為特会を政

治家がいじくると政治家の首が飛ぶと言われる、何というか、ならわしやのろいがかかるつたわけですが、そののろいを解いた。この意味では、外為特会のタブーを破つたみたいな話になつて、なかなか勇氣あるじやないか、中川大臣やるじやないか、こういう評価も一種あるわけですが、いまして、大変いい傾向であるということを、もう一回汗が出るかもしませんが、申し上げておきます。

次に、IMFのことに関してお手元に資料を配付させていただきました。これは、サブプライム関連損失見通し試算などを整理させても、まだ外貨をIMFに貸し付けて、そしてIMFからまた困つている国に使ってもらいたいとIMFに対する損失を幾らと読んだかというわけであります。本当に、日本は外貨準備もございます、そのままで、IMFに貸し付けて、そしてIMFからまた困つている国に使ってもらいたいとIMFに対する損失を幾らと読んだかというわけであります。本当に、日本は外貨準備もございます、そのままで、IMFに貸し付けて、そしてIMFからまた困つている国に使ってもらいたいとIMFに対する損失を幾らと読んだかというわけであります。本当に、日本は外貨準備もございます、そのままで、IMFに貸し付けて、そしてIMFからまた困つている国に使ってもらいたいとIMFに対する損失を幾らと読んだかというわけであります。本当に、日本は外貨準備もございます、そのままで、IMFに貸し付けて、そしてIMFからまた困つている国に使ってもらいたいとIMFに対する損失を幾らと読んだかというわけであります。

ただ、中川大臣の感想を聞きたいわけですが、IMFが今のままでいいのかな。例えば、IMFが今までいいのかな、こんな投資信託でいいのかな、あるいは、こういう不動産の証

券化でいいのかなというようなことを、それぞれの国がいろいろな開発をしているわけですから、これを全部、一つの影響の高いマーケットの中心の監視役としてIMFにその機能を持たせようじゃないかというようなことが必要じゃないかと思うんですよ。

例えば、総局長内藤さんなんか証券等監視委員会の事務局長ですよ。こういう人がIMFの中に入っていてサブプライムをしっかりと見ておったら、こんなことはならぬかったかもしれない。そんなふうに思うのですが、大臣どうですか。

○中川國務大臣 務長官も、最近になつてというか私に対して、サプライムローンが原因であるということを、つまり、アメリカが原因であるということを公の場でおっしゃるようになりました。

我々の十数年前、本当に長く苦しい十数年でありますけれども、我々が誇るのはほかの国に迷惑をかけなかつたということでありますけれども、今は、どこの国が発端かは別にして、世界じゅうがみんな困っちゃっている状況にある。だからこそ、みんなで助け合つていかなければいけない、協力し合つていく、やれることをやつていこうということが必要だろうと思つております。もちろんG8議長国である日本は、G8も大事でありますし、また、G20も、今回非常に途上国、先進国一緒になつて認識を共有いたしました。

そういう意味で重要なことがあります。

さつき申し上げたように、あの反省に立つて

きたブレトンウッズ体制、ガット・IMF体制

が、今までともすれば、調査機能、研究機能は非

常にレベルが高いと素人の私でも思つております。

それで、使うからには、きちっとこれは、IM

Fが世界じゅうから集めたお金でありますから、それを機動的に今こそ使う、機能すべきではないかというふうに私自身も思つております。

きちつしなければいけない。今回、アメリカに

対して仮にやるとするならば、やはりそこはき

ちつと調査をしなければいけないと、いうのは、これはもう当然のことだろうと思います。アメリカが受けるかどうかは、これはアメリカの判断だらう、じゃないかというようなことが必要じゃないかと思うんですよ。

うと思ひます。

ただ、私は、多分山本先生と、両極端的に言う

と、極論を言うと逆になつちやうんですけれども、そんなふうに思ひます。

まあお金を出すというのもいけない。

ですから、要は、東南アジアであろうが、北欧

であろうが、アメリカであろうが、同じ基準で

ちつと調査をして分析をして、そして処方せんを

決めて、出していくということを積極的にIMF

がやるべきだという山本委員の意見に、私も賛成

でございます。

○山本(有)委員 話をがらつかえまして、新銀行東京のことやら中小企業融資やらお聞きしたいわけでございますが、時間も迫つてしまいまして

た。

これは、本当に中小企業融資というのは、さつ

きの、地獄に、六丁目に落ちる手前によつておけ

ばということばかりでございますが、特に誤解を

受けするのが、融資基準をあいまいにしたり乱脈に

しろという議論と融資枠を拡大するという議論が

混在しつつあるということでありまして、新銀行

東京も、中小企業融資に特化した銀行をつくつた

わけでありますが、何となく、乱脈経営、スコア

リングモデル、コンピューター判断みたいな、簡

単に融資できるということがいわばあだになつた

わけであります。

そこで、今回しつかりこのことを整理するため

に、中小企業庁に来てもらつてるのでお伺いし

ますが、責任共有という物の考え方。つまり、融

資する側、銀行が二〇%つき合うよ、だから銀行

の融資基準の判断に少し任せたい。ところが、二

〇〇%の判断を銀行に任せると、相変わらず、雨の

日に傘を取り上げて、晴れの日に傘を貸してくれ

るということにまたつながるんじゃないかという

ようなことが今不安視されておるわけでありま

す。

中小企業庁、融資枠を極端に拡大したというこ

の実効性、本当に中小企業に潤沢なお金を用意し

て、たとえデフォルトが多少あつたって頑張つて

貸すぞ、こういうことになつているのかどうか、その責任共有についてお話をちょっと聞きたいと

思います。

○横尾政府参考人 お答えいたします。

金融機関と保証協会が適切に責任を分担するこ

とによって、金融機関が主体的に中小・小規模企

業の経営を支援することを促すために、この責任

共有制度を導入しております。

ただ、その導入に当たつては、小規模企業者に

負担が及ばないよう、千二百五十万円までは一〇

〇%保証とする、あるいは、災害や不況などに対

応したセーフティーネット保証の場合にも、一〇

〇%保証とするといった工夫をしたところでござ

います。

今回、今月三十一日から開始をいたします緊急

保証制度におきましても、責任共有制度の対象外

でございます。この保証制度では、五百四十五の

業種が対象になります。約三分の一の中小企

業、小規模企業の方が一〇〇%保証協会の保証を

受けられるということになります。

○中川國務大臣 石井委員から今御指摘のありま

した、月曜日に総理から指示がありました。金融

及び金融と関連いたしました。経済が非常に微妙な時

期に来ておりますので、緊急対策を至急とれ。

そのとき総理が何回も言つていたのが、もうとん

かくやるべきことはすべてやり、そして、やれる

ものからどんどんやつていけという強い指示がございました。

まず、「銀行の株式保有制限の、弾力的運用」で

ござりますけれども、御承知のとおり、銀行は

ティア1相当額を上限とした株式保有が原則に

なつておりますけれども、現時点におきまして

は、この銀行の保有額は、ティア1相当額を上

回つた場合にも、現在の市場の環境にかんがみま

して、承認によつて保有を認めるということに、

既にこれは二十七日にしたところでございます。

それから、「銀行の自己資本比率規制の一部弾

力化」、御承知のとおり、銀行の持つておる有価

証券については、国内行と国際会計基準行で若干

違いますけれども、この場合、一部というのは国

内基準行でございますが、これについては、原則

は、損が出るとその損の部分を、税の計算をした

後の部分でござりますけれども、根っこは、ティ

ア1からそれを減らさなければいけない、つまり

石井啓一でございます。

まず、十月二十七日に総理から中川大臣に指示

がございました。金融市场安定化策、これについて

確認をさせていただきたいと思います。

幾つかございますけれども、その中で、株式市

場の安定化策として、「銀行の株式保有制限の、

弾力的運用」、こういう項目がございます。ま

た、金融機能の一層の強化策といたしまして、

「銀行の自己資本比率規制の一部弾力化」、こうい

う項目が盛り込まれておりますけれども、今、金

融厅としてどのような検討をされていらっしゃる

のか、また、いつまでに結論を出されるのか、ま

ず、中川大臣に確認をさせていただきたいと思

います。

○山本(有)委員 要は、金融庁を背景として銀行

及び金融と関連いたしました。経済が非常に微妙な時

期に来ておりますので、緊急対策を至急とれ。

そのとき総理が何回も言つていたのが、もうとん

かくやるべきことはすべてやり、そして、やれる

ものからどんどんやつていけという強い指示がございました。

まず、「銀行の株式保有制限の、弾力的運用」で

ござりますけれども、御承知のとおり、銀行は

ティア1相当額を上限とした株式保有が原則に

なつておりますけれども、現時点におきまして

は、この銀行の保有額は、ティア1相当額を上

回つた場合にも、現在の市場の環境にかんがみま

して、承認によつて保有を認めるということに、

既にこれは二十七日にしたところでございます。

それから、「銀行の自己資本比率規制の一部弾

力化」、御承知のとおり、銀行の持つておる有価

証券については、国内行と国際会計基準行で若干

違いますけれども、この場合、一部というのは国

内基準行でございますが、これについては、原則

は、損が出るとその損の部分を、税の計算をした

後の部分でござりますけれども、根っこは、ティ

ア1からそれを減らさなければいけない、つまり

六

り、自己資本が減つてしまつて、ということになるわけですが、ございりますけれども、国内基準行については、有価証券の評価損をティア1から控除しないということです。

現在、この作業を今専門家の先生方とも御相談

しておるところでございまして、これは、多分決算のときに間に合えばいいのではないかと思つておりますけれども、いずれにしても、できるだけ早くやつていきたと思っております。

○石井(啓)委員 米国の対応を見ても非常に実践的にやつっているんですね。時期に合わせて非常に実践的にやつっています。金融庁も、早期の対応をお願いいたしたいと思います。

次に、法律案に移りますけれども、昨日の本会議の質疑でも何人の委員から指摘がございましたけれども、本当に中小企業への貸し出しがふえるのかしらという疑念が持たれているわけです。といいますのも、過去の資本注入ではそういうことがむしろ減つてしまつたということがござりますので、今回の資本注入でもふえないのではないか、こういう指摘がございます。

そこでまず、過去の公的資本注入で中小企業への貸し出しが減つた理由、これをどういうふうに分析をしているのか、この点について確認をいたしたいと思います。

あわせて、昨日の本会議の大蔵の答弁では、中小企業への信用供与の円滑化の方策を経営強化計画に盛り込んでいる、その履行状況のフォローアップを行つて、場合によつては必要な監督上の措置をとる、このことによつて中小企業への貸し出しがふえるようにするんだ、こういうふうに御答弁をされているんですけど、その目標が未達成の場合でも必ずしも経営責任を問わないといふことになつておりますので、実効性があるのかどうか、こういう指摘がござりますけれども、これについては、あわせて見解を伺いたいと思います。

○内藤政府参考人 お答え申上します。

まず第一点の、過去の公的資本注入で中小企業

への貸出額が減つた理由ということについてのお尋ねでございます。

公的資金による資本増強のうち、中小企業向け貸し出しの増加が求められる制度となつてゐるも

のについては、その履行状況について六ヶ月ごとに報告を求めた上で、減少となつてある銀行につ

いては、その理由について改めて報告を求める

ことをお願いいたします。

次に、法律案に移りますけれども、昨日の本会議の質疑でも何人の委員から指摘がございました

たけれども、本当に中小企業への貸し出しがふえ

るのかしらという疑念が持たれているわけです。

といいますのも、過去の資本注入ではそういうこ

とがむしろ減つてしまつたということがございま

りますので、今回の資本注入でもふえないのではないか、こういう指摘がございます。

そこでまず、過去の公的資本注入で中小企業への貸し出しが減つた理由、これをどういうふうに分析をしているのか、この点について確認をいた

したいと思います。

あわせて、昨日の本会議の大蔵の答弁では、中

小企業への信用供与の円滑化の方策を経営強化計画に盛り込んでいる、その履行状況のフォロー

アップを行つて、場合によつては必要な監督上の

措置をとる、このことによつて中小企業への貸し

出しがふえるようにするんだ、こういうふうに御

答弁をされているんですけど、その目標が未

達成の場合でも必ずしも経営責任を問わないとい

ふことになつておりますので、実効性があるのか

どうか、こういう指摘がござりますけれども、こ

れについては、あわせて見解を伺いたいと思いま

す。

○内藤政府参考人 お答え申上します。

まず第一点の、過去の公的資本注入で中小企業する地域経済、中小企業を支援し、適切な金融仲介機能を發揮できるようにすることを目的として

いる今回の改正の趣旨を踏まえまして、検討を進めてまいりたいと考えております。

○石井(啓)委員 その点をもう少し確認させていただきますけれども、指標に改善が見られない場合は、報告をとつてその原因を明らかにする。な

おかつそれでも改善がされない場合は、必要な監

督上の措置をとる。恐らく業務改善命令等を出す

ということになりますけれども、それでも

なおかつ指標に改善が見られない場合は、これは

当然経営責任を明確化してもらう。こういうこと

になるというふうに理解してますけれども、そ

れでよろしくございますか。

そこで、中小企業向け貸し出しが減少となつた

資本増強行が特に多かつたのは平成十三年から平

成十五年ごろにかけてでござりますけれども、当

時の減少の主な理由といたしましては、景気や業

況の悪化による資金需要の減少、貸出先企業によ

れば、既に業務執行やリスク管理面などの面で

次に、今回この法案、機能強化法の関連でござ

りますが、中小企業向け貸し出しの円滑化とい

うところでございますが、履行状況のフォロー

アップを行い、必要な監督上の措置をとるとして

いるが、未達成の場合に経営責任を問わないとい

うことから、実効性の問題についてのお尋ねでござります。

本法案による改正後の金融機能強化法におきま

しても、現行法と同様に、経営強化計画につきま

して資本参加の決定時に公表いたしまして、半期

ごとに実施状況を報告、公表することとしてお

ります。

○石井(啓)委員 続いて、改正案では、自己資本

の基準に達しない、いわゆる過少資本の場合でも

一律に経営責任は問わないというふうにしており

ますけれども、この点についてですが、今回の米

国発の金融危機の影響で大幅な株安になつてしまつた、こういった外的な要因で過少資本に至つた場合と、もう一つは、すんな経営体質により過少資本に至つた場合、これはおのずから責任追及のあり方は異なつてくると思うんです。

後者の場合、すなわち、経営体質により過少資

本に至つた場合については、私は、公的資本注入

の申請を行つ際に経営責任を明らかにさせるべき

だ、こういうふうに考えますが、いかがでしよう

か。

○内藤政府参考人 お答えいたしました。

基本的にはさように考えております。今回の改

正におきましては、一定の数値基準等のみをもつて一律に経営責任の明確化を求める制度について

受けます。

それ以上、モラルハザードを招かないよう、責

任ある経営がなされることが大原則であると考えております。

このため、例えば過少資本の金融機関が申請を行つた場合には、申請に必要となる経営強化計画

に、これまでの経営に対する分析に基づき抜本的

な経営管理の体制の改善を図るために方策を記載

させることによって、入り口である申請の段階でスクリーニングをかけることを考えております。

また、仮に業務執行やリスク管理面などの面で

ずさんな経営体制が維持される場合には、計画の

円滑、的確な実施が見込まれないとして、國の資

本参加の基準を満たさないということになること

を明確化することも検討しているところでござ

ます。

さらに、國の資本参加後の問題でござります

て業務改善命令等を講じてまいります。

その中で、特に経営体制等の内的な問題がある

というような場合には、より強い手段をとるとい

うこともあり得るというふうに考えております。

○石井(啓)委員 続いて、改正案では、自己資本

の基準に達しない、いわゆる過少資本の場合でも

一律に経営責任は問わないというふうにしており

ますけれども、この点についてですが、今回の米

国で当局がフォローアップをする、そしてまた、

トレーードオフの関係にあるんですよ。資本注入の

申請をしやすくすれば、経営責任の明確化は少し緩

めることになるし、逆に、経営責任を余り

厳格化すると申請が少なくなってしまう、こ

れは非常に悩ましいところでありまして、いかに

バランスをとるか、ということだと思います。

今は経営責任を緩める方ばかり何かクローズ

アップされているので、皆さんも本当に大丈夫か

なという懸念を持つてますけれども、今答

弁があつたように、そうではない、やはり責任を

問うべきところはきちんと責任を問うんだとい

うことが確認をできましたので、その点はしつか

りと運用をしていただきたい、こういうふうに思

います。

それから、大手行に対する資本注入の件を確認

しておきたいと思いますけれども、改正案では大手金融機関を対象から除外しておりませんが、昨日の本会議の質問で指摘をいたしましたとおり、本来、この法律というものは、地域金融機関を対象として想定をされているはずございます。

特に、大手銀行が過少資本に陥った場合には、この法律の適用ではなくて、むしろ、りそな銀行のケースのように、預金保険法第二百二十二条第一号の資本増強の措置がとられるものというふうに考えておりますけれども、この点、大臣の御見解を伺いたいと思います。

○中川國務大臣 今回の法律案、御審議いただきているものは、中小企業を対象にした金融という形になつておるわけでございまして、今大変困っているらしやる全国の中小企業あるいは地域に対して、何とか資金面できちっと供給できるようにしようというのがこの法律の目的でございます。したがつて、中小企業向けということだけを対象にしておりますので、当然、地元に密着した、地域のいわゆる中小金融機関もござりますし、また、いわゆる大手と言われているところも、全国の支店を通じて地域の中小企業にも貸している場合も現にあるわけでござりますので、必ずしも大手行を最初から外すということは考えておりません。

ただ、石井委員御指摘のように、りそなもとのでやればいいのではないかという御指摘がございましたけれども、これはもう石井委員も御存じのことだと思いますけれども、あの預金保険法百二条第一項というのは、金融機関が破綻することによって地域の経済が大変にダメージを受ける可能性があるときには救済をするということをございます。つまり、もうこの金融機関が危ない、そして、破綻をすればその地域あるいは国全体が非常な危機になる可能性があるという場合に発動されます。つまり、もうこの金融機関が危ない、そして、破綻をすればその地域あるいは国全体が非常に危機になる可能性があるということをございます。

○中川國務大臣 八%、四%というのは、国際的ないわゆるバーゼルというルールにのつとつものでございまして、確かに国際基準金融機関、必ずしもこれは大手行に限らないんですけれども、結構地方銀行でも、国際基準でやつてある、つまり八%以上を守りながらやつてある金融機関もあるわけであります、いわゆる八%を切るか、國際基準から落ちるからということではなく、大手行であつても、中小企業金融に、その結果、国内行になるということは、自動的に貸し出し余力も減つてしまつて、この法の趣旨からいえば、貸し出しが維持する、あるいはまた、さらにできることならふやすという趣旨からいえば、私は、大手行であつても、八%云々の前に、注入するということは排除しないといふうに考えております。

○石井(啓)委員 では、時間が参りましたので、最後、質問する時間があまりませんのでちょっとお話をさせておきますけれども、総理は昨日の本会議で、修正協議に積極的に応じる旨の発言をされました。この法案はやはり一日も早い成立が望ま

として、このりそな型というのはむしろ危険なときの対応でございましたので、今回の場合は、こちらの方でやつていく方がいいのではないかというふうに思つております。

○石井(啓)委員 いや、私が確認したかったのは、大手行で、具体的に言うと八%の自己資本比率を切つてしまつた場合、これは国際業務から撤退して四%にするという選択肢もあると思うんだけれども、八%を切つた場合は、これはかなりいろいろな心配をされる状況。これは預金保険法の方の世界に入つてくるのではないかなどといふうに私は思つているんですけど、その点はいかがでしょうか。

○中川國務大臣 八%、四%というのは、国際的ないわゆるバーゼルというルールにのつとつものでございまして、確かに国際基準金融機関、必ずしもこれは大手行に限らないんですけれども、結構地方銀行でも、国際基準でやつてある、つまり八%以上を守りながらやつてある金融機関もあるわけであります、いわゆる八%を切るか、國際基準から落ちるからということではなく、大手行であつても、中小企業金融に、その結果、国内行になるということは、自動的に貸し出し余力も減つてしまつて、この法の趣旨からいえば、貸し出しが維持する、あるいはまた、さらにできることならふやすという趣旨からいえば、私は、大手行であつても、八%云々の前に、注入するということは排除しないといふうに考えております。

○中川國務大臣 私は、率直に申し上げて、金融機関が全部悪で、だからだめなんだという考えでございません。金融機関というのもそれぞれ仕事をして、何といっても国民の皆様の預金をお預かりして、そして融資とかいろいろな仕事をしておるわけであります。そしてまた、そのお金を必要としている中小企業を初めとする経済活動をしている人たちがいるわけでございますので、やはり実際に大畠先生のようになつくりで頑張つて、大変立派な大きな会社でござりますけれども、そういうところから中小企業まで含めて、資金が必要であればそこに金融機関が資金を提供する。そしてさらに、そこですばらしい、大畠さん

作のすばらしいものができる、日本じゅう、世界じゅうの消費者やいろいろなところに渡つていくことを冒頭に強く求めておきたいと思います。

○大畠委員 民主の大畠章宏でございます。

今回、当委員会に付託されました金融機能の強化のための特別措置に関する法律及び金融機関等

の組織再編成の促進に関する法律及び金融機関等

改正する法律案並びに保険業法の一部を改正する法律案等に関する質問をさせていただきます。

私は、ちょうど九〇年二月の総選挙で初めて当選させていただいた者であります。その当時も

バブル経済、日本の土地バブルというのがあります。して、中川大臣も覚えておられると思いますが、

ねれ手にアワというような言葉が世の中に飛び交いました。私も、物づくりの世界、原子力の設計

部で仕事をしておりましたけれども、物づくりの

世界から見れば、ねれ手にアワとは何だろう、物づくりの世界ではねれ手にアワなんかないんであります。着実に条件に合う製品をつくつっていく。一瞬にして物はできませんから、何年もかけて、原

子力発電所であれば七、八年かけてつくるという

ことになるわけであります。その一方では、何

の変哲もない土地を一億円で買つて、半年後に二

億円で売るというようなことが社会的に報道されおりました。何ということが起つたんだろう、

こうう思いを持つてこの政治の世界に入りました。まさに正直者ががばかを見ない社会にしなければならない、こう思つて努めてまいつた次第であります。

○大畠委員 最初に、いろいろと事前に質問の内容について通告してございますが、大臣、基本的にこの法

律、今回の措置というのは金融機関の救済な

か、それとも中小企業あるいは金融機関に預金を

預けている国民の救済なのか、ここら辺がどうも

いつもあいまいなまま前回も行われたように記憶

しているわけであります。これについての大臣

分議論の上で、早急に結論を出されるよう強く要

請しておきたいと思います。

○大畠委員 その上で質問に入ります。

〔委員長退席、江崎(洋)委員長代理着席〕

○中川國務大臣 私は、率直に申し上げて、金融

機関が全部悪で、だからだめなんだという考えでございません。金融機関というのもそれぞれ仕

事をして、何といっても国民の皆様の預金をお預

かりして、そして融資とかいろいろな仕事をして

いるわけであります。そしてまた、そのお金をお

要としている中小企業を初めとする経済活動をし

ている人たちがいるわけでございますので、やは

り実際に大畠先生のようになつくりで頑張つてい

る、大変立派な大きな会社でござりますけれども、

そういうところから中小企業まで含めて、資

金が必要であればそこに金融機関が資金を提供す

る。そしてさらに、そこですばらしい、大畠さん

作のすばらしいものができる、日本じゅう、世界じゅうの消費者やいろいろなところに渡つていく

ということによつて日本も世界も発展をしていく
というのがあるべき姿だらうというふうに思つて
おります。

この法律は、そういう中で、ことしの三月で実
質切れていたわけでござりますけれども、今の世
界的な金融情勢、そしてまた実体経済へも影響が
出てまいりました。そういう中で、日本にも、金
融というのは一瞬にして世界を回りますので、い
つ、影響が出かねない。

あるいはまた、私は大臣目安箱というものを財
務省と金融庁につくりましたけれども、全国から
毎日何十通、何百通というお手紙、ファックス、
メールをいただきますけれども、貸し渋りに遭つ
ているとか困つてあるというような連絡もいただ
いているわけでありまして、また金融機関の方か
らいろいろな悩み、実情なんかもいただいてお
ります。

そういう中で、とにかく中心は、地方の頑張っ
ている中小企業の人たちに、本当にそれを資金
面、金融面から後押しをさせていただくために、
国が一定の条件のもとで資本を注入するというこ
とによってそういう目的が達成できるというこ
とがこの法律の目的でございます。

○大畠委員 前回も十二兆五千億投入しました
が、結果的に、その後の経過を見ると、いわゆる
中小企業に対する貸出額は、先ほど松野さんの資
料を見せていただきましたが、五十兆円以上減つ
てしまつたというような実績もあるわけです。そ
こら辺を考えると、今回この法律案に中小企業、
中小企業と追加の文言が入つておりますが、そこ
ら辺を反省して今回の法律案は中小企業に対する
融資が滞ることなくということを考えたお詫か
なと思つておりますが、現実問題、もう既に私の
ところに届いております、大臣のところにも目安
箱でいろいろ入つてあるという話であります、
中小企業の方々に対する金融引き締めで運転資金
等に大変事欠くという言葉も出てきております。
こんな中で、従業員の家族を含めて生活を維持
していかなければということで金策に走つてゐる

社長さんとか、その中で、従業員を半分に減らし
てでも懸命に物をつくり、社長さんみずから真っ
黒くなつて働いている方々の実例も私は見聞きし
ております。

私は、確かに金融というのは大臣がおつしやる
ように大事なものだと思いますが、最終的には、
中小企業といつもののが継続をし、そこで働いてい
る人のところに給料が回り、その従業員の人が家
族を養う、結局、国民の生活をどう支援していく
か、こういうことがこの法律案の最終目的だと思
います。国の資金を注入したら途中で金融機関で
消えてしまつて末端まで回らないとすれば、何の
ための公的資金の注入かというのがわからなくな
るわけでありまして、そこら辺は大臣にも十分注
視をしていただきたいと思います。

ところで、実は、書店に今は、「ソロスは警告す
る」という本がマスコミ界で出回つてゐるわ
けです。特にこの「ソロスは警告する」という本の中に、
私も読ませていただきましたが、この方はもう七
十歳を超える方でござりますけれども、投資家で
ありまして、一兆数千億の資産を有するといふこ
とですが、この方の顧客等を見ますと、経済を行
う者は歴史を勉強しろ、歴史とそして哲学を持た
ざる経済はいずれ破綻するということが書いてあ
るわけです。この中に、去年の十二月書いたもの
ですが、アメリカの市場原理主義による経済はい
ずれ破綻するということがもう既に警告として
入つてゐるわけですね。

いずれにしても、今回麻生内閣が誕生いたしま
した。福田内閣も国民生活を重視するということ
を言いながらも一年で残念ながら放棄せざるを得
ないという状況になつたんですね、麻生内閣と
いうのはどっちを向いて仕事をする内閣なのかとい
うのが私は今よくわからないんですね。小泉政権
のときに、小泉改革だ小泉改革だ、こういうこと
で改革を標榜しまして、安倍さんもそれを後を繼
いでいるわけですね。

いだ。そして、今度は福田さんになつてから、軌
道修正しますという、額だけはそつちを向いたん
ですが、体は相変わらず小泉改革を進んでしまつ
た。

麻生さんになつてから、さてどんな方向に行く
のかというのがよくわからないわけでござります
が、私は、この際、この市場原理主義という考
え方、アメリカを中心とする考え方を転換すること
がやはりこの状況下では必要だと考えますが、大
臣はどうにお考えでしようか。

○中川国務大臣 市場原理主義という言葉そのも
のに対しておまえは賛成か反対かと言われれば、私は、
市場原理主義、市場万能というのではなくな
りませんし、まず日本と限界を持たせなければいけませんし、まず日本と
いう国は、困つてゐる人がいれば家族で、周り
で、そして社会で、国で、みんなで助け合つてい
く、そして、最終的にはセーフティーネットを國
がしっかりとつくつていかなければならぬ、その
ために法律も制度も予算も公務員も要るという形
だらうと思います。

市場原理主義というのに行き着くところは多分
リバーアサン的、何というんでしようか、弱肉強
食の世界でいいんだ、負けた人は、これは能力が
ないんだ、あるいは運もないんだということで片
づけてしまうような社会では日本は今までも長い
歴史なかつたと思いますし、今もあつてはなりま
せんし、これからもあつてはならないといふふ
に思つております。

○大畠委員 基本的に私も大臣とその点の認識
は共通するところでありますが、かつて小泉政権
下で、ホリエモンですか、世界の寵児と言われ
たような方もおられましたけれども、先ほどの
ジョージ・ソロスさんの警告でありませんが、歴
史と哲学を持たない者が経済をもてあそび始める
と、結局、私は、行き着くところはこういうこと
になるんじゃないかという感じもいたしますし、
やはり実体経済というものをもつと大事にしなけ
ればと考えております。

そこで、大臣にお伺いしたいことは、私たち民

主党としても、民主党金融対策チームというの
を、お手元に資料をお配りしておりますが、大塚
さんという参議院議員が座長となつてまとめてい
ただきました。流動性不足対策ですか信用収縮
対策、金融システム対策、証券市場対策、その他
留意事項、いろいろとまとめていただきまし
たけれども、特に資本注入する場合の経営責任の
明確化や情報開示が当然必要と考えますが、この
件についての大畠の御認識を伺いたいと思いま
す。

○中川国務大臣 私も、この前の予算審議のとき
に、予算委員会での御質問でこの法案に関するよ
うな御質問のときに、たしか民主党の議員だった
と思いませんけれども、お名前は忘れましたが、民
主党的今のお話は大変参考になりますと。今、ある
意味では世界的危機でござりますし、それを日
本に及ぼさないようにするために、党派を超
えてよく議論をして、できるだけいいものをつくつ
たりわけまた御指導をいただきたいというふうに
思つております。

民主党金融対策チームが取りまとめられました
資本注入する場合の経営責任の明確化ということ
について、もちろん、さつきから議論が出ており
ますように、何でもかんでも経営責任を問わない
ということではないわけでありまして、ずさんな
経営に対しては、これは経営責任はとつてもらわ
なければなりません。

ただ、今回の場合には、それと全く違う要因、

外的要因もあって、もうどうしようもなく仕入れ
品の値段が上がつてゐるとか、あるいはまた世界
的な金融の状況が波乱になつてゐるとか、あるいは
は、残念ながらお客様、つまり国民の所得が伸び
ていないとか、こういった状況の中で、どこもみ
んな中小企業は、どこの地域でもみんな苦しん
で、そして頑張つておられるわけあります。そ
ういう中で、多分、共通の認識をこれは持つてい
ただけるものというふうに思つておりますので、

私は、この経営責任というものは、今回は前法と違います。一律には問わない、こういうことにありますけれども、やはりるべきものはきちっととつていかなければ、ましてこれは国民の税金を使わせていただくわけでございりますので、一定の経営責任というものは当然必要になつてくるだろう。

ただし、それが余りにも、金融庁の例えは指導だとか、世の中の流れの中で、何か資本注入をちょっとでもすると、あの会社は危ないのでないかとか、そういうふうにいわゆる風評的なもので逆効果になることも、この大事な微妙な時期だけに我々としては恐れ、そして避けなければならぬというふうにも思つております。

○江崎(洋)委員長代理退席、委員長着席

【江崎(洋)委員長代理退席、委員長着席】

○大畠委員 基本的に経営責任をやはり明確にすることが、国民の理解を得ることも大事だし、今大臣がおっしゃるように、余りそれを強くしていいかというのではなく、そこら辺をどう担保していくかということですから、いろいろ混乱もあるということですから、そこら辺をどう担保していくかというのは、ぜひ当委員会の中でも御論議をいただきたいと存ずるところであります。

さらには、情報開示という問題。金融機関の情報開示、そういう場合にはきちっと情報開示する方が大切じゃないか、前提条件として必要じゃないかということも言われているわけですが、この問題については大臣はどのような御認識か、伺いたいと思います。

○中川国務大臣 基本的に、情報開示というのとは、特に国民の税金を使わせていただいている場合には必要であり、排除すべきではないと思します。

私は、このところに一つの相談事がありました。一生懸命まじめにやつてある企業でございますが、三年間の納期で新たな仕事を受注したんですね。その社長さんも一生懸命頑張っていますから、従来の仕事は仕事で順調にやつてあるんですが、新材料を買って、かつ加工して製品を仕上げるといふ技術開発を含む仕事を受注しました。三千万の仕事をとつて、そして三年後、完成したらそのお金が入るんですが、その間、その研究開発と、材料を買って、一言で言えば運転資金というんですか、これが必要なので、金融機関にこういう仕事を受注したんですが、お金を融資してくれませんかと言つたところでは無理です、こういう話があつて、融資を拒否されてしまつた。

そこで、自分の努力の範囲内でその仕事をしようと思って、従来やつてある仕事の一部の返済金を少し、一年、二年延ばして、そこに余剰金をつくつて、それで材料を買って加工してこの仕事をやろうかと思つたら、金融機関から、そういうことをするとあなたの大企業の信用がまた落ちますよ、ですからやらない方がいいんじやないですかということを言われて、延期も認められないといふことがあります。私もといたしましては、このような取り扱いに沿いまして、今後とも適切な対応を徹底してまいりたいと考えております。

また、金融機関との間で債権譲渡などをを行う場合にあります。顧客に対する説明に努めることが重要であると考えております。こういったことにつきましても、具体的には、監督指針等において、金融機関が与信取引に関する説明態勢、あるいはそれを補完するさまざまな相談態勢、こういったことを整備することを示しているところでございます。

また、私どもは、さまざま手段で借り手の立場のお声もお伺いしながら、今後とも円滑な金融機能が発揮されますよう努めてまいりたいと考えております。

○横尾政府参考人 お答え申し上げます。

現下の厳しい経済情勢のもとで、中小企業、小規模企業の資金繰りは大変厳しく、その資金繰りによって禁止されている行為であります。これらの

度の許す範囲においての情報開示というものは、私は、一般論としてこれは当然のことだろうとうふうに思つております。

○大畠委員 今御指摘をいただいたようなもの以外は、原則として情報開示すべきだということで受けとめさせていただきます。

続いて、具体的な課題について、何点か実例を挙げながら、中小企業庁、金融庁、法務省にもお伺いしたいと思います。

私は、ところに一つの相談事がありました。一生懸命まじめにやつてある企業でございますが、三年間の納期で新たな仕事を受注したんですね。その社長さんは一生懸命頑張っていますから、従来の仕事は仕事で順調にやつてあるんですが、新たに技術開発を含む仕事を受注しました。三千万の仕事をとつて、そして三年後、完成したらそのお金が入るんですが、その間、その研究開発と、材料を買って、一言で言えば運転資金といふんですか、これが必要なので、金融機関にこういう仕事を受注したんですが、お金を融資してくれませんかと言つたところでは無理です、こういう話があつて、融資を拒否されてしまつた。

そこで、自分の努力の範囲内でその仕事をしようと思って、従来やつてある仕事の一部の返済金を少し、一年、二年延ばして、そこに余剰金をつくつて、それで材料を買って加工してこの仕事をやろうかと思つたら、金融機関から、そういうことをするとあなたの大企業の信用がまた落ちますよ、ですからやらない方がいいんじやないですかということを言われて、延期も認められないといふことがあります。私もといたしましては、このような取り扱いに沿いまして、今後とも適切な対応を徹底してまいりたいと考えております。

また、金融機関が与信取引に関する説明態勢、あるいはそれを補完するさまざまな相談態勢、こういったことを整備することを示しているところでございます。

また、私どもは、さまざま手段で借り手の立場のお声もお伺いしながら、今後とも円滑な金融機能が発揮されますよう努めてまいりたいと考えております。

○横尾政府参考人 お答え申し上げます。

現下の厳しい経済情勢のもとで、中小企業、小規模企業の資金繰りは大変厳しく、その資金繰りによって禁止されている行為であります。これらの

禁止に反して違法、不当な取り立てがされた場合には、業務改善命令のほか、業務停止命令や許可の取り消し処分によって厳正に対処することになつております。

法務省では、サービスに対する定期的立入検査を実施することによりましてその業務の監督に努めているほか、個々の債務者の方々からの苦情の申し立てがあつた場合にも必要な調査を行つております。今後ともサービスの業務運営が適正に確保されるよう指導監督を強めていきたいと思つております。

○大畠委員 そのような基本的な考え方で臨んでいたという話であります。現実問題は、かなり悪質な取り立て業者のところに転売をされて、結局、もとの金融機関は、譲渡することによつてリスクを回避して、まあ一言で言えば知らんぷり。

そして、残された債務者が非常に追い詰められて、ちょっと前のこととは、保険金で払えということで自殺に追い込まれているという事態も現実的にはあるわけですね。

ですから、今お三方からお話をございましたが、この件については現実をよく注視して、どんなにさりに対応をしていただきたいということを強く要望しております。

それから、先ほど大臣からも非常に厳しい状況に現在あるということ、私もいろいろと調査をさせていただきましたが、まさにこれは非常事態と申します。

この件は、まさにこれが左と右されてしまうのでありますから、ちよつとしたことで株価が上がり下がったり、それにメーカーといいますか中小企業が左右されている。そして、そ

のままで、確かに委員御指摘の、元本返済を凍結し金利のみを支払う、あるいは返済期限の延長を行ふ、こういった返済条件の緩和も重要な手段の一つであるというふうに考えております。

その中で、確かに委員御指摘の、元本返済を凍結する場合には貸し付け条件緩和債権としてリスク

管理債権になつてしまりますけれども、監督指針の中で、金融機関が貸し出し条件を緩和した場合

は、緊急マニュアルそのものにこのことを載せるなど何かについては、細かいことについては私は詳しくわかりませんので、次のマニュアルの見直しがときに向けてやつていくということになります。

また、マニュアルそのものにこのを見ながら金融機関が融資等の判断ができるだけ経営者の経営の実態とか、あるいはまた地域の実情とか、あるいは経営者の能力あるいはやる気とか、そういうのを見ながら金融機関が融資等の判断ができるように、ある意味では後押しをするぐらいの気持ちでやるべきである。

そしてまた、関係金融機関の代表の方にも来ていただきましたし、二つの役所に目安箱を、本当に多くの情報を毎日毎日いつぱいいたいでおりまます。それだけ大変なんだうなということを実

講ずることとか、いろいろとあるでしょうけれども、先ほどもちょっと御答弁がありましたが、この際、返済期間を延長して債務者の負担を減らしたいとしても、金融機関に対する金融庁の、先ほどB.I.S規制の八%、四%というのがありましたが、そんなことを言つていたら、正直言つて中々零細企業はこれから年末にかけてかなりの打撃を受けることは火を見るよりも明らかじゃないかと思うんです。

したがつて、この際、決してこの金融機関の状況というものの目をつぶれとは言いませんが、逆に言いますと、非常事態、戦時下に入つたとして、このような元本凍結、金利のみ返済することに対するとかあるいは返済期間の延長を容認するとか、そういう非常手段をとるべきだと私は考えておりますが、金融庁としての御見解を伺います。

○谷本副大臣 ただいまの大畠委員の御質問にお答えさせていただきます。

二十四日の財務金融委員会で小沢委員からも同趣旨の御質問がございましたので、繰り返しの部分もございますが、お許しをいただきたいというふうに思います。

金融庁といいたしましては、金融機関に対しても、中小企業金融の円滑化、これを徹底していくと

う対応をしているところであります。これまで

も、大臣がみずから借り手の声を聞く大臣目安箱の設置でありますとか、あるいは中小企業庁と合

う対応をしているところですが、これまで

も、大臣がみずから借り手の声を聞く大臣目安箱

の設置でありますとか、あるいは中小企業庁と合

う対応をしているところですが、これまで

も、大臣がみずから借り手の声を聞く大臣目安箱</

感謝しております。きょうもまだたくさん情報が来ると思いますけれども、いずれにしても、先ほど局長の方からも必要があるかどうか研究をしますという答弁でございました。私も、大臣通達を出す方向で考えてみたいというふうに思つております。

○大畠委員 この件は、この法律案が成立するか成立しないかということ非常に大事なポイントにもなつてゐると思いますので、いつもの中川大臣のように、歯切れよく、すぱっと決断をされますよう要請しておきます。

それから、地域における経済の問題について先ほど御質問をさせていただきましたが、この際、日本における金融の抜本対策というものが求められております。短期的対策と長期的対策というものが、短期的対策だけでは、これになると見えません。政治家というのはなかなか先が見えません。将来展望を指し示すこと、いわゆる明るい未来なのが暗い未来なのが大きく変わりますから、私は、中川大臣、将来展望をきちっと指し示すことは大事だと思います。この件について、大臣と日銀の方から、それぞれ御答弁をいただきたいと思います。

○中川国務大臣 金融担当大臣として、将来へ向かっての金融行政のあり方ということでよろしいのでしょうか。

やはり、日本の国が今後どういうふうになつていかかという方向性というものをしっかりと応援できるような金融、そしてそれを後押しするような金融行政をやらせていただきますということですと余りにも抽象的過ぎますが、そういう決意でございます。

もう少し具体的に申し上げますと、短期的には、流動性の確保とか、いろいろな問題を解決していくなければなりませんし、中長期的には、金融サービスというものがまず国民の信頼を改めて引き続き将来に向かつて構築し、維持していくことが大事だらうと思います。そしてまた、金融サービスがきめ細かく、例え

ば高齢社会においてもあるいは少子社会においても、日本じゅうどこに住んでいても同じようなレベルの高い金融サービスが受けられる、これは、すと、お金預ける方もあるいはまたお金を借りる方々に、両面で質の高い金融サービスが受けられるようにしていくための金融行政というものを目指します。

○西村参考人 お答えさせていただきます。

現在、米欧の金融機関の破綻などを背景に国际金融市場の緊張が著しく強まっています。こうした金融情勢は、米欧経済を初めとして世界経済に非常に大きな影響を及ぼしているということも事実であります。日本経済についても、海外経済の減速が明確化するもとで、当面停滞を続ける可能性が高いと見ております。

先行きのリスク要因でござりますけれども、景気の面では、国際金融市场や世界経済の情勢が一段と悪化しその影響が及ぶおそれがあるなど、下振れリスクが高まっているというふうに考えておられます。一方、物価の面では、足元、若干の低下が見込まれるものではあります、新興国の資源需要が非常に根強いということを背景に、上振れリスクにも注意が必要であるというふうに考えております。このように不確実性が極めて高い状況においては、さまざまなりisk要因に十分注意するということが必要であると考えます。

金融政策運営につきましては、経済、物価の見通しとその蓋然性、上下両方のリスク要因を丹念に点検しながら、それに応じて機動的に金融政策を行つていく方針であります。

また、現在のように金融市場の緊張が著しく強い局面では、中央銀行としてなし得る最も重要な貢献は、やはり流動性を通じた金融市場の安定確保ということであります。そうした観点から日本銀行は、潤沢な資金供給を実施しておるほか、流動性改善のための措置、企業金融円滑化のためのC.P.現先オペの積極化など、さまざまな金融調節方面での対応策を公表、実施しております。

日本銀行としましては、今後とも、国際金融資本市場の動向を注意しつつ、我が国金融市场の安定確保していく所存であります。(発言する者あり)

○大畠委員 今御答弁を賜りましたけれども、今、小沢さんからも何するんだよという話がありましたが、もうちょっと明確な指針というものをやはり日銀としても示すべきではないかという感じを持ちました。

さて、そういう中で、先ほどから宮澤内閣府副大臣には、冒頭からずっと聞いていただきましてありがとうございます。

内閣府として、先ほど中川大臣からも市場原理主義政策の転換を図ることが必要だとと思うという趣旨の話をいたしましたけれども、この話と、それから内需拡大というのを今求められているんですね。輸出ばかりではだめだ、日本国内の、住宅産業とか何か、内需拡大をきちっとしなきゃいけぬという指摘もござります。それから、長期展望に立つ地域経済と国民生活の安定策を示してほしいという要求もございます。

これらをあわせて、宮澤内閣府副大臣に御答弁をお願いします。

○宮澤副大臣 多岐にわたる御質問をいただきましたけれども、まず、市場原理主義の問題、マー

ケット至上主義の問題でありますけれども、私は、基本的にはマークettというの大事だらうと思っております。多数の参加者がいて、情報を共有化して、しかもその中で価格が決まっていくことはやはり尊重していかなければいけないことだと思っております。

ところが、アメリカ型といいますか、特にマーケットの周辺部、派生商品とかまた周辺商品の分野では、やはり強い者が弱い者からむしり取るようなるところが多く見受けられる、情報が大変多い人が情報の少ない人を引き込んで得意な土俵で随分荒稼ぎするといったことも多々見受けられるということは常に頭の中に入れながら、マークettというものとつき合つていかなればいけない。

まさに原理主義そのものは認めることはできない

んだろうというふうに私自身も思つております。

それから、内需でござりますけれども、現在、政府の中で第二次の経済対策ということを検討しておりますけれども、国民生活と日本経済を守るために、第一に生活者、第二に金融対策、中小零細企業等、第三に地方という三つを重点分野にしておりますけれども、国民生活と日本経済を守るために、第一に生活者、第二に金融対策、中小零細企業等、第三に地方という三つを重点分野にしておりますが、内需という観点からしまさと、やはり一番中心になるのは住宅になろうかと思います。

住宅投資を、かなり今下降しておりますけれども、これをどうやってふやしていくのか。世界経済がなかなか難しい中で、やはり日本の住宅投資をどう活性化するかということが非常に大事だろうと思つております。住宅投資となりますとまさに減税でございまして、住宅ローン減税の拡充を柱にいたしまして、これから、例えばリフォーム、また長寿命住宅、一百年住宅等々という必要な施策がござりますので、そういうものをあわせて柱にしていきたいというふうに考えております。

それから、三点目が地方経済についての御質問でござりますけれども、さつきちょっと申し上げましたように、今回の対策の一つの柱には地方といふことをしております。

ただ一方で、これまでの動きを見ていて、地域がなかなか、若者が住んでそこで生活をして一生を送るという夢を持ってない地域が多数出てきているということは、やはり大変問題だらうと思います。かつては農業だったと思います。また、その次には土木建築業といったことで、そのままれた地域で生活して一生を送れるというある程度の図がかけたのが、今がらがら崩れているということがあります。かつては農業だったと思います。また、

中で、やはり生まれた地域で仕事があつてそして生活ができる、そういう大きな政策転換といったものを、もう少し知恵を出しながら考えていかなければいけないのかなど個人的には思つております。

以上でございます。

○大畠委員 ありがとうございました。

もう一問ありましたが、時間でありますからこれまで質問を終わりますが、ぜひ中川大臣には、この委員会で真剣に論議して、柔軟に対応しながら、早急に取りまとめて、この法律案が成立するようになります。

○田中委員長 次に、古本伸一郎君。

○古本委員 民主党の古本伸一郎でございます。

大臣におかれましては、御就任おめでとうございました。

重要な規範というふうに伺っておりますので、ぜひ充実した審議をしてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

まず、昨日の本会議でも我が党中央の中川筆頭の方から御指摘があつたと思うんですが、与謝野さんが、ハチに刺された程度だと受けとめですか。○中川国務大臣 たしか与謝野大臣がハチに刺された程度だとお越しただくには理事会協議が要るということで、ちょっとお願いをするのを忘れておりましたので、本人がいない中でなんですが、中川さんの受けとめでいきますと、大体何に刺された程度だと受けとめですか。

○中川国務大臣 たしか与謝野大臣がハチに刺された程度だとおしあつたのは、リーマンのとき（古本委員「あのきつかけのときです」と呼ぶ）いつもおつしやつたんだでした。○古本委員「あの話です」と呼ぶ）サブプライム全体の話です」と呼ぶ）サブプライム全体の問題ですか。（古本委員「あのきつかけのときです」と呼ぶ）いつもおつしやつたんだでした。○古本委員「あの話のきつかけのときです」と呼ぶ）いつごろおつしやつたんだでした。○古本委員「あの話のきつかけのときです」と呼ぶ）いつごろ御発言されたかによつてまた状況が違うと思うので、済みません、お願いします。

○古本委員 では、少し置きかえますと、サブプライムに端を発した、証券化商品に端を発した、今日的な混乱を招いている我が国の金融市场における

ける状況は大体どういうふうにござるか、

一言でお願いします。何に刺された程度ですか。

○中川国務大臣 現時点の日本のアメリカ発サブプライムローン問題に端を発した金融そしてまた経済の状況というのは、日本の経済状態が、その

サブプライムローン問題が起る前の世界に比べて非常に成長が遅かつたという状況もある中でのこの問題でございますから、じわじわとこの問題が外から日本に對して押し寄せてきているというところで、何に刺されたかというと、うまい例えが出ませんけれども、これから本当に命にもかかわるような、クマンバチというのですか、ああいうものに刺されでショック死しないようにするために今全力を挙げて頑張っているというのが、私の今、御質問に対しての浮かんだ答えでございます。

○古本委員 御本人がいらっしゃないのであれですけれども、私は与謝野さんというの非常に洒脱な方だと思っていまして、そういう意味では、あの局面で、何とか政治からの強烈なメッセージとしてそのように表現なさつたと受けとめるんですね。

それで、今クマンバチという話でございましたが、昨日、その与謝野さんが記者会見でこうおっしゃっています。金利の問題ですけれども、欧洲中央銀行総裁が追加利下げを示唆したことによるふうに思います。

○古本委員 委員長のお許しをいただいて資料をお配りいたしております。ちょっと手書きでナンバリングをいたしておりますので見づらうござりますが、資料の十八、十九をごらんいただきたいと思います。今回の、まさに中小零細の全国の経常者の皆様並びにその従業員、御家族に、本当に今大変な思いをされている中での、まさに国としての支援をどうするかという大変な法案の議論に入っているわけありますが、これは日本銀行から出しているわけであります。これは日本銀行か

川さん、どうでしょうか。つまり、〇・二五では足りないということを言つておられるんじゃないでしょうか。同じ閣内にいらっしゃる、しかも、

今回の全体の対策を打つていくかなめの大臣として、こう会見されておられますけれども、印象を聞かせていただけますか。

○中川国務大臣 私の立場では二点申し上げおかなければいけないと思います。

一点目は、私は金融庁という金融行政を担当しておりますけれども、今の利下げというのは金融政策の一番コアの部分の業務でございまして、これは政府とは完全に独立した日本銀行の所掌していることでございますので、私から政策金利がどうあるべきだということは答えを控えなければならぬということが第一点目でございます。

それから、今御指摘のように、与謝野大臣は大変頭がよくて洒脱な方でございますだけに、あの方の真意を私が理解できるかどうかというの大変自信がございませんので、できれば、与謝野大臣に直接お伺いを受けた方が正確ではないかといふふうに思います。

○古本委員 委員長のお許しをいただいて資料をお配りいたしております。ちょっと手書きでナンバリングをいたしておりますので見づらうござりますが、資料の十八、十九をごらんいただきたいと思います。今回、まさに中小零細の全国の経常者の皆様並びにその従業員、御家族に、本当に今大変な思いをされている中での、まさに国としての支援をどうするかという大変な法案の議論に入っているわけであります。これは日本銀行か

○古本委員 今お答えいただいたとおり、大体五十兆円オーダーで貸出金残高が減り、そして有価証券に回したのが大体六十兆円オーダーでふえている、こういう話になります。

この間に、まさに二〇〇六年の量的緩和の解除後、日本経済がどうなったかという議論に入るわけあります。これは、本当にお金を必要としているところに回らずに、実はだぶついていたのが、二〇〇八年三月では百八十四・四兆円に減少しております。

○西村参考人 お答え申します。

○古本委員 今お答えいただいたとおり、大体五十兆円オーダーで貸出金残高が減り、そして有価証券に回したのが大体六十兆円オーダーでふえている、こういう話になります。

年の三月では四百十九兆円に低下しております。

○古本委員 では、あわせて、有価証券の残高、つまり、金融機関が運用に回した、証券投資に回したという残高であります。この間にふえたのか減ったのか、数字で答えていただけますか。

○西村参考人 お答え申します。

先ほどは国内銀行の数字で申し上げました。今回も国内銀行の数字で申し上げますと、一九九年の三月においては百二十二・六兆円であったものが、二〇〇八年の三月では百八十五兆円に増加しております。

○古本委員 続いて、資料の十九をごらんいただきたくと思います。話題になつております中小への貸し出しということでまいりますと、この間、残高ベースで中小はふえていますか減っていますか、数字で答えてください。

○西村参考人 お答え申します。

年には四百七十二兆円であったものが、二〇〇八年には四百九兆円に低下しております。

○古本委員 では、少し置きかえますと、朝日新聞を見ておりますと、これは朝日新聞を見ておりますと、当の地銀の受けとめ方は、「四

国との地銀関係者は「経営責任を問わない」という議入り」ということあります。これが新聞記事ですから。ちなみに紹介しておきますと、当の地銀の受けとめ方は、「四

が、実態はどうなるか」といふかる。東海地方の地銀幹部は「手を挙げたら、結局は金融庁主導で数値目標を設定させられるのは」。貸し渋り防止に対しても、「地域経済の低迷で、貸したくても貸す先がなく頭を抱えている」(近畿の地銀)と望み薄。こうしたことになつて、本件の恐らく最大の判断のポイントになるのは、本当に中小零細に回るんだろうかということなんです。

さて、そこで大臣にお尋ねしますが、預貸率を今回注入によって各行に目標設定を求めますか。

○中川国務大臣 まず、今のお話を聞いておりまして、確かに私の目安箱にも、借りたいんだけれども借りられないんだというものが多いくらいで、それでも、逆に中小金融機関の方は、貸したいんだけれども貸し先がないんだよねというのもございまして、つまりこれは、長い間のあのバブル崩壊以来の三つの過剰の一つである負債整理というものがもう何年もかかる企業は苦労して、そして、太体それが大分進んだんだろうというふうに思つておりますけれども、もちろん、借りたくても借りられないという方も非常に多いと思います。しかし、貸したくても貸せない、あるいはまた借りなくていいやという企業も、どうも私のところに来るものを見ると、借りたい方が多いのありますけれども、そういうものもあるんだろうと思います。

いろいろなこういう今混沌とした、そしてまた毎日が非常に複雑微妙な、緊張感を持たなければいけない状況でございますから、今おっしゃったように、貸せる企業がないとか、いろいろなものがある。あるいは、注入したら何か悪いわざが立つんじやないかとか、そういう御懸念もある意味では当然だろうと思います。それらを我々は払拭しなければいけないと

いづれにしても、今回の注入を仮にする場合は、預貸率というものについては特に条件とはしておりません。

○古本委員 今、預貸率の目標は付与しないとい

うことによろしいですね。(中川国務大臣)条件にはしない」と呼ぶ条件にはしないということです。そうしますと、現行法、三末で切れております。

金融庁の方からいただいた資料十五番をごらんいただきたいと思いますが、これが、話題になつております経営強化計画のひな形であります。これに基づいて各行から申請をいただいて、金融庁にて判断をするという、これは古い方です。これを書きかえて、今回新しく府省令に書き直すといふことであります。まだ法律ができるいないので、これがないということで古いものしかいただけませんでしたが、これでいきますと、第五、第七の書きぶりがどうなるかということが恐らく問われるんだと思います。

今、課題提起いたしましたのは、第七の「地域における経済の活性化に資する方策」ということで、あります。資料の十七、「中小企業又は地元事業者に対する信用供与の残高の総資産に占める割合及び経営改善支援等取組先企業の数の取引先の企業の総数に占める割合を含む」云々を「指標として掲げ」ということなんですね。ですからこれらは、各行が本当に中小零細に貸したかどうかを、極端に言えば、百億を資本注入した銀行が右から左に百億中小企業に回ったならば、極めてわかりやすいですよね。つまり、こういうトレースができるかどうかということなんですよ。

ところが、この経営強化計画の府省令は、まだできていないということで国会には出していただけませんので、どうなるかわからぬ。少なくともお示しいただいているのは、六ヶ月に一回のチェックだけである。

大臣、先日来、与党の先生も中小に回せとおつしゃつているわけですから、これはデーリーでもチェックしたらどうですか。デーリーが無理でも、せめてウイークリーでも、本当にお金が回つたかどうかトレースできるんじゃないでしょうか。半年に一回ですよ。百億円突つ込んだ銀行が借り手がないとか。

が本当にそれを中小に回したかどうか半年先にチェックします、こんなことでいいんでしょうか。

○内藤政府参考人 お答えいたします。

まず、現行の制度でございますが、今委員御指摘のとおり、中小企業または地元事業者に対する信用供与の残高の総資産に対する割合、こういったものを指標といたしまして経営強化計画をつくり、それを監視していくことございま

す。

それから、金融機関がやはり半期ごとに決算をしつかりしたものをつけ出してまいりますので、それを踏まえてチェックをし、この履行状況をきっちとチェックすることございまして、もっと頻繁にというふうな御指摘ございまして、それは必ずしもしっかりと資産査定をされたというようなものでもございませんし、その数字についてそれぞれの金融機関の事情もあるうかと思いますので、これについては、私どもとしては、半期ごとにまず基本的には計画の進捗状況を報告するという現行制度を踏まえながら今後も対応していくのが適当ではないかというふうに考

ただし、こういう監視の中で、私どもとしては、密接にフォローアップをしてまいりまして、問題がある、特に内生的な経営の問題があるとい

うようなときには、業務改善命令等も含めた厳し

い対応を考える、そういうことも必要だというふうに考えております。

○古本委員 いや、これは実務的な話じゃないん

ですよ、大臣。与党の先生方も、まさに中小に本

当に回るんだろうかということで、さつきもだれかのときに拍手が出ていたじゃないですか。

つまり、今回、仮にあるA行に百億突つ込んだ

ならば、そのA行は、その百億円のうち一体どのくらいの目標で預貸率に回すのかということをた

かは言いませんけれども、半年でも十分さかの

ばつて調査はできると思います。

○古本委員 つまり、半年に一回のその検査でそれは事足りる、こういうことによろしいでしょ

か。

○中川国務大臣 やつたかどうかについては、データをきっちと金融機関としては残さなければいけないですから、それは、半年であつてもいい

ことは言いませんけれども、半年でも十分さかの

ばつて調査はできると思います。

○古本委員 いいとは思わないということは、も

うちょっとピッチを縮めた方がいいという御感想

ですか、御希望ですか。

○中川国務大臣 毎日とは言わないとおっしゃいましたけれども、一年じゃ長過ぎるし、毎日、

言っているんですから。借りたい人は山といますよ。だけれども、リスクをとりたくない銀行が貸してくれないんですよ。それが日本の実態でしよう。つまりは、大臣に、預貸率の目標を掲げることの決意はありますかと聞いているんですよ。

つまづいただけでは話にならないんじゃないですか。なぜならば、当の地銀が借り手がないでしょ

一週間じや短過ぎるしといふところで、ちょっと無責任っぽく聞こえるかもしませんけれども、半年に一遍でもこれをチェックするということは、やはり借り手側の金融機関にとっては、十分私はある意味では抑止になるのではないかというふうに考えます。

○古本委員 これはぜひ同僚議員も与党の先生方も、今後議論をしていただく中で、結局、先ほど

日銀に数字を言つていただいたように、本当は金融機関はお金が余っていた。一方で、貸し出しの残高は減つていたんです。そして投資に回してしまつた。こういう実態を数字として言つていただいた上で、今回、幾ら二兆円、巷間十兆円に拡大といふうわさもありますけれども、幾ら突っ込んで、またぞろ証券化商品にしか回らないようでは、せつからくのお金が水の泡になりますね。

その意味において、本当に回るかどうかのこのフォローの仕方については、別途府省令でとまた

言つておきます。一年で一回の検査では長過ぎるし、デーリーはちょっとと金

融機関も煩雑になるだろうし、役所も大変だろうし、中をとつて半年ですといふ話なんですが、違う、さつきそうおつしやいましたよ。

では、その期間というよりも、このひな形も含めて府省令に今後落としていくときに、いかにトレースするか、実際に突っ込んだお金が本当に回ったかのトレーサビリティ、どうやってトレースしていくかというところについて、今の段階で何か妙案はありますか。

○中川国務大臣 別勘定にするといふことも金融の常識としてはなかなか難しいと思いますし、ただ、やはりそこは、半年に一遍、場合によつては緊急であればいつでも行けるわけでありますけれども、注入したお金がどうなったんだということ

を当然説明を聞くわけでありますし、行く方もブロ

ーがありますから、そこできちっとしたチェック

はしなければいけないし、また、私は、それを前

提にした法律でございますから、するべきです

し、しなければいけないと思つております。

○古本委員 同時に、貸し出しの上限も大臣の腹

づもりを聞いておきたいと思うんです。

仮に、今言つておられる、今年度の予算総則

ベースでいければ二兆円ですね。この二兆円を、対

象行が、メガと地銀を合わせて百十数行、それか

ら信金、信組を入れて全体で五百五、六十行多分

あると思うんですけども、これに、今話題に

なつていて農林中金等々の中央機関を入れて五

百七十ぐらいでしょうか。大体このうち何行ぐら

いがこれを利用されるというもろみですか。感

覚ですよ、今大臣として、相場観で結構です

よ。

○中川国務大臣 いや、相場観は全くありません

ん。したがつて、さつきから二兆というお金が現

に、法律は切れておりますけれども、残つている

ことは事実でありますけれども、よく言われる十

兆とか二兆とか何兆とかというのは、私の頭の中

には全く二兆も十兆も現時点ではないわけで、む

しろ、この趣旨を理解して、必要ないという方が

いらつしやればこれは一番いいのですけれども、

資金繰りに困らなくて。資金繰りに困つて、でも

頑張つて中小企業に融資したいと思つている金融

機関の方に用立てていただきたい、そしてそれ

は、決して変なうわさが立つような金融機関では

ないんだという形でお使いたいだければありがた

いななどいう定性的な意識はござりますけれども、

さて相場観は幾らかななどということについては、足

りなくなつちやつてまた手続するのも面倒くさい

ですから、多ければ多いほどいいやと思うと、そ

うんですが、政府保証、第四十五条であります

が、「国会の議決を経た金額の範囲内において、」

係る債務の保証をすることができる。こういう

ことでありますね。対象が五百六十から七十行ぐ

らある中で、最終的に申請がどれだけ上がつてくるかによりますけれども、何となれば、一行当たりの上限は設けない、こういうことでよろしいのでしょうか。

○中川国務大臣 一行当たりの資本注入枠というのでしようか、これは設けません。

○古本委員 ということは、仮に二兆円として、ある特定の行には全額入つて、残りは申請がなかつたという場合も、それはあり得べし、こういうことでしようか。

○中川国務大臣 今例は、二兆円だけ用意して

あつて、一行しか手を挙げない、それで二兆円と

いう場合ですね。経営強化計画あるいは審査会

等々の手続を踏んで適正であれば、別に全部とい

う意味じゃなくて、二兆円必要だという判断が出

てくれば、そういうこともあります。

○古本委員 資料の十一、十二、十三あたりをご

らんいただきたいと思うんですが、これは、全国

の農協さんの一組合当たり平均の事業内容なん

ですよ。

今話題になっている農林中金は、もうこここの委

員の皆さんに申し上げるまでもなく、農家の皆さん

いは漁業の皆様からお預かりしたお金を、県信

連を介して農林中金に集め、運用し、そして配当

をお支払いしていく、こういうビジネスモデルで

すよね。こういうことになつてゐるんですが、実

質的には、やはり農業関係、生活その他、農家の

方々に密接した分野における収益は赤字なん

ですね。それを貯う分野として、まさに、信用を中心

にあるいは共済を中心へ支えてゐるといふこのビ

ジネスのモデルがあるわけです。こういう中で、

では、その集めたお金を、ある意味大変な高利回

りで回さなきゃいけないという強烈なミッショ

ンがこの農林中金にはあつたんだろうと思われま

す。

資料の十二、十三をごらんいただきたいと思う

んですですが、今話題になつています証券化商品で

す。ですから、含むサブプライム商品ということ

だと思うんですが、残高ベースで七兆円余の運用

をなさつておられるようであります。これは資

料の十四でごらんをいたしますとさらに鮮明に

なりますが、アニュアルレポートを見ますと、有

報の種別保有残高、国際業務部門、海外のウエー

トが四〇%。まさにリスクマネーをとりにいつて

いる実態が明らかになります。

さらに、ちょっと前後いたしまして恐縮であり

ます。ですが、資料の六でございますが、これは金融庁

の資料ですが、サブプライム問題を受けた今回の

主要機関の損失額の状況ということで、これは確

定ベースです。ですから、含み損ではなくて確定

ベースでまいりますと、話題になつておられるシティ

銀行とかAIGがずっと出ております残高あるい

はこの証券化商品の残高をとらんになつて、これ

農林中金さんのこの今国際業務部門が持つておら

れます。ですから、含み損ではないであります

トで、この上位は設けない、こういうことでよろしい

のでしょうか。

○中川国務大臣 申しけつけございません、わかり

ません。

○古本委員 今話題になつておられるこの農林中金さ

んは、この議論の中で、現段階では政府の皆さん

は組み込んでおられますね。ですから、ここ

が多分にかぎを握つてゐると思っておりまして、

同僚議員からまた後ほど農林中金の話はあろうか

と思ひますので、きょうのところはこの辺にとど

めおきますけれども、つまり、農林中金法の一

条によれば、「農林水産業の発展に寄与し、もつ

て国民経済の発展に資することを目的とする。」と

いうことで設置をされてゐる農林中金におかれ

て、結果として、大変高い預託率で、しかも、海

外の投機性の高い商品に運用せざるを得ない状況

になつていて、こういう状況なんです。ですから、こ

のことを少しこの委員会でも議論をしなければ、

次のステージには進めない。

さらには、大臣は今、総額二兆円と仮にしたな

どでありますから、仮に一社という話の中で、それは一社しか

申請がなければそういうこともあり得べしといふ

ことでありましたけれども、何となくさういふ感

しがいたします。ですから、こういう問題を含んでいることは大臣も当然御存じでいらっしゃると思いますので、今後の議論の慎重審議を切に求め るわけでござります。

さて大臣、定額減税が何かまた変わるそうですね、報道によれば。給付型というんでしょうか、いろいろ与党協議の中で定額減税が給付金にな る。「変更で大筋合意」というけさの報道が出てお りますけれども、資料の一と二をごらんいただきたいと思うんです。

これは、平成十一年の定率減税を入れたときの条件なんです。閣議決定文書です。「個人所得課税及び法人課税の在り方についての抜本的な見直しを行うまでの間の措置として、「所得税及び法人税の減税を実施する」。そして、平成十八年の、これは、閣議決定し小泉さんが定率減税を廃止なさったときには、定率減税の廃止につきましては、「平成十八年分をもつて廃止する。」これだけしか入っていないんです。この件については、当時の谷垣大臣を初め、累次にわたって議論をしましたことを記憶いたしておりますが、抜本見直しというのではなく、やはり所得税制の見直しであり、消費税の議論であり、いわば税の公平性をどれだけ高めいくかという議論であり、大変大きな議論を含んでいるこの所得税の定率減税の廃止の局面だつたわけです。

これは資料で二十二二十三につけておりましたが、現実問題、この定率減税を廃止した二〇〇六年を境目に、これは同時に量的緩和の解除もあつたわけでありまして、企業部門にはマネーが回らなくなり、家計部門からは定率減税の廃止によりマネーが吸い上げられ、結果、金融機関にだけお金がだぶついて、気づいたらサブプライムに手を出していた。それを今回助けるという話になつておりますので、これは大臣。そこで、いいことをおっしゃつておられますね。資料の三をごらんいただきたいと思うんですね。これはたしか大臣の文章だと思うんですけども、中央公論に寄稿されておられます。大臣の

が鮮明となれば、定率減税の復活。購買力の低下を
税減税を進める。仮に〇八年度の物価上昇率を二
%とすると、被雇用者の実質購買力は二・六兆円
落ちる。ちょうど定率減税の廃止による負担増
二・六兆円と見合つていて、定率減税の復活がそ
の購買力を維持させる金額になる。

これが定額に変わり、つまり、減税というのは
一たん納めた税の所得の再分配機能の調整であり
ますので、納めていただいた人の額に応じて減税額
が多くなるというのが定率減税ですね。だから
らこれがいいと大臣がおっしゃっていたんです。
違いますか。それが定額減税にまたぞろ変わり
気づいたら、きょうの報道によれば、今度は給付金。
これは大臣として非常に断腸の思いでいらっしゃる
んじゃないかと思いますけれども、本心をお聞かせください。

○中川国務大臣　これははつきり申し上げておか
なければいけないのは、私は、中央公論でこれ以
外にもいろいろなことを、自分の思いを、政策を
提言しております。もつと別の面のところでおし
かりを受けることを覚悟していなんでありますけ
れども、そちらの方からのおしかりは今のところ
ないわけでありますけれども、定率減税で二・六
兆円分の所得の減をカバーできるというふうに私
はそのとき判断をいたしました。

要するに、税というのは、今古本委員もおっ
しゃったように、複雑であり、そして多岐にわ
たっておりますから、やはり一長一短あるんだと
思うんですね、同じ減税をやるにしても。ですか
ら私も、定額減税と定率減税、一長一短あるなど
思いながら、この七月、つまり六月に原稿を書い
ているときに、定率減税を復活することがいいの
ではないかというふうに思つて書いたわけあり
ります。

私は現在財務大臣として、今、党の方で協議を
していただき、最終的には近々政府と協議をして
結論を出していきたい、こういうふうに考えてお
ります。

○吉本委員 定額減税といいますか、最終的にどうも給付金になるということで与党内で御議論いただいているようですが、当時、かつて、子供がいる世帯に支給した九年の地域振興券、このときには、これは逆に政府の評価として、大半がもともと買う予定だった生活必需品の購入に回つただけだった、したがつて、当時の経企庁の判断としては、新たな消費に回つたのは使用額の三分の一程度だったと分析しているんですね。

だから、これははつきり言いまして、きのう麻生さんがまたおもしろいことをおつしやつておられたようですねけれども、大臣の庶民感覚を聞かせていただきたいです。年収二百万円の本当に例えはシングルマザー世帯なんかが、この給付金が仮に成つていくんなどしたならば、これはもう食べるもので精いっぱいだと私は思いますよ。まずその感想を聞かせてもらいたいですね。これが一項目。

次に、さりとて、いわゆる耐久消費財ですね。日本のGDPへの寄与度ということいろいろお

尋ねしてもなかなかないので、あえて国税庁の会社標本を利用して少し申し上げますと、いわゆる日本の法人税の寄与度、つまり法人税を納めておられる業種でいきますと、第一位は機械工業、製造業なんです。一番納めています。それから、第二位が運輸通信です。これは、まさにガソリン高であえいでおられる業界が払っているんです、運輸通信。それからサービス業が三番目、四番目が卸売、そして化学工業 小売と。ちなみに、金融なんかはもうはるかかなた下の方ですけれども。ちなみに、こういう状況の中で今何が起きているかといつたら、液晶テレビは、これはなかなかもう歩どまっていますよ、例えばこれから年末ボーナス商戦に入りますけれども。それからコンピューターも、非常に安いものが大変売れ筋になってきています。これは、当然企業は、利幅を減らしても、ラインをとめるわけにいきませんから、赤字覚悟でも生産をし続けてそれを供給するという、もうぎりぎりの状態ですよ。こん

な状況ですと法人税なんか入ってきませんよ。つまり、その場しのぎの、ばらまいたとしても、それは、大半の人はもともと買う予定だったなものを見ただけであって、新たな耐久消費財の消費の喚起にはならないんです。そういう意味では、大臣のおっしゃるようすで思つて、我が家も液晶テレビを買おうかなが、例えば最高額二十五万円の減税が入つてたのが、例えれば今やれば、冬のボーナスでありますから、それで、例えば今やれば、冬のボーナスで思い切つて我が家も液晶テレビを買おうかなという人はあるかも知れない。

これは大臣の庶民感覚を聞きたいと思ひますけれども、液晶テレビが買える人、買おうかなという気になる人というのは、大体、所得階層でいくと年収幾らぐらいの人だと思いますか。感覚ですよ。

○中川国務大臣 私も液晶テレビが欲しいんですけど。（古本委員お宅にないんですか）と呼ぶはいい、買おうと思って一年ぐらいずつと。ですから、私がどういう立場なのか自分で言つことは避けますけれども液晶テレビを買いたい人はどういう人かと言われるけれども、液晶というか、プラズマでもいいんでしようけれども、薄型できれいな画面で、いろいろな情報というかツールの入つている、テレビというよりは画像のあるＩＴ製品と言つたらいいんでしようか、ああいうものは多分皆さん欲しいんじゃないでしょうか。

○古本委員いやいや、ですから、きのう總理は、ちなみに我が党の同僚議員の委員会質問で、もう大臣には聞きましたけれども、カップヌードル一個が四百円だとおっしゃつてあるんですよ。

つまり相場感覚なんです。

つまり、大体どのくらいの所得階層の人ならば、次の冬のボーナスで、非常に株も下がつて懷も寒いけれども、ありがたいなちょっと先行投資になるけれども、いずれ地デジになるし、それじゃ思い切つて買おうかなという気になれるゆとりのある人というのは、年収二百万円のシングルマザー世帯ならなれませんよ。こここの世帯には確かに、こういうことがあれば、食料品を買わなか

さや、サヌハツニ分が功ハツニヒ、ニルは忍

き、いなかつたが、あたしか思つたといふ。これが新規で
めます。多分あるでしょう。だけれども、日本の法人税の寄
与度からいえば、圧倒的に多数を占めている製造
業、サービスの部門に対する応援にはならないん
ですよ。

れません。しかしその先には、所得がふえる、給与がふえる、それによつて国民が、ぜいたくとは言いませんけれども、欲しいものがいろいろ頑張れば手に入るあるいは食べられる、そういう社会にしていきたい、そういう経済状況にしていきたいというのは、そういう意味では私は古本議員と

かつているんです。
そこを差し引きますと、実はネットで見ます
と、九一年をゼロと置いた場合、ちょっと僕が読
み上げますけれども、二百七十三兆円の金利を國
民の財布に金融機関が払わなかつたという議論が
ある一方で、企業部門では二百九十六兆円金利が

大臣、住宅ローン減税がまた、あしたかあさつ
てですか、総理が発表。まだこの住宅ローンで國
民を惑わすんですか。これは、仮に過去最高額の
六百万円という控除になりますと、「二十年度」で終
わると信じて頭金を突っ込んで本当に駆け込みで

れません。しかしその先には、所得がふえる、給与がふえる、それによつて国民が、ぜいたくとは言ひませんけれども、欲しいものがいろいろ頗る漲れば手に入るあるいは食べられる、そういう社会にしていきたい、そういう意味では私は吉本議員といふというのは、そういう意味では私は吉本議員と全く同感であります。

そこで差し引きますと、実はネットで見ますと、九一年をゼロと置いた場合、ちょっと僕が読み上げますけれども、二百七十三兆円の金利を国民の財布に金融機関が払わなかつたという議論がある一方で、企業部門では二百九十六兆円金利が助かつた、こういう話があるんです。これに加えて、大臣、公債費ということでいけば

大臣、住宅ローン減税がまた、あしたかあさつてですか、総理が発表。またこの住宅ローンで国民を惑わすんですか。これは、仮に過去最高額の六百万円という控除になりますと、二十年度で終わると信じて頭金を突っ込んで本当に駆け込みで買った人からしたら、何だという話になるんですね。これ、少なくとも過去に一回しでかしているください。

まさに食うためで精いっぱいだという階層がどんどんふえている。そういう中にあって、なかなか液晶テレビを買おうかということにはならないですよ。それで相場観を聞いています。年収でいえば大体幾らぐらいの人かなと聞いているんです。す。

であるならば、大臣が主張している定率減税の方が筋が通っていますよ。日本の景気を本当に底支えをし、個人消費を喚起し、そして物を買おうかなというきっかけになるという意味では、残念ながら、今提案なさっている給付金では、日々のお米を買うので消えてしまうと思う。それは強く指摘しておきたいと思います。

それで、せっかく日銀が来ているので、もう一回だけ。

ば、国としてはどのくらい助かっただんですか。では、一言で言ってください。何兆円助かっただんですか。

んでですよ、政府は。この委員会で私は何回もやりましたけれども、実は、税源移譲と小泉さんが言いながら、所得税から住民税へ移しましたよね。あのときに、何と十八年の十二月末入居者と十九年の一月一日入居者で、この二年にわたりまして財務省は九百億円増税しているんですからね。つまり、ローン控除ができなくなつた分が、それは税制が変わつたんだというので一蹴して、九百億円分、たつた一日

私も、今それで何を言いたがつたかというと、
人も物もお金ももっと動くようにならうよ。
そうしないと日本が元気になりませんね。それ
で、みんな今閉塞状態ですから、だから、企業も
価格を上げられないから厳しい、従業員の給料も
上げられない、したがって購買力も減る、云々か
んぬん、こういう循環ですから、これを何とか断
ち切りたい。ですから私は、一言で言えば、一人
一人の収入を何とかふやしたいというのが、その
雑誌あるいは最近書いた本でも、私の一つの一番
大きな目標なんですね。

お配りしている資料の二十をごらんいただきたいと思うんですが、実はこれは、かねてから日銀がおつしやつておられる利子所得の推移なんです。結局一九九一年、これからずっと低金利の時代に入つてきましたので、九一年をゼロと置いた場合の、いわゆる得べかりしといいますか、逸失金利、これは、高齢者世帯を初め預金のある皆様に約三百六十兆円の金利を銀行は払わなくて済んだ、いわゆるお年寄りの皆様の預金金利はスズメの涙しかつかなかつた、こういう話をよく与野党を超えていろいろな先生方がおつしやつています

度における表面利率の加重平均が、先生がおつしやった一九九一年度で六・一%、それから二〇〇六年度で一・四%ということで低下しておりますので、仮に、相当大胆な仮定ではございますけれども、平成三年、つまり一九九一年の金利がずっと続いたということにいたしますと、十八年度の利払い費は三十一兆になります。実際の決算額は七兆円でござりますので、その差は二十五兆円上回るということでございまして、これを一九九一年からの累積でいきますと、百七十兆円というような計算になります。

入居したタイミングが違うだけで、しかもローン控除の制度変更じゃないんですよ、税源移譲という、国税から地方税へ移しましたという、まさに政府の都合で行つた税制改正にもかかわらず、九百億円分を、ローンを組んだサラリーマンや大変御苦労なさつてローンを組んだ多くの皆様の財布から奪っているんですよ。

さらには今回ですよ。これはいい話でしょ、このローン控除は、歓迎しますよ。だけれども、これは過去最高額で、今百六十万ですからね、いきなり六百万円ということになっちゃつたら、慌て

ですから、そういう意味で、おっしゃつていいる
ように、その結果購買力がふえて少し余裕ができる
たから、液晶テレビというのは多分何年に一度の
大きなお買物だとは思いますけれども、さつき
言つたように、私も含めてみんなそれは欲しい、
一家に一台は欲しいということが、みんなで所得
の差があつても買えるような経済状態あるいは所
得状態にしていきたい。日本を景気をよくしてそ
ういうふうにしていきたい。
麻生總理が景気をよくして元気を出したいと言
うのは、何も、法人税をふやすことも大事かもし
ない。

一方で、日銀がつくつてくださつて、けさやつと間に合つたのでちよとお配りはできなかつたんですが、企業部門を見ますと、今度は逆に低金利のおかげで設備投資ができ、そして物をつくり、そしてそれをまたそこの従業員、家族に労働分配できる、こういふメカニズムでいいますと、実は支払い利息は逆に助かっているんです。当然です。さらに、住宅ローンを抱えておられるいわゆる働き盛りのサラリーマン家庭あるいは家を建てた方によれば、これは低金利のおかげで随分助

○古本委員 つまり、大臣は金利については口出しきないとおつしやいましたけれども、百七十九円から助かっているじゃないですか。そういうことなんですよ。

つまり、今、本当に手を打つならば、これはもうはつきり言って、量的緩和、さらには金利の引き下げ、ゼロ、マイナスも含めてお金を供給するしかないと思うんです。だからきょうは聞かせていただきました。

きょうは時間が来ちゃったんですけども、最後にもう一点だけ、済みません、委員長、お許し

て買った人が損を見るじゃないですか。この段差の調整あるいは激変緩和措置は織り込みますか。織り込むべきですよ。これをやるなら、大臣の庶民感覚を聞かせてください。これはひど過ぎる。それを信じて慌てて頭金を用意して、なげなしの預金をはたいて家を買った人に説明つかないです。

○中川国務大臣 まだ現在、これはもう本当に総理主導で、しかし与党で議論をしている最中でございます。今の御指摘は承りました。

いずれにしても、住宅ローン減税そのものにつ

いて評価をしていただき、ありがとうございます。

○古本委員 要するに、税制が変わればそれに従うのは当たり前です、法治国家ですから。だけれども、家という商品は、大変リスクをとつてみんな投資しているんですよ。それが買ったタイミングによって翻弄されるというのは、これは税のたてつけとしてもっとほかの方もあるんじゃないかという研究をした方がいいという課題提起ですので、よろしくお願ひいたします。

ありがとうございました。

○田中委員長 次に、松野頼久君。

○松野(頼)委員 民主党的松野頼久でございます。

大臣、財務大臣、金融担当大臣、御就任おめでとうございます。ぜひよろしくお願いをいたします。

○中川国務大臣 先ほど申し上げましたけれども、二兆円というお金は残っているわけですが

ますから二兆はやはりそのまま使うということは、これは常識的にもそなんだろうと思いま

す。

問題は、どのぐらい必要なのか。用意して、そして審査をして、個別に一件一件注入をしていったときにどのくらい必要なのかということについては、全く私自身も相場観がございません。そういう意味で、二兆か十兆なのかと言われるよりも、私自身は、二兆プラスアルファとしか今の段階では申し上げられません。

○松野(頼)委員 総括は大体お決める必要があると僕は思っていますね、この法案が成立するまでの間には。

それと、少なくとも、二兆にお決めになるか十兆にお決めになるかわかりませんけれども、その財源は何をお考えになつていますか。

○内藤国務大臣 二兆か十兆ではなくて二兆プラスアルファであつて、十という数字も今頭の中にはございません。いずれにしても、財源は政府が保証するということでございます。

○松野(頼)委員 今、枠を決めているところでは政府保証でいいと思うんですけれども、実際にこれが実行する段になったときにはお金が発生するわけですから、やはり財源の裏づけというのは当然必要なことではないかと思うんですけども、

そこをお答えいただけないでしょうか。役人でもいいですよ。

○内藤政府参考人 今大臣答弁がございましたように、政府保証をいたしまして、現在は二兆円の政府保証枠がございまして、実際には、預金保険機関が民間から資金を調達する、それについて政府保証を付すという形で資金調達いたしまして、その資金でもって資本の注入参加を行うということです。

○松野(頼)委員 どうもはつきりしないですね。では、今回の金融機能強化法で注入をする予算額、投入額というのは二兆だけなんですか。

○内藤政府参考人 現在の予算で付されておりまして、これが二兆円ということです。

○内藤政府参考人 二兆円という枠がございますけれども、これがさらに何か必要であるというようなことが想定されるならば、これを政府保証のお金が見えなければ、政府保証はもちろんするにしても、政府のお金をそこに突っ込むわけじやないじゃないですか。預金保険機構としての負担

能力の金額というのが今現在どれぐらいあるのかというのを聞いています。

○内藤政府参考人 ちょっと今手元に預金保険機構の詳細な数字はございませんけれども、預金保

険機構というのは、先ほど申し上げたとおりございまして、預金保険の保険制度そのものについては、金融機関から保険料というものを徴収いたしまして、それでもってこの預金保険制度というものを運営しております。

他方、金融機能強化という制度につきましては、これは出し切りという制度ではありませんで、資本を注入する、いすれこれは返つてくるということが前提でお出しをするという制度でございまして、これにつきましては、その資金繰りを支援するという必要がございますので、預金保険機構に対する政府保証ということで資金繰りを支援いたします。その資金でもって資本を注入するという仕組みでございます。

○松野(頼)委員 十年前の早期健全化法、あのとくには、たしか枠何十兆といふことをまず決めまして、そこで破綻処理を行つていつたという経緯で、その中で破綻処理を行つていつたといふふうに考えております。

○松野(頼)委員 そうしたら、では預金保険機構の負担能力というものは今幾らあるんですか、政府保証がつくという前提で。

○内藤政府参考人 負担能力といいますか、預金保険機構は公的な機関でございますので、その資金調達については政府保証という支援をいたしまして、そこで資金調達をするという仕組みになつております。

○松野(頼)委員 ですから、よく報道されているような仕組みでございまして、この二兆円についてはあくまでも金融機能強化という観点から使われるような仕組みになつてございます。

○松野(頼)委員 ですから、よく報道されている二兆という数字があるじゃないですか。そうするところは全く違つたフレームで捻出をしなければいけない、財源の当てをつけなければいけないということになりますよ。

○松野(頼)委員 ですから、その勘定にある程度の支援を受けて資金調達をしているといふことはございませんで、一般的な破綻処理でありますとか、現在も過去の債務をしょつてているという

事情もござりますので、それについて政府保証というものの支援を受けて資金調達をしているといふことはございませんで、一般的な破綻処理でありますとか、現在も過去の債務をしょつているといふことになります。

○松野(頼)委員 ですから、その勘定にある程度の支援を受けて資金調達をしているといふことはございませんで、一般的な破綻処理でありますとか、現在も過去の債務をしょつているといふことになります。

○内藤政府参考人 この金額につきましては、何

ん。制度的に中小企業の金融に支援をするという形で、金融機関のサポートをしていくこという意味において資本注入をするということでございまして、その状況判断でございますが、金融市场の急激な変動というものが生じた場合にも、金融機関の財務の安定性を図るとか、より積極的なリスクテークを行つていただけるよう、そういう支援の観点から、二兆円で足りるのかどうか、今後の状況判断を十分しんしゃくした上で考えていくべき問題だというふうに考えております。

○松野(頼)委員 ちょっと余りかみ合わないの

で、こればかりやついてもしようがないので次に行きたいと思うんですけれども、ある程度の見通しは当然はつきり出すべきだと思います。新聞報道では、二兆なか十兆なか、いろいろな数字が躍つているわけですから、では無尽蔵にそ

のお金はあるのか、財源は一体どうするんだといふことが当然不安になつてくるわけですよ。ぜひそこはしっかりと、こればかりやつていてるわけにいきませんので、ある程度その安心感も含めた形の枠を出していただきたいということをお願い申しあげます。

○中川国務大臣 もう条文のとおり、読むまでもございませんがそういう目的で、こういう世界の

状況が非常に緊迫している中で、日本の金融システムを守り、特に中小企業に対して資金を供給し

てもらう、そのためには、必要であれば資本注入をすることによってございまして、その目的を達成するための法律でござります。

○松野(頼)委員 要は、金融機関の自己資本が段

損をして自己資本比率が下がった場合には、それは公的資金を注入して必ず銀行は立ち直るんです

ね。ただ、今回のこの法律の目的は、中小企業金融を円滑にするという方に主眼が置かれている、それによって地域経済を守るんだということに主眼が置かれているというふうに思います。

ちょっとお配りをした資料をごらんになっていただきたいと思います。

前回の金融機能強化法の場合には「信用供与の円滑化」という文言だつたんですね、目的が今

規模の事業者に対する信用供与の円滑化」とい

う、中小規模の事業者という言葉が明確に入っています。そのことは非常に評価をしたいと思う

んですけども、ただ、ではこの言葉が入つたか

らといって、本当に中小企業に対する資金繰りに

対して、金融機関の融資が活発になるのかという

疑問があるわけですよ。

一枚めくつていただきたいと思います。これは

早期健全化法のときの告示ですね。もう一枚め

くつてください。十年前の早期健全化法のとき

に、やはり公的資金を金融機関に注入をしたと

き、八番として、「国内向け信用供与の減少を回

避するような方策を策定し、これを実行すること

と、特に中小企業者向け貸出しの総額について

は、原則としてその残高を増加させること」今回

のこの法律の文言よりももつとはつきり中小企業

に対する金融の残高をふやせということを言つて

いたんです。

にもかかわらず、もう一枚めくつていただきた

いと思います。貸出残高の推移というデータがつ

いております。この告示が出されたのが、一九九

九年十二月、このときには国内銀行の中小企業貸

し出しは三百三十兆ありました。現在、二〇〇八年八月末で、いえ百七十八兆、これだけ減少して

いるんです。信用金庫も同じです。七十一兆から六十三兆、信用金庫は頑張っていますね。その

後、信用組合に関しては十四兆六千億から九兆三

千億に下がっているんです。

だから、あえてこういう質問をさせていただく

のは、今回この金融機能強化法が成立をしたか

らといつて、素直に中小企業に対する資金が円滑

に融資がなされるのかという、過去の検証をする

と安心できない側面があるからこういう質問をさせていただくわけです。ぜひ大臣、このことにつけて御答弁いただけますでしょうか。

○中川国務大臣 それは松野委員のおっしゃって

いることはよくわかります。

この法律の改正は、この四条の七だけではなくて、随所に中小事業者という言葉が追加されてお

ります。したがつて、目的はあくまでも中小事業者に対する必要なお金を貸し出す、貸し出しが自

己資本その他いろいろな事情で難しい場合には資本注入をするということになつてゐるわけがあり

ます。

ただ、ではこれだけでなるかというと、私は、

これだけでは正直言つて難しいんだろう。つまり、トータルとして、貸し渋り対策とか、金融監

督で行つたときに、さつきも御議論がありました

ように、どうぞ目書きをして、リスク管理だけ

じゃなくてリスクテークもしっかりとやってくださいとか、そういうものとトータルとしてやらない

とか、本当に目的が十分達成できるかどうか。

さつきのお話にもありましたように、いや、借りたりとも借りられないんだとか、あるいは借り

たくないんだとかいういろいろな個別の事情もあるわけでございます。ただ、これによつて、少なくともお金はいつでもそろいましたよ。

問題は、銀行の方もきちんと前向きに審査をする、金融機関も審査をする、あるいはいろいろな地域の

方も前向きにやつていて初めてその目的が達成できるんだろうと思いますけれども、これはあくまでも資金をこれだけ、何兆円か現段階ではわから

りませんけれども、用意しましたということで、

そういう意味でこれは重要なだというふうに御理解いただきたいと思います。

○松野(頼)委員 しつこいかもしませんが、十

年前、同じ議論がありました。これは私たちも、

中小企業に迷惑をかけてはいけないということで

金融国会というのがあつて協力をしたはずなん

ですね。これは、与野党一緒にこの金融の問題は協力をしなければいけないと、金融機関の公的

資金の注入というものに対して協力をして、こう

いう形をつくり上げたんです。

ただ、そのときも、中小企業者に対する貸し出

しはふえるんだというふうに僕らは思つていたん

ですね。実際には、今の数字を見ていただいて検

証した場合には、確かに公的資金の注入が行われ

て金融機関は元気になりました、でも中小企業者

への貸し出しは減りましたというのが、前回の、

十年前の総括になるのではないかと私は思いま

す。

またぞろ今回もこういう形で金融機能強化法と

いう法律をつくつて、銀行の破綻は安心になります。

した、だけれども、しばらくしたら中小企業貸し

出しは減少しましたということが起るのではないか

か。このことは絶対に避けなければいけないと

いう思いがあるので、あえてこういう質問をさせていただいているんです。

○中川国務大臣 数字が減つたということは、平成十三年ごろですか、やはり私の数字は大変

成十三年ごろですか、やはり私の数字は大変

なりたつても借りられないんだとか、あるいは借り

たくないんだとかいういろいろな個別の事情もあるわけでございます。ただ、これによつて、少な

くともお金はいつでもそろいましたよ。

問題は、銀行の方もきちんと前向きに審査をする、金融機関も審査をする、あるいはいろいろな地域の

方も前向きにやつていて初めてその目的が達成

できるんだろうと思いますけれども、これはあくまでも資金をこれだけ、何兆円か現段階ではわから

りませんけれども、用意しましたということで、

そういう意味でこれは重要なだというふうに御理解

いただきたいと思います。

○松野(頼)委員 しつこいかもしませんが、十

年前、同じ議論がありました。これは私たちも、

中小企業に迷惑をかけてはいけないということで

金融国会というのがあつて協力をしたはずなん

ですね。これは、与野党と一緒にこの金融の問題は協

力をしなければいけないと、金融機関の公的

資金の注入というものに対して協力をして、こう

いう形をつくり上げたんです。

ただ、そのときも、中小企業者に対する貸し出

しはふえるんだというふうに僕らは思つていたん

ですね。実際には、今の数字を見ていただいて検

証した場合には、確かに公的資金の注入が行われ

て金融機関は元気になりました、でも中小企業者

への貸し出しは減りましたというのが、前回の、

十年前の総括になるのではないかと私は思いま

す。

またぞろ今回もこういう形で金融機能強化法と

いう法律をつくつて、銀行の破綻は安心になります。

した、だけれども、しばらくしたら中小企業貸し

出しは減少しましたということが起るのではないか

か。このことは絶対に避けなければいけないと

いう思いがあるので、あえてこういう質問をさせて

いただいているんです。

○中川国務大臣 数字が減つたということは、平成十三年ごろですか、やはり私の数字は大変

なりたつても借りられないんだとか、あるいは借り

たくないんだとかいういろいろな個別の事情もあるわけでございます。ただ、これによつて、少な

くともお金はいつでもそろいましたよ。

問題は、銀行の方もきちんと前向きに審査をする、金融機関も審査をする、あるいはいろいろな地域の

方も前向きにやつていて初めてその目的が達成

できるんだろうと思いますけれども、これはあくまでも資金をこれだけ、何兆円か現段階ではわから

りませんけれども、用意しましたということで、

そういう意味でこれは重要なだというふうに御理解

いただきたいと思います。

○松野(頼)委員 しつこいかもしませんが、十

年前、同じ議論がありました。これは私たちも、

中小企業に迷惑をかけてはいけないということで

金融国会というのがあつて協力をしたはずなん

ですね。これは、与野党と一緒にこの金融の問題は協

力をしなければいけないと、金融機関の公的

資金の注入というものに対して協力をして、こう

いう形をつくり上げたんです。

ただ、そのときも、中小企業者に対する貸し出

しはふえるんだというふうに僕らは思つていたん

ですね。実際には、今の数字を見ていただいて検

証した場合には、確かに公的資金の注入が行われ

て金融機関は元気になりました、でも中小企業者

への貸し出しは減りましたというのが、前回の、

十年前の総括になるのではないかと私は思いま

す。

またぞろ今回もこういう形で金融機能強化法と

いう法律をつくつて、銀行の破綻は安心になります。

した、だけれども、しばらくしたら中小企業貸し

出しは減少しましたということが起るのではないか

か。このことは絶対に避けなければいけないと

いう思いがあるので、あえてこういう質問をさせて

いただいているんです。

○中川国務大臣 数字が減つたということは、平成十三年ごろですか、やはり私の数字は大変

なりたつても借りられないんだとか、あるいは借り

たくないんだとかいういろいろな個別の事情もあるわけでございます。ただ、これによつて、少な

くともお金はいつでもそろいましたよ。

問題は、銀行の方もきちんと前向きに審査をする、金融機関も審査をする、あるいはいろいろな地域の

方も前向きにやつていて初めてその目的が達成

できるんだろうと思いますけれども、これはあくまでも資金をこれだけ、何兆円か現段階ではわから

りませんけれども、用意しましたということで、

そういう意味でこれは重要なだというふうに御理解

いただきたいと思います。

○松野(頼)委員 しつこいかもしませんが、十

年前、同じ議論がありました。これは私たちも、

中小企業に迷惑をかけてはいけないということで

金融国会というのがあつて協力をしたはずなん

ですね。これは、与野党と一緒にこの金融の問題は協

力をしなければいけないと、金融機関の公的

資金の注入というものに対して協力をして、こう

いう形をつくり上げたんです。

ただ、そのときも、中小企業者に対する貸し出

しはふえるんだというふうに僕らは思つていたん

ですね。実際には、今の数字を見ていただいて検

証した場合には、確かに公的資金の注入が行われ

て金融機関は元気になりました、でも中小企業者

への貸し出しは減りましたというのが、前回の、

十年前の総括になるのではないかと私は思いま

す。

やすくなるということであれば、この制度以前の問題として、そこはやはり金融機関はしっかりとやつてもらわなければいけませんし、我々もきちんとそういうふうにするように、指導といいましょうか、そういう方向でやつていくようにしていきたいというふうに思つております。

○松野(頼)委員 大変前向きな答弁、ありがとうございます。

あと、きょうは中小企業庁に来ていただきましてけれども、信用保証の枠、これは、ことしの通常の保証に関しては今までの十割保証から八割保証に下げたんですね。要は、二割は金融機関にリスクをとりなさい。今回の補正予算四千億分の保証に関しては、これは一〇〇%保証で緊急といふことありますけれども、きのう数字を聞きましたら、これだと大体六兆円ぐらい融資ができるのではないかということで、これは大変了としたいと思いますけれども、この八割保証にした通常の保証、これをもう少し持ち上げるつもりはないか、御答弁いただけないでしょうか。

○横尾政府参考人 お答えいたします。

ただいま委員御指摘の責任共有制度につきましては、金融機関と信用保証協会が責任を分担することによって、金融機関が主体的に中小・小規模企業の経営を支援するというのを促すために導入したものでございます。ただ、その導入に当たりましては、小規模企業の方の、あるいは不況等に直面している場合のセーフティーネット保証など対象外にしたもののがございます。

今回、委員御指摘のとおり、今月三十一日から六兆円規模で緊急保証制度を実施いたしますが、これは責任共有制度の対象外でございます。この保証制度につきましては、従来のセーフティーネット保証に対しまして対象業種を大幅に拡大いたしまして五百四十五業種を指定して、それで大体全国の三分の二ぐらいの中・小規模企業の方が利用できるような格好にしたところでございましたので、この実施が円滑いくように、私ども、信用保証協会、金融機関に徹底をしていきたいと

いうふうに考えております。

○松野(頼)委員 今回、緊急の補正予算ということで私たちも賛成させていただいて早期に仕上げたからよかつたんですが、やはりこの信用保証枠を八割に落としたというのは非常に評判が悪いんですね。だからといって、すべて一〇〇パー、ずっと恒常に保証するかというと、それが銀行がリスクをとらな過ぎるのではないかと

う意見も確かに一方ではあるんです。せめて九割、あと一割、保証が上げられないものなのか。金融機関の方から聞くと、一割は何とか売り上げで大体担保できるんです、十割といふ合もある、あと一割上げられないものかというこ

とを言っているんですけど、その辺、考え方

としてどうお考えになるか、答弁ください。

○横尾政府参考人 責任共有制度につきましては、委員御指摘のとおり、金融機関が責任ある貸し手として中小企業に細かい支援を行うことを促すというごとで、私ども、金融厅と連携をいたしました全国百五十カ所で中小企業者の方の生の御意見を今伺っておりますが、まさにそういうふた目

緊急保証の枠を拡大したということで、間にいろいろな、例えば委員御指摘の九〇といつたものがりますと、制度がやや複雑になつてかえつて使いつ勝手が悪いという思いもございますので、今は一〇〇%のところを広げるということで対応をしたということございます。

○松野(頼)委員 かみ合いませんね。それは四千億しかないんですよ。総額六兆円か七兆円ぐらいいでしようから。

○松野(頼)委員 あともう一つ、中小企業から見ると、担保は大体まだ土地なんですね。それがい悪いという議論は別にして、どうしても土地が担保になつている。その担保の価値が今どんどん縮まっています。財務大臣、これは通告がないかもされませんが、十年前の金融危機のとき、あのときにはまだ政府系金融機関というのが、国民生活金融公庫、中小企業金融公庫、商工中金といつぱりあつて、非常に政府系金融機関が中小事業者を助けたんですね。当然、自己資本比率なんという縛りもありませんし、使い勝手がよくて、一般的の金融機関の金融危機のはざまを政府系金融機関が随分助けて、役割は大きかったと思うんです。

ただ、行革法が通つてから政府系金融機関が商工中金を除いてほとんど一つになつてしまつたと

いう状況の中で、今回、政府系金融機関もまた今の民営化の波の中で非常に一般の金融機関に近いような運営状況に今なつているんですね。そこまではいいでござんけれども、十年前のマインドからはやはり随分変わつてしまつて、いるといふ状況の中で、今回の非常に世界的な金融危機の中、財務大臣から政府系金融機関に、しっかりと中小企業を支えるようについてことをぜひ依頼していただきたいと思うんですが、御答弁いただけないでしょうか。

○松野(頼)委員 いや、そうじゃなくて、通常の

勝手が悪いこともありますので、一〇〇%の範囲を今回大幅に拡大したということでやつては措置をいたしました。

余り複雑な制度になると利用者にとっても使い

きき能力の向上というのが大事であるという意見も多數聞いております。まさにそれを促すための制度でございます。ただ、私ども、さはさりながら現下の厳しい状況の中で一〇〇%の保証が受けられる緊急保証の対象を広げるという形で今回

も一回回答弁ください。

○横尾政府参考人 金融機関に一定のリスクを負つていただくという一般則でございます。それ

が八〇%と二〇%でございます。

第一類第五号 財務金融委員会議録第二号 平成二十年十月二十九日

二二

る税制が重過ぎるんじゃないか、また流動化しづらいんではないか。

ですから、これから少し、今随分不動産業の破綻が続いていますけれども、REITという金融商品にした場合には、租税公課が余りにも重過ぎて、運用できるんだろうかという思いを実は僕は持っているんですね。

こここのところも、中小企業の対策として非常に大きなウエートを占めるので、これは税制改正、これからあると思いますけれども、少し考えていただきたいと思いますが、御答弁いただければと思います。

○中川国務大臣 御指摘のように、私も昔金融機関におきましたけれども、担保は何といつても土地等のいわゆる不動産というのが大原則であったわけですが、最近は無担保無保証とか、例えばワインを担保にしてとか、食料品を担保にしてとか、そういうものも時々ニュースになるわけあります。ニュースになるということは、まだ余り広がっていないのかなと思うわけであります。

それから、今御指摘のように、地価が最初に設定した担保価値よりもどんどん仮に落ちていったときに、特に中小企業とつき合いの長い地場の中小金融機関は、そこは、はい、担保割れです、さあ、追加担保してください、あるいは解約してください、そういうことは、もちろん金融機関側もビジネスではありますからその範囲の中で、しかし、もう少し広い目で、地場ならではの目つきでやつていただきたいし、私はそういう指導をしていきたいというふうに思つております。

○松野(頼)委員 ゼひ、税制もしっかりと流動化して、今少し価格が落ち過ぎているところがあるのを、上がるような税制を考えいただきたいと思います。

若干テーマがかわりますけれども、今回の金融機能強化法の中で、農林中金さんを本当にこのフレームに入れるのかということが私たちの中で議論になつております。というのは、私たちは、そ

れは生産者は守りたい、これは同じ思いなんですね。ただ、農林中金の資金運用を見て、生産者に大きな豚で幾ら貸しているんですか、何軒に貸しているんですかと言つたら、そのデータがないと言つて、運用できるんだどうかという思いを実は僕は持っているんですね。

こここのところも、中小企業の対策として非常に大きなウエートを占めるので、これは税制改正、これからあると思いますけれども、余りにも資金運用の規模が大き過ぎるんですね。

これは大臣じゃなくて結構なので、ちょっと伺いたいのは、まず、農林中金さんの貸し出しの中で、例えば米農家に対して、何万軒、何十万軒にわたる貸し出しがあります。農水省で結構です。

それでも、基本的に、農業協同組合あるいは漁業協同組合等の協同組合の預貯金を全国に集めまして有利運用していく。その中で、また農協等の貸し付けを行つてあるわけです。これが、も、今私ども手元にございますのは、農協、それから信用農業協同組合連合会、そして農協系統全體の農業向け融資ということでございます。これが、が、平成十九年三月末現在で、これは政策金融機関の転貸資金〇・三兆円を含めまして約一・五兆円ございます。

これにつきまして、融資全体の一・三兆円の三分の二を占めているということでございますが、この内訳でござりますけれども、個々の戸別の経営、いわゆる経営形態別のものについては、一戸一戸についての、一軒一軒についての把握はしておりませんで、現時点で私ども持っておりますのは、推計ベースで全体の部門別の中で畜産部門が一戸一戸についての把握はしておらず、現時点で私ども持っておりますのは、推計ベースで全体の部門別の中で畜産部門が一戸一戸についての把握はしておらず、現時点で私ども持っておりますのは、推計ベースで全体の部門別の中で畜産部門が一戸一戸についての把握はしておらず、現時点で私ども持っておりますのは、

いる、何万軒で幾ら貸しているんですか、豚だつたら豚で幾ら貸しているんですか、何軒に貸しているんですかと言つたら、そのデータがないと言つて、運用できるんだどうかという思いを実は僕は持っているんですね。

これは大臣じゃなくて結構なので、ちょっと伺いたいのは、まず、農林中金さんは農業者のためのJAバンクシステムとしての融資の母体を、全軒で、幾ら融資をしているのか。

○高橋政府参考人 先ほどお答えさせていただきましたのは、農協、これは大体八百ぐらいある農協でございます。また、三十八の県の信用農業協同組合連合会、そして農林中央金庫、全体としてのJAバンクシステムとしての融資の母体を、全軒で農業資金が一・五兆円ということでございます。

これにつきましては、現在、このJAバンクシステムの中で、借入件別の相手先のコード番号、これは農業部門で、先ほど先生が御指摘のございました、米の農家かどうかとかいうことが、全国的な統一コードに実はなつております。これで、私どもとしてはこれを全部把握できない。したがつて、先ほど申し上げましたように、耕種と畜産というような大ぐくりの分類で推計をしておるところでございます。

○松野(頼)委員 農林中金さんは農業者のための銀行であります。先ほど、農林中金法第一条に、農業のためという目的が書かれている、農業の育成等という、等はないんですよ。農業の育成のためにつくられたバンクなんですね。それが、米農家に幾ら、畜産農家に幾ら、牛には幾ら、豚には幾らと、そういうその種別がないというのは驚きであります。

とてもこれでは審議できない。ちょっと、委員長、これはちゃんと出させてください。

○高橋政府参考人 先ほど来御説明させていただいているとおり、現在、農協系統金融機関が農家に対して貸し出しを行つておりますけれども、その一件一件のデータについて、耕種部門で、例えば米の農家であるのか否か等についての分類について、全国的に集計をするシステムと

私どももいたしましても、農業関連のこういうデータは非常に重要だというふうには思つておりますけれども、今のところ、例えば、畜産の部門であれば大体の推計としては〇・六兆円程度、米等の耕種部門では〇・八兆円程度ということです。

○松野(頼)委員 では、何軒の農家に貸しているんですか。恐縮でございます。JAバンクからそれぞれ上げてくれば、酪農農家に幾ら貸した、畜産農家に幾ら貸した、米農家に幾ら貸した、花には幾らだ、野菜には幾らだと、それはあつて当たり前の話だと思いますけれどもね。畜産農家何軒に対して貸したのか、もう一回答えてください。

○高橋政府参考人 先ほど来申し上げておりますとおり、貸し出し一件ごとの経営形態の部門別の状況、どのような経営であるかという状況について、すべてこれを集計しているものではございませんで、先ほど来、私どもが畜産に〇・六兆円と申しておりますのは、これまでの総貸出金額の中でも制度的資金の部分につきましてとつておりますのが、畜産のシェアというものがございますので、それで推計をしているということでございま

す。

一件一件ごとの積み上げの数字が、現在、手元にはないということでございます。

○松野(頼)委員 これは、JAバンクに約八十二兆円の預金が集まつてきているんです。農林中金で約六十兆の運用をしているんです。その中で一番本業である農家に対する貸し出しが、局長、一兆三千億しかないんですよ。残りは一体何なんですかと聞いていたら、その数字はないと言つて、その数字はないと言つておられました。

すか。その一兆三千億の中の貸し出しの種別もな
いなんということは考えられないことだと思います
よ。本業の本業ですよ。ということは、一体ど
れだけの不良債権が農業の、本業の中に入つて
いるのかということもわからないわけじゃないです
か。

私たち、税金でマネーレームの損失をふくマ
インドはないんです。生産者のために使つたお
金、生産者を助けるためには、これは税金使つて
も助けなければいけない、この思いは共通ですか
れども、運用で損をした損に對して税金を投入す
るというの、果たしてこれは共感を得られるの
か、私は疑問でなりません。ぜひしっかりと、まず
次の委員会までに、農林中金さんの一番本業の本
業である、どの農家に幾らの金額、それぞれの種
別をきちと上げてきていただきたい。このこと
をお願い申し上げて私の質問を終わります。

○田中委員長 後ほど理事会でお話をさせていた
だいて、また、その決定に従いたいと思つておりますので、委員長としてはそのような扱いにさせ
ていただきます。

○階猛君 次に、階猛君。

○階委員 民主党の階猛でございます。

きょうは、金融機能強化法、金融機関に公的資

金を入れるというお話でして、実は私も、十年

前、長銀の破綻というのを経験して、公的資金を

入れることの重みは重々承知しているつもりでござりますけれども、それゆえに、この法案につい

てはしっかりと審議をしていかなくてはいけない

と思っております。それから、後ほど、新銀行東

京へのこの法律の適用についても触れさせていた

だきます。

直しの違いが載っておりますけれども、経営責任

を制度上一律には求めないというところで確認し

たいんです。

まず、公的資金を申請した銀行の自己資本比率

が四%を下回る低い水準の場合、モラルハザード

を防ぐためには経営責任を求める場合もあり得る

ということによろしくうございますか。逆に、四

%以上の場合は経営責任は一切問われることがな

いのか。その辺を教えていただけますでしょうか。

○中川国務大臣 いわゆる自己資本比率、金融業

の自己資本比率というの、ある意味では非常に

重要でございます、ある意味でと言つたらおかし

いんですけども、国際的な基準というのがあ

り、それから、四というのは、国内の、日本の中

での日本のルールとして四を確保せよということ

になつております。

基本的にこれは守らなければいけないというふ

うに思いますが、今回のことの三月三十一日

で切れた法律を急速修正復活させた最大の原因は

何かと言われれば、やはりこれは、世界の金融情

勢の激変、これによつて、例えば、持つている資

産の価値が減少した結果資本が小さくなつてしまつて、結果的に四%ルールになると貸せなく

なつてしまつて、というような、今まで想像できなかつたようなことが今起つてゐるということでございます。

○内藤政府参考人 お答えいたします。

現行法では、私ども想定しておりますのは、

トップ、経営者の退任ということをございます。

○階委員 そうすると、大臣の御答弁によると、

ちょっと経営責任の意味が今回は違うということ

になりますけれども、それで結構ですか。

○中川国務大臣 ですから、現行法によるとい

うことで、先ほど申し上げたように、経営者の

責任というのは、やはり経営上責任があるから責

任をとるということですけれども、今回は、全く

海の向こうで起つたことが一瞬のうちにコン

ピューターを通じて日本のある金融機関の中で何

か悪さをして経営に影響を与えるというようなこ

とも想定されたからこそ、こういう法律を今御審

議をいただいてるわけでござります。

もちろん、辞任あるいはやめることに値するよ

うなことを経営者もしくはその経営体そのものが

しまし直結しないということによろしいですね。自

己資本比率と経営責任は直結しないということで

は、経営者の辞任、あるいはまた免職というんで

ます。(中川国務大臣「必ずしもですよ」と呼ぶ)了解

ます。

○階委員 もとよりあつてはならないことを制度

的にどういうふうに担保するかということで、今

ままであります。

第一類第五号 財務金融委員会議録第二号 平成二十年十月二十九日

すか。その一兆三千億の中の貸し出しの種別もな
いなんということは考えられないことだと思います
よ。本業の本業ですよ。ということは、一体ど
れだけの不良債権が農業の、本業の中に入つて
いるのかということもわからないわけじゃないです
か。

が四%を下回る低い水準の場合、モラルハザード
を防ぐためには経営責任を求める場合もあり得る
ということによろしくうございますか。逆に、四
%以上の場合は経営責任は一切問われることがな
いのか。その辺を教えていただけますでしょうか。

○中川国務大臣 いわゆる自己資本比率、金融業
の自己資本比率というの、ある意味では非常に
重要でございます、ある意味でと言つたらおかし
いんですけども、国際的な基準というのがあ
り、それから、四というのは、国内の、日本の中
での日本のルールとして四を確保せよということ

になつております。

基本的にこれは守らなければいけないというふ
うに思いますが、今回のことの三月三十一日

で切れた法律を急速修正復活させた最大の原因は

何かと言われれば、やはりこれは、世界の金融情

勢の激変、これによつて、例えば、持つている資

産の価値が減少した結果資本が小さくなつてしまつて、結果的に四%ルールになると貸せなく

なつてしまつて、というような、今まで想像できなかつたようなことが今起つてゐるということでござ
います。

○中川国務大臣 それはやはり、経営責任という
のはいろいろな形があるんだろうと思いますよ
ね。最終的には、退任、あるいは退任の仕方もあ
るでしょうし、経営責任イコール、懲戒退任とい
うのがあるかどうかわかりませんけれども、ある
いは辞任かどうかわかりませんけれども、そういう
場合もあるでしょうし、必ずしも責任イコール
やめさせるということだけではないという中で
の、それも含むということございます。

○階委員 あの前回の強化法では、そこ辺はた
しか、公的資金注入と引きかえに経営責任を問わ
れる場合というのは代表取締役の退任というのを

意味していたと思うんですが、違いましたでしょ
うか。局長の方からで結構なんで、教えていただ
けますか。

また、この資料の二ページ目以降に、これは、
大蔵省出身の方がどういう銀行に天下りされてい
るかというのをちょっとまとめたものでございま
すけれども、そういう地銀、第二地銀に大蔵省出
身がいろいろ天下りされているわけです。うがつ
た見方をすれば、今回、経営責任をどういうケー
スで求めるのか、あるいはどういう内容で求める
のか、これがあいまいになることによって、いざ
なにかと云ふと、この二ページ目以降に、こういう天下り
先には甘くなつてしまふんじやないか。

要するに、経営責任のことについて言えば、む
しろ、行政の裁量権を濫用しないようにあらかじ
め明確かつ具体的な、客観的な基準を定めておく
べきではないか、その方が望ましいのではないか
と思いますが、いかがお考えですか。

○中川国務大臣 経営者が職務上権限を濫用する
なんというのは、これほどの世界でもますおかし
い話であつて、それはもう責任に値するわけです
ね。ですから、今回の場合には、責任要件という
ものが……(階委員)「経営者ではなくて、行政が權
限を濫用してその経営責任を追及するかどうかと
いうところです」と呼ぶ)行政の権限の濫用という
ものは、もとよりあつてはならないことでござい
ます。

第一類第五号 財務金融委員会議録第二号 平成二十年十月二十九日

<p>に大きっぽな表現で申しわけないんですけれども、それを今向こうに問い合わせないんですか。待っているところでございますが、いずれもこれはどこの銀行であっても、金融庁としてのやるべきルールとして、それにのつとつて今やつているところでございます。</p> <p>○階委員 その結果、銀行法の目的にそぐわないようなつままり、業務の健全かつ適切な運営を期することはできないということであれば、厳正な処分、場合によっては免許取り消しということもあり得るという理解でよろしいですか。</p> <p>○中川国務大臣 具体的な銀行の仮定の話には私はお答えできませんけれども、とにかく、ルールにのつとつてきちっとやることでございます。</p>
<p>○階委員 新銀行東京の健全性に関してなんですが、口ききということが盛んに行われていたという報道があるわけですから、その口ききの実態について金融庁としてはどのような検証を行っているのでしょうか。</p> <p>○谷本副大臣 個別の金融機関に係る検査の内容についてはお答えを差し控えさせていただきたいと思いますが、一般論として申し上げれば、検査では、信用リスク管理体制等の各種リスク管理体制のほかに、法令等遵守体制についても検証をしているところであります。</p> <p>○階委員 口ききされる中には、大株主である東京都の関係者の名前もあるやに仄聞しております。また、政治家の名前も出ていたりしておいでいるところです。</p> <p>○谷本副大臣 検査内容等個別のこととは答弁を控えさせていただきますが、一般論として、先ほどの繰り返しになりますが、法令等の遵守状況についてもしっかりと検査をしているところです。</p> <p>○階委員 金融庁としてしっかり検査をしている中で、それでは、口ききの実態に関して何か情報</p>
<p>○谷本副大臣 口ききに関する報道等があることは承知しておりますけれども、個別の金融機関の個別の融資に関する事柄については、お答えは差し控えたいというふうに思います。</p> <p>○谷本副大臣 これも一般論で申しわけございませんが、一般論として申し上げれば、金融機関においては適切な融資審査を行うことが重要であり、当局としても、検査監督を通じて、引き続き的確にモニタリングを行つてまいりたいと考えております。</p> <p>○階委員 口ききの中には大株主が絡んでいるという報道もありますけれども、一般論で結構なんですが、大株主が株を持っている銀行の融資案件を紹介したりするということについては、コンプライアンス上どういう問題がありますか。</p> <p>○谷本副大臣 一般論でということになりますから、個別案件ではなく一般論として申し上げれば、金融機関の融資に関しては、紹介の有無を問わず、適切に審査が行われるべきであると考えております。</p> <p>○階委員 それは、株主であるかどうかは関係ないということですか。その株主であるから責任が加重されるということは金融庁としては特に考えていません。ただ、行政主体として地域住民の福祉の増進を図るという責務を有しております地方公共団体につきましては、株主として銀行経営の健全性を害するおそれがある主体とする場合にはなじまないという考えに基づきまして、国と同様に、こうした規制の適用対象から除外しているところでございます。</p> <p>○階委員 御指摘のような措置を銀行法上設けるということにつきましては、銀行の経営の健全性とかそういうことがござりますので、地方公共団体につきましては、地方自治という中できちっとと管理されると、当時の行内検査、あるいは怖い大蔵省銀行局検査、あるいは日銀考查が我々はあつたわけでござりますから、それを思い出していくだけれども、しかし、ルールどおりにきちんとやらないことと申しますから、それが無理なことを言つたとか言わないとかいうことで話があつちがいいますから、それをやつておられます。</p> <p>○中川国務大臣 その失敗があれば、銀行法の目的にもとるような経営が乱れることがありますので、そこには大株主は当然責任を負うということになりますよ。</p> <p>○階委員 ということは、仮に新銀行東京に経営の失敗があれば、銀行法の目的にもとるような経営が乱れることがありますので、そこには大株主は当然責任を負うということになりますよ。</p> <p>○中川国務大臣 仮の話にはお答えできません。</p>
<p>○階委員 この問題というのは非常に重要な経営が乱れることがありますので、そこには大株主は当然責任を負うということになりますよ。</p> <p>○階委員 観点でこの規定からは対象除外といふうにしているところでございます。</p> <p>○階委員 規定から除外されているとしても、経営をコントロールできる立場には違いないわけ</p>

れを実質的に追加出資という形で支えている東京都、この東京都の責任というのもちゃんと問われなくてはいけないということだと思いますけれども、最後、ここについてお考えをお聞かせください。

○中川国務大臣 最終的に、金融庁として金融監督行政の中で判断をしていかなければいけない問題だと思っております。

○階委員 それでは、ちょっと話題をかえまして、今度の資本注入が果たして中小企業金融の円滑化に結びつくかどうかというのは、先ほどから議論になっているところですけれども、お渡している資料の七と書いてあるところをざらになつていただきたいんです、下から三枚目ぐらいですか。今般、九月の中間期の情報が新聞等に出ていますけれども、業績予想を下方修正した主な地方銀行ということをちょっとまとめたもので

す。

今回の資本注入というのは、中小企業金融の円滑化という目的を達成するための手段であるんですけども、赤字に転落しているところが出ていて、一つは経営責任を緩めたということですけれども、赤字に転落したところなんかにしてみれば、ただでさえ不ガティブな情報が出ていると、公的資金を申請したということで風評が広まるということを懸念される、それで風評リスクを恐れて申請にちゅうちょをする、そういう事態も想定されるんですけれども、この点については、どういうふうなことを対策として考えられますが、どうしたらそういう風評リスクに対するようになるか、そういうお考えはありますか。

○中川国務大臣 確かに、健全な金融機関がきちんと貸し出しをするために、多分今の拝見した資料も、急速に持っていた資産の価値が減つていったとか、あるいは北海道なんかの場合には非常に経済が停滞しているとか、そんなようなことが重なつてこういうことになつたんだろうと思

いますけれども、しかし、それに対して銀行としては、もちろん、赤字は出たけれども、きちんとやっていているし、これからもやつていくわけも、最後、ここについてお考えをお聞かせください。

○中川国務大臣 最終的に、金融庁として金融監督行政の中で判断をしていかなければいけない問題だと思っております。

○階委員 それでは、ちょっと話題をかえまして、今度の資本注入が果たして中小企業金融の円滑化に結びつくかどうかというのは、先ほどから議論になつているところですけれども、お渡している資料の七と書いてあるところをざらになつていただきたいんです、下から三枚目ぐらいですか。今般、九月の中間期の情報が新聞等に出ていますけれども、業績予想を下方修正した主な地方銀行ということをちょっとまとめたもので

す。

今回の資本注入というのは、中小企業金融の円滑化という目的を達成するための手段であるんですけども、赤字に転落しているところが出ていて、一つは経営責任を緩めたということですけれども、赤字に転落したところなんかにしてみれば、ただでさえ不ガティブな情報が出ていると、公的資金を申請したところで風評が広まるということを懸念される、それで風評リスクを恐れて申請にちゅうちょをする、そういう事態も想定されるんですけれども、この点については、どういうふうなことを対策として考えられますが、どうしたらそういう風評リスクに対するようになるか、そういうお考えはありますか。

○中川国務大臣 確かに、健全な金融機関がきちんと貸し出しをするために、多分今の拝見した資料も、急速に持っていた資産の価値が減つていったとか、あるいは北海道なんかの場合には非常に経済が停滞しているとか、そんなようなことが重なつてこういうことになつたんだろうと思

いますけれども、しかしながら、それに対して銀行としては、もちろん、赤字は出たけれども、きちんとやっていているし、これからもやつていくわけも、最後、ここについてお考えをお聞かせください。

○中川国務大臣 最終的に、金融監督行政の中で判断をしていかなければいけない問題だと思っております。

○階委員 それでは、ちょっと話題をかえまして、今度の資本注入が果たして中小企業金融の円滑化に結びつくかどうかというのは、先ほどから議論になつているところですけれども、お渡している資料の七と書いてあるところをざらになつていただきたいんです、下から三枚目ぐらいですか。今般、九月の中間期の情報が新聞等に出ていますけれども、業績予想を下方修正した主な地方銀行ということをちょっとまとめたもので

す。

今回の資本注入というのは、中小企業金融の円滑化という目的を達成するための手段であるんですけども、赤字に転落しているところが出ていて、一つは経営責任を緩めたということですけれども、赤字に転落したところなんかにしてみれば、ただでさえ不ガティブな情報が出ていると、公的資金を申請したところで風評が広まるということを懸念される、それで風評リスクを恐れて申請にちゅうちょをする、そういう事態も想定されるんですけれども、この点については、どういうふうなことを対策として考えられますが、どうしたらそういう風評リスクに対するようになるか、そういうお考えはありますか。

○中川国務大臣 確かに、健全な金融機関がきちんと貸し出しをするために、多分今の拝見した資料も、急速に持っていた資産の価値が減つていったとか、あるいは北海道なんかの場合には非常に経済が停滞しているとか、そんなようなことが重なつてこういうことになつたんだろうと思

くで、その資本注入をした結果、貸し出し可能額が、国内基準ですと二十五倍、国際基準だと十二・五倍ふえるわけです。そのふえた貸し出し可

能額がちゃんと貸し出しに回るよう、そういう制度的な担保を設けなくちゃいけない。

○階委員 例えば、これは提言なんですね。勘定と別勘定を設けて、その勘定で中小企業への貸し出しのみを管理する。その勘定では中小企業への貸し出ししか使えないようになります。また、も

う一つは、金融機関がプロとしての善管注意義務

を果たして中小企業に貸し出しを実行したよ

う大変に地域にとつては大きな問題でございま

す。

○階委員 「委員長退席、山本(明)委員長代理着席」 ですから、この場で十分、そうではないんだといふふえない、減つてしまふということは、これも大変に地域にとつては大きな問題でございま

す。

○階委員 で御質問だと思っておりましたので、我々も、決してそうではない、健全な金融機関に対してもっとと地場の中小企業に貸し出しをしてもらいたいという意味で資本注入をするんだという前提でありますことをきょうも何回かやりとりをさせていた

だときたいと思います。

○中川国務大臣 「委員長退席、山本(明)委員長代理着席」 だいておりますし、今の御質問もそういう御趣旨での御質問だと思っておりましたので、我々も、決してそうではない、健全な金融機関に対してもっとと地場の中小企業に貸し出しをしてもらいたいという意味で資本注入をするんだという前提でありますことをきょうも何回かやりとりをさせていた

だときたいと思います。

○階委員 おっしゃるとおりで、このお金は、経営が危ないから入れるんじゃない、貸し出しをふやすために入れるんだ、そこを明確にしたいといふふえない、減つてしまふということは、これも大変な下落などが生じた場合、自己資本が減少

す。

○階委員 そこで、自己資本の一定倍率しかリスク資産を持て、そのお金がちゃんと貸し出しに回るようになります。そういう仕組みを設けなくてはいけないんじやないかなと思うんですけれども、この考え方はいかがでしょうか。

○中川国務大臣 階委員も御経験だと思いますけれども、勘定を別にするということは、必要なものはやつておりますけれども、これは、基本的に

ためのこの資本注入であります。

したがいまして、これは、ある意味では、健全な金融機関がちょっと世界的な状況等で影響を受けていることに対し健全性を保つということには、それによって貸し出しがふえるという目的のためのこの資本注入であります。

それがいまして、これは、ある意味では、健全な金融機関がちょっと世界的な状況等で影響を受けていることに対し健全性を保つということには、それによって貸し出しができるというございます。

○階委員 それで、最初は貸し出しをふやすため入れたお金でも、その後いろいろな状況の変化、また、金倒れが生じた、そういうことで結果的に中小企業の金融に回らない、目的外のところにお金が使われてしまう、そういうことを避けたい、避けな

いとかあるいはちゃんと貸し出しに回っている、そういうことが現に実現でなければならないけれども、実際のところは、これまで別な先生もおっしゃつていましたけれども、貸し出しに必ずしも回っていない、貸し出しが必ずしもふえていません。機会があれば、また改めて議論させたいと思います。

○階委員 そういうやり方で風評リスクが生じな

いとかあるいはちゃんと貸し出しに回っている、そういうことが現に実現でなければならないけれども、実際のところは、これまで別な先生もおっしゃつていましたけれども、貸し出しに必ずしも回っていない、貸し出しが必ずしもふえていません。機会があれば、また改めて議論させたいと思います。

そこで、そもそも今回の法案が必要になった背景というのを考えてみたいんです。

○階委員 そこで、自己資本比率規制、BIS規制がありますけれども、このBIS規制というのがやはりあるがゆえに、自己資本の一倍率しかリスク資産を持て、そのお金がちゃんと貸し出しに回るようになります。そこで、今回のように予期せざる有価証券の大幅な下落などが生じた場合、自己資本が減少

する

景というのを考えてみたいんです。

○階委員 そこで、自己資本比率規制といふふえない、減つてしまふということは、これが貸し出しはがしにつながっているわけですね。

そこで、自己資本比率規制といふふえない、減つてしまふということは、これが貸し出しはがしにつながっているわけですね。

そこで、自己資本比率規制といふふえない、減つてしまふということは、これが貸し出しはがしにつながっているわけですね。

そこで、自己資本比率規制といふふえない、減つてしまふということは、これが貸し出しはがしにつながっているわけですね。

そこで、自己資本比率規制といふふえない、減つてしまふということは、これが貸し出しはがしにつながっているわけですね。

そこで、自己資本比率規制といふふえない、減つてしまふということは、これが貸し出しはがしにつながっているわけですね。

<p>し渋り、貸しはがしといふものも発生しているということですから、この自己資本比率規制というものについて、廃止を含めて抜本的な見直しをするということももう考えていいのではないかと思うんです。</p> <p>○中川國務大臣 かなり大きな話ですけれども、この辺について大臣はいかが思われますか。</p> <p>○中川國務大臣 ちょっとと今のお話は理解できな いんですけども、自己資本比率があるからレバ レッジがきかないということと、片っ方でそれによつて貸しはがしが起きてしまうということ、何 か逆の二つをおおつしやられたような感じがするん です。</p> <p>いずれにても、御指摘になりましたように、銀行の健全性を保つための自己資本比率というものが、そしてそれは国際基準と国内基準とあるということと、その中で、その金融機関がどういうポートフォリオで、例えば貸し出しに回すかとか有価証券に回すかとか、あるいは手数料の方に回すかとかいうことは、それぞれの金融機関の御判断だろうというふうに私は思います。それは、状況によって、あるいは各行によって、あるいは地域によって、それぞれ違うわけで、むしろそれは、独自性というものを大いに発揮していただきたいと思います。</p> <p>いずれにしても、今回は、おどとい、総理からの指示によつて、こういう世界の金融の異常な状況であるだけに、自己資本比率の一部弾力的な運用ということについても検討せよという指示が出ましたので、ティア1の範囲を超えて株式を保有することにできるというような対策もとつたところでございます。国内行については、ある程度柔軟に国内で対応できると思います。</p> <p>国際基準については、やはりこれは、各國が加盟している協定の中での作業でござりますけれども、いずれにしても、日本の金融機関が、金融システムがそもそも健全であるわけでござりますから、世界の中でどんな波風が立とう、日本の金融システムをしっかりと守り、日本の金融機関に頑</p>
<p>張つてもらつて、大事な日本じゅうの中小企業にしっかりと融資やいろいろな相談に乗つていただけようにして、こういうふうに思つております。</p> <p>○階委員 端的に言うと、自己資本比率規制とい うのは、銀行の経営の健全性を維持する上で役に立つていると考えるのか、それとも、かえつて薄外取引をふやすことにつながつて、むしろ金融危機の種をまいている、そういうことにつながつて立つてゐるに違ひない、自己資本規制があることに立つて健全性を害してゐるというふうにも考えら れるんですが、大臣は、その自己資本比率規制、ここについては積極的に評価されているのかどうかというごことをお聞かせください。</p> <p>○中川國務大臣 少なくとも、国際基準のBIS規制、自己資本規律というのは、日本でもアメリカでもヨーロッパでもやつてゐるわけでありま す。</p> <p>○玉木政府参考人 円高が進みますと、保有外貨資産の評価損が増加いたします。現時点、例えば外貨資産の評価損は約二十三・九兆円になる。これに対し、現時点で、積立金をこうしたものを持 補うため等々の理由で持つておりますけれども、それが十九・六兆円あるという状況にございま す。</p> <p>○佐々木(憲)委員 日本共産党の佐々木憲昭でござ います。【山本(明)委員長代理退席、委員長着席】</p> <p>○田中委員長 次に、佐々木憲昭君。 ○佐々木(憲)委員 日本共産党の佐々木憲昭でござ います。</p> <p>まず、この金融危機の原因と現状について、お聞きしたいと思います。</p> <p>アメリカ発の金融危機が今日本経済にも大変深刻な影響を与えております。この金融危機を引き起こした原因、一体何があつたのか、今後の対策を考える上でも、冷静にきちつと分析する必要があると思っております。</p> <p>この十年來、私は、金融業界全体として、特にアメリカを中心、非常に大きな変化があつたと思 います。ビッグバンの名のもとで、金融の自由化、規制緩和というのが非常に進みまして、そのもとで、銀行の貸出債権、サブプライムローンなどが売却される、それが証券化され、ほかの金融商品と組み合せた金融派生商品などが次々とつくりられて投機的に取引された、いわば金融バブルというものが非常に大きくなつてきました。</p> <p>このふうの毎日新聞によりますと、日本商工会議所の会頭、岡村さんがこのように言つております。「これまで金融商品、デリバティブに対する国際的な監視体制、規制が野放しになつてきました。このことに対する猛烈な反省が起つたからだ。」このふうに言つてゐるわけです。</p> <p>まず、中川大臣の認識をお聞きしたいと思いま すが、金融危機を引き起こした背景として、アメ</p>
<p>で、私の問題意識です。</p> <p>では、ちょっと時間もあればなので、最後の質問にします。</p> <p>円高が進んでおります。財務大臣としてお聞かせ願いたいんですが、政府として為替介入を検討する局面に来ていると思うんですが、一方で、過去の円売り・ドル買い介入で外為特別会計にドル資産が積み上がつています。直近の為替レートで計算した場合、外為資産の時価と含み損益はどうなつてゐるかということをまずお聞かせ願えますか。</p> <p>○玉木政府参考人 円高が進みますと、保有外貨資産の評価損が増加いたします。現時点、例えば外貨資産の評価損は約二十三・九兆円になる。これに対し、現時点で、積立金をこうしたものを持 補うため等々の理由で持つておりますけれども、それが十九・六兆円あるという状況にございま す。</p> <p>○佐々木(憲)委員 日本共産党の佐々木憲昭でござ います。【山本(明)委員長代理退席、委員長着席】</p> <p>○田中委員長 次に、佐々木憲昭君。 ○佐々木(憲)委員 日本共産党の佐々木憲昭でござ います。</p> <p>まず、この金融危機の原因と現状について、お聞きしたいと思います。</p> <p>アメリカ発の金融危機が今日本経済にも大変深刻な影響を与えております。この金融危機を引き起こした原因、一体何があつたのか、今後の対策を考える上でも、冷静にきちつと分析する必要があると思っております。</p> <p>この十年來、私は、金融業界全体として、特にアメリカを中心、非常に大きな変化があつたと思 います。ビッグバンの名のもとで、金融の自由化、規制緩和というのが非常に進みまして、そのもとで、銀行の貸出債権、サブプライムローンなどが売却される、それが証券化され、ほかの金融商品と組み合せた金融派生商品などが次々とつくりられて投機的に取引された、いわば金融バブルというものが非常に大きくなつてきました。</p> <p>このふうの毎日新聞によりますと、日本商工会議所の会頭、岡村さんがこのように言つております。「これまで金融商品、デリバティブに対する国際的な監視体制、規制が野放しになつてきました。このことに対する猛烈な反省が起つたからだ。」このふうに言つてゐるわけです。</p> <p>まず、中川大臣の認識をお聞きしたいと思いま すが、金融危機を引き起こした背景として、アメ</p>
<p>の注意を払つていかなければなりません。</p> <p>特に為替、とりわけこの数日の間に急激に円高になり、またきのうから少し戻しておりますけれども、こういう大きな影響を与えますので、特に現時点においては、このリスク管理というものは実体経済にも非常に大きな影響を与えますけれども、このことは御指摘のとおりでございます。</p> <p>○階委員 時間が参りましたので終わらせていただきます。</p> <p>どうもありがとうございました。</p> <p>○佐々木(憲)委員 日本共産党の佐々木憲昭でござ います。</p> <p>【山本(明)委員長代理退席、委員長着席】</p> <p>○田中委員長 次に、佐々木憲昭君。 ○佐々木(憲)委員 日本共産党の佐々木憲昭でござ います。</p> <p>まず、この金融危機の原因と現状について、お聞きしたいと思います。</p> <p>アメリカ発の金融危機が今日本経済にも大変深刻な影響を与えております。この金融危機を引き起こした原因、一体何があつたのか、今後の対策を考える上でも、冷静にきちつと分析する必要があると思っております。</p> <p>この十年來、私は、金融業界全体として、特にアメリカを中心、非常に大きな変化があつたと思 います。ビッグバンの名のもとで、金融の自由化、規制緩和というのが非常に進みまして、そのもとで、銀行の貸出債権、サブプライムローンなどが売却される、それが証券化され、ほかの金融商品と組み合せた金融派生商品などが次々とつくりられて投機的に取引された、いわば金融バブルというものが非常に大きくなつてきました。</p> <p>このふうの毎日新聞によりますと、日本商工会議所の会頭、岡村さんがこのように言つております。「これまで金融商品、デリバティブに対する国際的な監視体制、規制が野放しになつてきました。このことに対する猛烈な反省が起つたからだ。」このふうに言つてゐるわけです。</p> <p>まず、中川大臣の認識をお聞きしたいと思いま すが、金融危機を引き起こした背景として、アメ</p>

リカにおける金融バブルの異常な膨張、それに対して、アメリカの金融当局の対応、ここに問題があつたのではないかというふうに思いますが、そういう認識はございませんか。

○中川國務大臣 現在、アメリカ発のサブプライムローンがこの問題を起こしたということは、ブッシュ大統領も私におつしやつておられましたけれども、この問題はまだ現在進行形でございましたので、私自身は、何が原因だと、アメリカのどこが悪かつたと、思うところはございますけれども、まだ現在進行形なだけに、断定して、こういう立場で言うことはちょっと控えたいと思いま

す。

○佐々木(憲)委員 経済学者のボール・サミュエルソンという、有名な教授ですけれども、こういふふうに言つております。

今回の危機は大恐慌以来最悪の危機であること

は間違いないが、これは避けられた危機だ、ゲリーンズパン議長が九五年ころから株式市場のバブルに対策を講じなかつたことも惨状を招いた一

つだ、こういうふうに指摘をしております。

十月二十三日の米議会公聴会で、F.R.B議長を務めましたグリーンズパン氏、議長は十八年間務めておられたわけですが、このグリーンズパン氏が証言をしておりまして、金融派生商品の規制に消極的ではなかつたのか、こういうふうに指摘をされて、次のように答えております。金融市場の規制緩和の支持で最も影響力があった、あなたは間違つていたのか、こういう質問に対してグリーンズパン氏は、金融機関が自己利益を追求すれば株主を最大限に守ると考えていました、私は過ちを犯したというふうに答えているわけです。それはなかなかシビアなりとりなわけですか、それでも、このやりとりをお聞きになつて、中川大臣、どのように受けとめておられますか。

○中川國務大臣 私は今、ガルブレイス教授の「大暴落一九二九」という本を読んでおります。まだ読み終わつてしませんけれども、あれを読んでいると本当に、八十年前、似たようなことを

やっていたんだなと思うながら、しかし、ぞつとしながら読んでいるわけでございます。

ですから、逆に言うことはある意味か間違つていたとか、後から言うことはある意味では簡単なことであります。瞬間に、世界じゅうで何とか主義革命が一齊に起つて、何十年後かに、それは間違つていたからやはり自由主義がいいやと思って、一齊にもとに戻つたなんとか御当人もあつたグリーンズパンさん自身が、こうやって反省をしているとおつしやつてあるというることはやはり非常に意味深いことであつて、私も

それについてはもっと知りたいなというふうに思つております。

○佐々木(憲)委員 一九三〇年代の恐慌から何を学ぶかというのは從来いろいろ議論されてきたことであります。その点からいつても、その後つくられた例えばグラス・スティーガル法の役割ですとか、そういう原則が八〇年代以後どんどん、我々からいえば後退していったと思つております。

さて、教訓を学んでいかなかつたのではないかと言わざるを得ないと思つております。

そういう点で、今回この事態というのにはやはり繰り返されていると今おつしやいましたけれども、二度とこのようことが起らないようにするには何を教訓として学ぶべきかということはよく検討していく必要があると思つております。

特に日本の場合は、アメリカの金融自由化というものをいわばお手本にして、貯蓄から投資へ、こういうスローガンをずっと掲げて、金融自由化を進めることをやつてきたわけあります。そういった点で、我々は、そういう方向が正しかつたのかどうかということも今の時点からやはり振り返る必要もあると思うんですね。

まず、事実を確認したいんですけども、アメリカと日本の家計の金融資産の構成というのは非常に違つているということをおつしやいます。

○内藤政府参考人 お答えいたします。

我が国の家計金融資産の構成比を米国と比較いたしますと、現金、預金の構成割合は五一・二%になつております。一方、株式及び投資信託の合計の割合でござりますが、これは九・九%でございますので、米国

と相当程度高いものとなつております。一方、株式及び投資信託の合計の割合でござりますが、これは九・九%でございますので、米国

の二五・一%に比べますと低いものになつてゐるということでございます。

○佐々木(憲)委員 この構成からいえば、同じようなショックが起きたときに、日本の家計に対する打撃というのはアメリカほど大きくはない、株、債券等の下落に対して比較的強い構成になっているというふうに私は思つわけです。

そういう意味で、この貯蓄から投資へというのが、果たしてこういう危機に対して対応できる、そういうものなのかどうか。日本がアメリカのように進んでいないということが逆に日本の金融資産の強みでもあつた、こういうことが逆に言えるんじゃないかと思うんですけれども、この点で、余り貯蓄から投資へということを過度にあおるよ

うなやり方は必要はないのではないか。私は余りそんなことはやる必要はないと思つますが、これは国民の選択の自由でありまして、この点で大臣はどういうお考えをお持ちでしようか。

○中川國務大臣 まさに佐々木委員がおつしやるよう、自分の持つているお金を自分でどう運用しようが勝手だらうと言われればそれまでですけれども、やはり一つの金融商品に余りにも偏るということも、まあ安心といえば安心ですし、逆に危険といえば危険。

今、アメリカは投資が高いから個人もどんでもないことになつていて、ということをおつしやいますけれども、実はアメリカにおいても、地方銀行の破綻についてはペイオフが行われて、十万ドル以上の預金は全部保護されない、戻つてこないという状況が続いております。二十五万ドルにしましたけれども、地方銀行についてはこれはもう

でございます。

いずれにしても、日本は金融システムそのものははるかに健全でございますから、やはり個人の大切な資産あるいはまた金融資産というものを安

全、安心に、まずシステムとして守つていくといふことが国の責任であり、その中でどう選択するかはお一人お一人の御自由だというふうに思つますけれども、余りにも一つのものに偏るというも

うことがお一人お一人の御自由だというふうに思つます。

○佐々木(憲)委員 何かアメリカ的な金融資産の構成が進んでいて、日本の構成がおくれている、そういうものではないと私は思つます。

それから次に、日本の資金が投機資金として流

出している、その問題についてであります。

この投機資金が国際的に非常に増加した背景に、日銀のゼロ金利政策があつたのではないか、長期にわたる日米間の金利差というものが円キャ

リートレードを活発化させて大量の投機資金を生み出した、この円キャリー取引というのはヘッジファンドにとって最も身近な資金源だ、こう言わ

れております。

日経の七月三日付では、超低金利政策で過去四年、日本の海外への資金供給というのは六十六兆円になつた、欧米の中央銀行がこの間供給した通貨合計に匹敵する、こう書いているんですけども、実態はどのような状況か、わかつたら示してください。

○谷本副大臣 佐々木委員の御質問にお答えさせていただきます。

いわゆる円キャリートレードと呼ばれるものについては、必ずしもまだ一義的に定義が決まっておりませんで、どういう種類のものまで入れるか、その枠がまだつきりはしておりませんけれども、一般的には、低金利の円で資金を調達して高金利通貨で運用する取引、これを指すというふうに理解をしております。

確かに、我が国の金利は諸外国に比べて長年低水準で推移しておりますので、他の通貨との関係で円キャリー取引が生じやすい環境にあつたと

いうことは事実であるというふうに思います。

ただ、初めに言いましたとおり、まだはつき

り、どこまでの範囲がというところが、言われた

ように、ヘッジファンド等の短期の取引もありま

すし、あるいは日本の個人投資家の外債投資や、

いろいろな種類のものをどこまで入れるかとい

うことによって数字は変わつてまいりますので、ま

た為替市場ではいろいろなプレーヤーがそういう

取引を行つておりますので、はつきりとした数字

で把握しているものではありません。

○佐々木(憲)委員 カなりの規模だということは

わかるわけです。例えば、みずほコーポレート銀

行欧洲資金室の柳原さんという方が、発信源は日

本だ、こう指摘しておりますと、かなり大量な資

金が供給されていましたとございます。

もう一点、今回の危機に関連をして、四月のG

7で、国際展開する大手金融機関に対して各国当

局の協力による共同監視というのが強調されました。

この共同監視を国際的な大手金融機関に対し

て行うということを決めた理由、この理由はどう

いうところにあつたんでしょうか。

○中川国務大臣 御指摘のよう、四月のG7で

共同監視ということが強調されたわけでございま

すけれども、四月といえば、本当にサブプライム

ローン問題が一挙に噴き出して、たしかモノライ

ンとかいうものが破綻をしていつたり、一番激し

さをぐぐっと感じた時期だったろうというふうに

思います。ですから、そういう時期ですから、G

7、政府だけではなくてあらゆる、中央銀行も含

めてお互いによく連絡をとつて、いこうということ

を確認した、これは極めて大事なことでございま

して、私も先日のG7でもこのことは改めて確認

をしたところでございます。

こういう時期になりますと、自分の国だけラ

スになるようなことを仮にやつても、逆にほかの多くのところから責められる、逆効果になると、いうようなことすら起るような状態になつておられますので、とにかく緊密に連絡をとり合いながら、歩調を一にしてこの解決に向かつて、いこうと

いうことであつたというふうに認識をしておりました。されどももう一つは、サブプライムローンの関連ではこの巨大金融機関が非常に深くかかわるようになつた。

○佐々木(憲)委員 国際的な共同という話は一般的には今説明があつたような認識なんでしょうが、私が聞いているのは、大手金融機関に対する共同監視を行う、なぜこの決定をしたんですかと聞いているわけです。

○中川国務大臣 大手金融機関に対しては、やはり先ほどの証券化商品、いろいろいつけいありますけれども、こういつたものが本当にわからぬうちに世界じゅうに手をかえ品をかえした形で広がつていっちやつて、それが上がつて、いるうちにはいいわけですけれども、一步間違えたら逆回転で逆スパイアルになつてしまつて、この證券化商品とか、あるいはまたその裏づけとなる資産というものをきちっと把握しようではないとかとか、あるいはまた、先ほどのモノラインのとある日トリプルAだったものがいきなり破綻格付になつてしまつたみたいな、こんなような余りにも激しい動きになつてしまつることに對して、G7各国は、そういったある意味では世界の金融のメーンプレーヤーたちをみんなでよく見て、いこうという意味でございます。

○佐々木(憲)委員 国際展開する大手金融機関に對する共同監視、この国際展開する大手金融機関の役割というのが非常に今大きくなつて、いる、つまり、金融取引の上で従来の金融機関とはまた性質が違つてきているというところ、そこに対するの役割というのが非常に今大きくなつて、いる、この影響というものは非常に大きいと思うんですね。

○中川国務大臣 最終的には損することもあるし、利益が出ることもあり得るということです。

○佐々木(憲)委員 損失が出た場合は国民の税金で負担をするということになつておりますから、ここに私は大きな問題があると思うんです。

○中川国務大臣 最終的には損することもあるし、利益が出ることもあり得るということです。

○佐々木(憲)委員 損失が出た場合は国民の税金で負担をするということになつておりますから、ここに私は大きな問題があると思うんです。

○中川国務大臣 ですから、最終的には、片つ方は、これは税金、国民の負担だ、片つ方は、いや、銀行業界だけやれといつて、そう簡単に私は白黒つけられるものではないと思つております。

○中川国務大臣 そのため、金融機関が倒れた、そうすると預金者にも迷惑がかかるかも知れませんし、債権者にも迷惑がかかるかも知れませんし、取引をしていた地域の中小企業等にも迷惑がかかるつくることもありますから、これが一企業が倒れたといつて、要するに血管の一つがぱちっと切れ、血液がもう先に行かないよなつたような状態でありますから、一つの金融機関が倒れたときに、やれ国民だ、やれ業界だけではなく、地域の中小企業等が倒れさせな

いようにしていくかということが一番大事なことになっていますから、こういう仕組みが必要なんだとお答えになつたんです。

○佐々木(憲)委員 倒れさせないようにするのは当然だと思います。

これは私の問い合わせに正確に答えていないと思うんです。それが、今までお金を使い、預金を預かって、貸し出して、そしてその金利收入を得る、これが基本でした。しかし、今はそれだけじゃなく、複合金融機関に変質していると言つていいと思うんです。それが、今までお金を使い、預金を預かって、トレーディング収入とか手数料の収入、こういったところに非常に重点が移つて、いる。もう一つ

は、ヘッジファンドがこの巨大金融機関が非常に深くかかわるようになつた。

○佐々木(憲)委員 たがつて、個別の金融機関が經營が不安定な場合、公的資金が必要だ、しかし、その公的資金の最終的な負担を国民に負わせるのか、銀行業界として責任をとつてやつていくのか、やはりここが問題の分かれ目になるわけです。

○中川国務大臣 基本的には私も同じような認識を持つています。

○佐々木(憲)委員 それでは、提案された法案について少し入って、きたいと思います。

○中川国務大臣 資本注入の資金というものは預金保険機構が政府保証によって調達をして、最終的な損失が出た場合、その場合は国民が税金で負担する、財政負担になる、こういう仕組みというふうに理解してよろしいですね。

○中川国務大臣 最終的には損することもあるし、利益が出ることもあり得るということです。

○佐々木(憲)委員 損失が出た場合は国民の税金で負担をするということになつておりますから、ここに私は大きな問題があると思うんです。

○中川国務大臣 ですから、最終的には、片つ方は、これは税金、国民の負担だ、片つ方は、いや、銀行業界だけやれといつて、そう簡単に私は白黒つけられるものではないと思つております。

○中川国務大臣 そのため、金融機関が倒れた、そうすると預金者にも迷惑がかかるかも知れませんし、債権者にも迷惑がかかるかも知れませんし、取引をしていた地域の中小企業等にも迷惑がかかるつくることもありますから、これが一企業が倒れたといつて、要するに血管の一つがぱちっと切れ、血液がもう先に行かないよなつたような状態でありますから、一つの金融機関が倒れたときに、やれ国民だ、やれ業界だけではなく、地域の中小企業等が倒れさせないようにしていくかということが一番大事なことになりますから、こういう仕組みが必要なんだとお答えになつたんです。

これは私の問い合わせに正確に答えていないと思うんです。それが、今までお金を使い、預金を預かって、貸し出して、そしてその金利收入を得る、これが基本でした。しかし、今はそれだけじゃなく、複合金融機関に変質していると言つていいと思うんです。それが、今までお金を使い、預金を預かって、トレーディング収入とか手数料の収入、こういったところに非常に重点が移つて、いる。もう一つ

てそれを抑える、これは日銀、中央銀行としての役割なんですよ。これは十年前に国会でも私、議論しましたが、日銀総裁は、そのとおりである、何も税金は要らないんです、こういう答えでありました。

問題は、経営そのものが非常に危機に陥る、債務超過とかそういう状況になったときに、例えば資本注入がその前段で必要である、その場合の原資を公的なところから仮に獲得してやつたとしても、その後の最終的なツケ回しというものを税金でするというところに問題があるのであって、銀行業界としては体力があるんですから、預金保険機構もあるわけですから、預金保険という制度もあるんですから、これはやはりそういうものでカバーしていくというのが本来の筋であるというふうに我々は主張してまいりました。

そこで、次に農林中金、信金中金の資産構成、先ほども少し議論がありましたが、株式と債券の比率、これが一体どの程度になっているのか、それからそれがどの程度毀損しているか、報告をしていただきたいと思います。

○三國谷政府参考人 お答えいたします。

まず、農林中央金庫が公表いたしました直近の計数を見ますと、平成二十年三月末の総資産に占める株式の比率は一・三%、債券の比率は一五・一%であり、評価損は五千四百三十七億円と承知しております。

次に、信金中央金庫が公表した直近の計数でございますが、平成二十年六月末の総資産に占める株式の比率は〇・六%、債券の比率は三四・〇%であり、評価損は三千四百三十六億円と承知しております。

○佐々木(憲)委員 サブプライムローンの関連の六月末までの数字というのが今の話だと思うんですが、事態はそれ以後ですね、九月、十月と。これで一体どれだけ大きな毀損が生じているか、これが問題になるわけです。それはどうですか。

○三國谷政府参考人 両機関の足元の状況でござりますが、現在、平成二十年九月期の開示に向け

た作業が行われている段階でございまして、現段階でお示しすることは困難であることを御理解願いたいと思います。

○佐々木(憲)委員 今、六月の時点の数字を、この当時とは違う事態に局面は変わっておりますので、調査の上出された数字だと思いますけれども、しかし、九月、十月というのは一段と、その

そうしますと、先ほどの議論のように、これらの本來の目的、農業に貸し出すというのが非常に制約されている事態の中で、どんどん外国の債券を買う、そういう資金運用をしていく、それが大規模に毀損する、そうなると、そこに仮に公的資金の要請があり、入れるとなると、それを毀損したもののが埋めに使われるんじやないか、こういふふうにだれもが思うわけですね。ですから、やはり現在のこれらの経営の実態というものは、ようり正確に調査の上、報告をしていただきたい私は思います。

次に、資本注入が貸し済り対策になるのかならないのかという問題であります。これも当委員会で若干議論がありました。従来の法律では、提出する経営強化計画の中に中小企業貸し出し目標を盛り込んで、未達の場合には経営者の責任、これを明確にするということで、これが要件になつていただけですね。今回の改正案では、この経営責任というものが、必要がないということで外されました。

こうなりますと、中小企業向け貸し出しの保証というか担保というものが非常に後退したのではあります。この点は、いや、そうではないという答弁もあります。

○佐々木(憲)委員 サブプライムローンの関連の六月末までの数字というのが今の話だと思うんですが、事態はそれ以後ですね、九月、十月と。これで一体どれだけ大きな毀損が生じているか、これが問題になるわけです。それはどうですか。

○三國谷政府参考人 お答えいたします。

まず、農林中央金庫が公表いたしました直近の計数を見ますと、平成二十年三月末の総資産に占める株式の比率は一・三%、債券の比率は一五・一%であり、評価損は五千四百三十七億円と承知しております。

次に、信金中央金庫が公表した直近の計数でござりますが、平成二十年六月末の総資産に占める株式の比率は〇・六%、債券の比率は三四・〇%であり、評価損は三千四百三十六億円と承知しております。

○佐々木(憲)委員 サブプライムローンの関連の六月末までの数字というのが今の話だと思うんですが、事態はそれ以後ですね、九月、十月と。これで一体どれだけ大きな毀損が生じているか、これが問題になるわけです。それはどうですか。

○三國谷政府参考人 両機関の足元の状況でござりますが、現在、平成二十年九月期の開示に向け

りいつていなかつた、経営責任を問うような状況でさえ、十分に注入しても中小企業に回つていなければなりませんから、今これが抜けてしまうと、中小企業への貸し出しということについての義務といふのが担保というものがなくなってしまうんじゃないかというふうに思いますが、いかがでしようか。

○中川国務大臣 まず、問わないと決めつけないでいただきたいと思います。一律には問わないでございますから、今これが抜けてしまうと、中小企業への貸し出しとすることについての義務といふのが担保というものがなくなってしまうんじゃないかというふうに思いますが、いかがでしようか。

○中川国務大臣 まず、問わないと決めつけないでいただきたいと思います。一律には問わないでございますから、今これが抜けてしまうと、中小企業への貸し出しとすることについての義務といふのが担保というものがなくなってしまうんじゃないかというふうに思いますが、いかがでしようか。

○三國谷政府参考人 三メガグループ六銀行につきましては、過年度における不良債権処理等により税務上の繰越欠損金残高が積み上がっておりま

すことから、平成二十年三月期に法人税の納税額は発生しておりません。したがいまして、御指摘の負担についていきますと、法人税の負担はゼロ

というところでよろしいですね。

○三國谷政府参考人 三メガグループ六銀行につきましては、過年度における不良債権処理等によ

り税務上の繰越欠損金残高が積み上がっておりま

すことから、平成二十年三月期に法人税の納税額は発生しておりません。したがいまして、御指摘の負担についていきますと、法人税のみの負担の割合

も、生きている経済の中での資金の需要あるいは供給、需給という感じですか、用意しました、

でも貸し出し計画が未達になりましたとか、あるいは、もと実はふえてしましました、平時においてもいろいろあるんだろと思いません。

しかも、今はこういう世界の情勢で、きょうも、高い水準ではありますけれども株も結構動いておりますから、非常にデリケートな状況の中で計画を出して認められて、そして注入されて、そ

して実際に資金を用意してみたら余っちゃったとかいうことは十分考

えてられますので、それを一々一律に経営責任をと

るということになると、やはりこれは経営者に

か、足りなくなっちゃったとかいうことは十分考

えてられますので、それを一々一律に経営責任をと

るということになると、やはりこれは経営者に

か、足りなくなっちゃったとかいうことは十分考

えてられますので、それを一々一律に経営責任をと

兆減ったとか、現実にはそういう事態が発生しているわけです。

例えは三大メガバンクについていきますと、公的資金が入っただけではなくて、税金の負担も軽減する措置がとられているわけです。過去の損失を今現在出でている黒字と相殺して税金を軽減するという措置であります。前回、この委員会で

私は、これは逆に、今までの法律でさえ、手を

上げた二つの銀行が実際には貸し出しが目標どお

○佐々木(憲)委員 しばらくの間と。

例えば私、財務諸表を調べますと、一〇〇一年、二〇〇二年というのは、これは赤字ですので当然払っていなければなりません。二〇〇三年、二〇〇四年、二〇〇五年、二〇〇六年、二〇〇七年のこの五年間、これは繰越欠損金があるために払っていない、こういう理解でよろしいですね。

○三國谷政府参考人 年度は別といたしまして、大体繰越欠損金が積み上がりましたおむね過去十年間程度は法人税を納税していないケースが多いと思います。

○佐々木(憲)委員 過去十年間は法人税を納税していない。これは、一九九八年から二〇〇七年まで納税していない、こういうことですね。

○三國谷政府参考人 個別行によりばらつきがござりますけれども、それでおおむねということ申し上げればこの十年強にわたりまして法人税を納税していない銀行、こういったところがあるといううございに承知しております。

○佐々木(憲)委員 だから、三大メガバンクの場合はゼロという理解でよろしいですねと確認して

菱東京UFJ銀行、三菱UFJ信託銀行、三井住友銀行、この六行ですよ。それがこの十年間法

人税ゼロ、それでいながら国民、中小企業に対しては貸し済り、貸しはがしというのが非常に横行しているわけです。

私は、愛知中小企業同友会の調査をここへお借りしてきましたけれども、銀行の態度は、今までの融資条件とは異なり、担保要求の追加、金利アップ等相当厳しい融資条件を押しつけてきた、追加融資及び借りかえができない、そういう状況にある。あるいは、融資の利息をもつと下げてしまいけれどもそうしてくれない、大手銀行では貸し出しきましまして、質問を終わります。

○田中委員長 次回は、来る三十一日金曜日に委員会を開催することとし、本日は、これにて散会いたします。

す。

○佐々木(憲)委員 時間が参りましたので終わりますが、やはり今のこの政治のあり方というのを問われておるというふうに私は思います。国民や中小企業にどんどん犠牲を押しつけながら、大企業に対しては減税を行う、大銀行は法人税ゼロ、これはやはり根本的に改めなければならぬ。国民の税負担に最終的になるよう公的資金の投入ではなくて、大銀行の貸し出し姿勢、金融機関の貸し出し姿勢こそ変えるべきだということを最後に申し上げまして、質問を終わります。

関する特別措置法の一部を改正する法律(金融機能の強化のための特別措置に関する法律の一部改正)はなくして、大銀行の貸し出し姿勢、金融機関の貸し出し姿勢こそ変えるべきだということを最後に申し上げまして、質問を終わります。

○田中委員長 次回は、来る三十一日金曜日に委員会を開催することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後三時六分散会

金融機能の強化のための特別措置に関する法律及び金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案

金融機能の強化のための特別措置に関する法律及び金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案

第一条 金融機能の強化のための特別措置に関する法律(平成十六年法律第百二十八号)の一部を次のように改正する。

目次中「第五章 預金保険機構の業務の特例等(第三十五条 第四十七条)」を「第四章の二 協同組織中央金融機関等に対する資本の増強に関する特別措置(第三十四条の二十一第三十四条の九)」に

第三十四条の六第一項」を加える。
第三条第一項中「平成二十年三月三十一日」を「平成二十四年三月三十一日」に改め、「第十五条第一項」の下に「及び第三十四条の二」を加え、「同条第二項中「平成二十年三月三十一日」を「平成二十四年三月三十一日」に改める。

第四条第一項第五号及び第六号を次のように改める。

第一条第二項中「第八条第一項」の下に「及び第三十四条の六第一項」を加える。

第三条第一項中「平成二十年三月三十一日」を「平成二十四年三月三十一日」に改め、「第十五条第一項第十号中「第四章」を「第四章の二」に改める。

第五条第一項第十号中「第四章」を「第四章の二」に改める。

第六条第一項第三号中「により当該地域における」の下に「中小規模の事業者に対する」を加える。

第七条第一項第三号中「及び経営管理責任」を削除する。

第八条第一項第七号中「信用供与」を「中小規模の事業者に対する信用供与」に改める。

第九条第一項第三号中「により当該地域における」の下に「中小規模の事業者に対する」を加える。

第十条第一項第三号中「により当該地域における」の下に「中小規模の事業者に対する」を加える。

第十二条第一項中「第五号」を「第四号」に改め、「同条第二項第三号中「により当該地域における」の下に「中小規模の事業者に対する」を加える。

第十三条第三項中「及び経営管理責任」を削除する。

第十四条第三項中「第五号」を「第四号」に改め、「同条第二項第一号を削り、第三号を第二号」とする。

第十五条第一項第三号中「により当該地域における」の下に「中小規模の事業者に対する」を加える。

第十六条第一項第三号中「により当該地域における」の下に「中小規模の事業者に対する」を加える。

え、同条第七項の表第三項の項中「第五号」を「第四号」に改め、同条第十項中「及び経営管理責任」を削り、同項中第二号を削り、第三号を第二号とする。

月三十一日」を「平成二十四年三月三十一日」に改める。

第十九条第二項中「第十六条第一項第五号ホ又はヘ」を「第十六条第一項第五号ハ又はニ」に改め、「により当該地域における」の下に「中小規模の事業者に対する」を加え、同号中ホを削り、ヘをホとし、トをヘとする。

第二十二条第一項中「及び二」を「及び四」に改め、「(当該経営強化計画に同号口に掲げる事項が記載されている場合にあつては、当該事項を含む。)」を削り、同条第二項第三号中「第十六条第一項第五号二」を「第十六条第一項第五号口」に改め、「により当該地域における」の下に「中規模の事業者に対する」を加える。

第二十三条第三項中「及び經營管理責任」を削り、同項中第二号を削り、第三号を第二号とし、同条第五項の表第十九条第三項の項中「ホまで」を「ニまで」に、「第十六条第一項第五号二」を「第十六条第一項第五号口」に改め、「によ

第三十三条第一項中「(当該経営強化計画に同項第五号又は第十六条第一項第五号口に掲げる事項が記載されている場合にあっては、第四条第一項第五号に掲げる事項を含む。)」を削る。

第三十四条第三項中「同項第五号又は第十六条第一項第五号口に掲げる事項が記載されてい場合にあっては、第四条第一項第五号に掲げる事項を、第四条第一項第七号又は第十六条第一項第五号二」を「同項第七号又は第十六条第一項第五号口に、「第四条第一項第七号に」を「、第五号口」に、「第四条第一項第七号に」を「、第四条第一項第七号に」に改める。

第四章の次に次の二章を加える。

(優先出資の引受け等に係る申込み)

第三十四条の二 機構は、協同組織中央金融機関等(協同組織中央金融機関及び農林中央金庫をいう。以下同じ。)から平成二十四年三月三十一日までに協同組織金融関係機関(当該協同組織中央金融機関等及び協同組織金融機関等(次に掲げる者をいい、当該協同組織中央金融機関等の会員であるものに限る。以下この章において同じ。)をいう。以下この章において同じ。)による金融機能の発揮の促進に必要な当該協同組織中央金融機関等の自己資本の充実のために行う優先出資の引受け等(優先出資の引受け又は劣後特約付金銭消費貸借による貸付けをいう。以下同じ。)に係る申込み(預金保険法第五十九条第一項、第六十九条第一項、第一百一条第一項及び第一百五十五条第一項の規定によるものを除く。)を受けたときは、主務大臣に対し、当該協同組織中央金融機関等と連名で、当該申込みに係る優先出資の引受け等を行うかどうかの決定を求めなければならない。

二 協同組織金融機関
二 第二条第一項第十号から第十二号までに
掲げる者

三 農業協同組合法第十一条第一項第二号及び
第三号の事業を行う農業協同組合

四 水産業協同組合法第十一条第一項第三号
及び第四号の事業を行う漁業協同組合

五 水産業協同組合法第九十三条第一項第一
号及び第二号の事業を行う水産加工業協同
組合

(協同組織金融機能強化方針)

第三十四条の三 協同組織中央金融機関等が前
条の申込みをする場合には、当該協同組織中
央金融機関等は、主務省令で定めるところに
より、機構を通じて、次に掲げる事項であつ
て金融機能の發揮に係るものと記載した協同
組織金融機能強化方針(協同組織金融関係機
関による金融機能の発揮を促進するための方
針をいう。以下同じ。)並びに当該申込みに係
る優先出資の引受け等を求める額及びその内
容を記載した書面を主務大臣に提出しなけれ
ばならない。

一 収益性及び業務の効率の向上のための方
策に関する事項

二 中小規模の事業者に対する信用供与の円
滑化その他の地域における経済の活性化に
資する方策に関する事項として主務省令で
定めるもの

三 前二号に規定する方策を実施するために
当該協同組織中央金融機関等が特別關係協
同組織金融機関等に対して行う経営指導の
方針

四 前条の申込みに係る資金を有効に活用す
るために体制に関する事項として主務省令
で定めるもの

五 その他政令で定める事項

2 内閣総理大臣は、前項の規定により協同組
織金融機能強化方針並びに優先出資の引受け
等を求める額及びその内容を記載した書面の

提出を受けた場合において、必要があると認めるとする。

するものとする。

當指導を行うことができる。

めるとときは、金融機能強化審査会の意見を聞くものとする。

一 協同組織金融機能強化方針に記載された事項が協同組織金融関係機関による金融機能の発揮を促進するために適切なものであること。

3 第一項第三号の「特別関係協同組織金融機関等」とは、協定銀行が次条第一項の規定による決定を受けて協定の定めにより優先出資の引受け等を行った協同組織中央金融機関等に係る取得優先出資(同項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより取得した優先出資をいい、分割された優先出資を含む。以下この章において同じ。)又は取得貸付債権(同項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより取得した貸付債権をいう。以下この章において同じ。)の全部につきその処分をし、又は償還若しくは返済を受けたまでの間に、当該協同組織中央金融機関等に対し優先出資の引受け等その他の主務省令で定める支援(以下この項において「特定支援」という。)に係る申込みをし、かつ、当該協同組織中央金融機関等が当該申込みに係る特定支援を行った協同組織中央金融機関等(前条第二号から第五号までに掲げる者にあっては、農林中央金庫)に対し特定支援に係る申込みをした場合において、農林中央金庫が農林中央金庫及び特定農水産業協同組合による信用事業の再編及び強化に関する法律(平成八年法律第百十八号)第三十三条の規定により同条の指定支援法人に對し当該申込みに係る特定支援の要請をし、かつ、当該指定支援法人が当該要請を受けて当該特定支援を行つた者を含む。)をいう。

(優先出資の引受け等の決定)

第三十四条の四 主務大臣は、前条第一項の規定により協同組織金融機能強化方針並びに第三十四条の二の申込みに係る優先出資の引受け等を求める額及びその内容を記載した書面の提出を受けたときは、次に掲げる要件のすべてに該当する場合に限り、当該申込みに係る優先出資の引受け等を行うべき旨の決定を

3 主務大臣は、第一項の規定による決定をするときは、財務大臣の同意を得なければならぬ。

（この項の規定による承認を受けた変更後のものを含む。以下この章において単に「協同組織金融機能強化方針」という。）の変更（主務省令で定める軽微な変更を除く。以下この條において同じ。）をしようとするときは、主務省令で定めるところにより、変更後の協同組織金融機能強化方針を主務大臣に提出して、その承認を受けなければならない。

4 主務大臣は、第一項の規定による決定をしたときは、その旨を第三十四条の二の申込みをした協同組織中央金融機関等及び機構に通知しなければならない。

二 協同組織金融機能強化方針に記載された事項が円滑かつ確実に実施されると見込まれること。

三 協同組織金融機能強化方針を提出した協同組織中央金融機関等が預金保険法第二条第四項に規定する破綻金融機関、農水産業協同組合貯金保険法第一条第五項に規定する経営困難農水産業協同組合又はその財産をもって債務を完済することができない金融機関等でないこと。

四 第三十四条の二の申込みに係る優先出資の引受け等が協同組織金融機能強化方針の内容及び協同組織金融関係機関の自己資本の充実の状況に照らし適切な範囲であること。

五 この項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより取得する優先出資(分割された優先出資を含む。)又は貸付債権(分割された優先出資をし、又は償還若しくは返済を受けることが困難であると認められる場合として政令で定める場合でないことを。

六 協同組織金融機能強化方針を提出した協同組織中央金融機関等により適切に資産の査定がされていること。

七 前項の規定による決定を受けた協同組織中央金融機関等は、他の法律の規定にかかわらず、協定銀行が当該協同組織中央金融機関等に係る取得優先出資又は取得貸付債権の全部につきその処分をし、又は償還若しくは返済を受けるまでの間、特別関係協同組織金融機関等(前条第三項に規定する特別関係協同組織金融機関等をいう。以下この章において同じ。)に対して同条第一項第三号に規定する経

3 主務大臣は、前条第一項の規定による決定をしたときは、主務省令で定めることにより、第三十四条の三第一項の協同組織金融機能強化方針並びに優先出資の引受け等を求める額及びその内容を公表するものとする。ただし、当該協同組織金融機能強化方針に係る協同組織金融関係機関が業務を行っている地域の信用秩序を損なうおそれのある事項、当該協同組織金融関係機関の預金者その他の取引者の秘密を害するおそれのある事項及び当該協同組織金融関係機関の業務の遂行に不当な不利益を与えるおそれのある事項については、この限りでない。

(優先出資の発行の特例)

第三十四条の六 優先出資法第四条第二項の規定の適用については、協同組織中央金融機関等が第三十四条の四第一項の規定による決定に従い発行する優先出資は、ないものとみなす。

2 協同組織中央金融機関等が第三十四条の四第一項の規定による決定に従い優先出資を發行する場合には、当該優先出資の発行による変更の登記においては、政令で定めるところにより、その旨をも登記しなければならない。

3 第一項の規定により変更後の協同組織金融機能強化方針の提出を受けた場合について、第三十四条の三第二項の規定は主務大臣が同項の規定による承認をした場合における同項の規定により提出を受けた変更後の協同組織金融機能強化方針について、それぞれ準用する。

（協同組織金融機能強化方針に記載された事項の適切な実施を確保するための監督上の措置等）

第三十四条の八 第三十四条の四第一項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めに優先出資の引受け等を行った協同組織中央金融機関等は、次に掲げる事項について、

第三十四条の九 第三十四条の四第一項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めに優先出資の引受け等を行つた協同組織中央金融機関等は、次に掲げる事項について、

第三十四条の十 第三十四条の四第一項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めに

より優先出資の引受け等を行つた協同組織中央金融機関等は、次に掲げる事項について、

第三十四条の十一 第三十四条の四第一項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めに

より優先出資の引受け等を行つた協同組織中央金融機関等は、次に掲げる事項について、

第三十四条の十二 第三十四条の四第一項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めに

より優先出資の引受け等を行つた協同組織中央金融機関等は、次に掲げる事項について、

第三十四条の十三 第三十四条の四第一項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めに

より優先出資の引受け等を行つた協同組織中央金融機関等は、次に掲げる事項について、

第三十四条の十四 第三十四条の四第一項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めに

より優先出資の引受け等を行つた協同組織中央金融機関等は、次に掲げる事項について、

第三十四条の十五 第三十四条の四第一項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めに

対し、報告を行わなければならぬ。ただし、協定銀行が当該優先出資の引受け等を行つた協同組織中央金融機関等に係る取得優先出資又は取得貸付債権の全部につきその処分をし、又は償還若しくは返済を受けた場合は、この限りでない。

一 特別關係協同組織金融機関等の名称

二 特別關係協同組織金融機関等から取得した優先出資又は貸付債権の額及びその内容

三 前号に規定する優先出資又は貸付債権の処分、償還又は返済の状況

四 前二号に掲げるもののほか、第三十四条の三第三項に規定する特定支援の実施状況として主務省令で定める事項

五 特別關係協同組織金融機関等による中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の地域における経済の活性化に資する方策の実施に関する状況

六 前号に掲げるものほか、協同組織金融機能強化方針に記載された事項の実施状況

2 第三十四条の五の規定は、主務大臣が前項の規定により同項各号に掲げる事項について報告を受けた場合における当該報告(同項第一号に係るものを除く。)について準用する。

第三十四条の九 主務大臣は、協定銀行が第三十四条の四第一項の規定による決定を受けて協定の定めにより優先出資の引受け等を行つた協同組織中央金融機関等に係る取得優先出資又は取得貸付債権の全部につきその処分をし、又は償還若しくは返済を受けるまでの間、当該決定に係る協同組織金融機能強化方針に記載された事項の実施状況に照らして必要があると認めるときは、当該協同組織金融機能強化方針に記載された事項の適切な実施を確保するため、その必要な限度において、当該協同組織金融機能強化方針を提出した協同組織中央金融機関等に對し、当該事項の実施状況に参考となるべき報告又は資料の提出、特別關係協同組織金融機関等に對する

経営指導の改善のための措置その他の監督上必要な措置を命ずることができる。

第三十五条第二項第五号の次に次の二号を加える。

五の二 第三十四条の四第一項の規定による決定に従い協同組織中央金融機関等が発行する優先出資の引受けを行うこと。

五の三 第三十四条の四第一項の規定による決定に従い協同組織中央金融機関等に対する後特約付金銭消費貸借による貸付けを行うこと。

五の四 第三十四条の四第一項の規定による決定に従い協同組織中央金融機関等に対する後特約付金銭消費貸借による貸付けを行つた協定銀行の引受けを行うこと。

五の五 第三十五条第二項第六号中「又は第二十条第二項に規定する取得株式等」を「第二十条第二項に規定する取得株式等又は第三十四条の三第三項に規定する取得優先出資」に改め、同項第七号中「又は第二十条第一項に規定する取得貸付債権」を「第二十条第一項に規定する取得貸付債権又は第三十四条の三第三項に規定する取扱貸付債権」に改める。

第三十六条第一項第三号の次に次の一号を加える。

三の二 協定銀行は、第三十四条の四第一項の規定による決定に従い優先出資の引受け等を行うこと。

第三十六条第一項第七号の次に次の一号を加える。

七の二 協定銀行は、第三号の二の規定による優先出資の引受け等を行つたときは、速やかに、その内容を機構に報告すること。

第三十七条第一項中「含む。」の下に「又は第十七条第一項の規定によりされた決定に係る経営強化計画(経営の強化のための計画をいう。)については、旧法第二章又は第三章の規定は、なおその効力を有する。

第三十八条第一項中「又は」を「若しくは」に改め、「履行状況」の下に「又は第四章の二の規定により提出された協同組織金融機能強化方針に記載された事項の実施状況」を加える。

第五十九条第一項第七号を同項第九号とし、同項第六号の次に次の二号を加える。

七 第三十四条の八第一項の規定による報告

をせず、又は虚偽の報告をした者
八 第三十四条の九の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者

第六十条第一号中「又は」を「若しくは」に改め、「含む。」の下に「又は第三十四条の六第二項」を加える。

第三十五条第二項第五号の次に次の二号を加える。

五の二 第三十四条の四第一項の規定による決定に従い協同組織中央金融機関等が発行する優先出資の引受けを行うこと。

五の三 第三十四条の四第一項の規定による決定に従い協同組織中央金融機関等に対する後特約付金銭消費貸借による貸付けを行うこと。

五の四 第三十五条第二項第六号中「又は第二十条第二項に規定する取得株式等」を「第二十条第二項に規定する取得株式等又は第三十四条の三第三項に規定する取扱貸付債権」に改め、同項第七号中「又は第二十条第一項に規定する取得貸付債権」を「第二十条第一項に規定する取得貸付債権又は第三十四条の三第三項に規定する取扱貸付債権」に改める。

第三十六条第一項第三号の次に次の一号を加える。

三の二 協定銀行は、第三十四条の四第一項の規定による決定に従い優先出資の引受け等を行うこと。

第三十六条第一項第七号の次に次の一号を加える。

七の二 協定銀行は、第三号の二の規定による優先出資の引受け等を行つたときは、速やかに、その内容を機構に報告すること。

第三十七条第一項中「含む。」の下に「又は第十七条第一項の規定によりされた決定に係る経営強化計画(経営の強化のための計画をいう。)については、旧法第二章又は第三章の規定は、なおその効力を有する。

第三十八条第一項中「又は」を「若しくは」に改め、「履行状況」の下に「又は第四章の二の規定により提出された協同組織金融機能強化方針に記載された事項の実施状況」を加える。

第五十九条第一項第七号を同項第九号とし、同項第六号の次に次の二号を加える。

七 第三十四条の八第一項の規定による報告

条又は第六条第一項の認定(金融機能の強化のための特別措置に関する法律及び金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律(平成二十年法律第二号))の施行の日から平成二十一年三月三十一日までの間に金融機関等(金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法の一部改正)

一項に規定する金融機関等をいう。次項において同じ。)が提出した当該認定経営基盤強化措置法の一部改正

第二条 金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法(平成十四年法律第百九十号)の一部を次のように改正する。

第三条中「平成二十一年三月三十一日」を「平成二十四年三月三十一日」に改める。

二十四年三月三十一日」に改める。

二十二年三月三十一日」に改める。

<p>六 合併による法人の設立又は資本金若しくは出資金の額の増加の場合における抵当権の取得 千分の〇・五</p> <p>2 前項の規定は、同項各号に掲げる事項について登記を受ける場合において、当該事項が次に掲げる決定又は承認に係るものであるときについて準用する。</p>

<p>一 金融機能の強化のための特別措置に関する法律(平成十六年法律第二百二十八号)第五条第一項又は第十七条第一項の絏営強化計画に係るこれらの規定による主務大臣の決定(金融機能の強化のための特別措置に関する法律及び金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律の施行の日から平成二十二年三月三十一日までの間に金融機関等が提出した当該絏営強化計画に係るものに限る)。</p> <p>二 金融機能の強化のための特別措置に関する法律第九条第一項又は第十九条第一項の変更後の絏営強化計画に係るこれらの規定による主務大臣の承認(金融機能の強化のための特別措置に関する法律及び金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律の施行の日から平成二十二年三月三十一日までの間に金融機関等が提出した当該変更後の絏営強化計画に係るものに限る)。</p> <p>第八十一条第九項中「又は第八十条第一項」に、「の規定」を「又は第八十条の二第一項(第一号から第三号まで及び第五号を除き、同条第二項において準用する場合を含む。)の規定」に、「とする」を「と、第八十条の二第一項第四号中「合併」とあるのは「分割」と、同項第六号中「合併」とあるのは「分割」と、「千分の〇・五」とあるのは「千分の〇・六」とするに改める。 (罰則に関する経過措置)</p>	<p>第五条 附則第二条及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。</p>
---	--

<p>二 二十二年三月三十一日までの間に金融機関等が提出した当該変更後の絏営強化計画に係るものに限る)。</p> <p>第八十一条第九項中「又は第八十条第一項」に、「の規定」を「又は第八十条の二第一項(第一号から第三号まで及び第五号を除き、同条第二項において準用する場合を含む。)の規定」に、「とする」を「と、第八十条の二第一項第四号中「合併」とあるのは「分割」と、同項第六号中「合併」とあるのは「分割」と、「千分の〇・五」とあるのは「千分の〇・六」とするに改める。 (罰則に関する経過措置)</p>	<p>第一条の規定によりなお効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。</p> <p>第五条 附則第二条及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。</p>
--	---

<p>二 二十二年三月三十一日までの間に金融機関等が提出した当該変更後の絏営強化計画に係るものに限る)。</p> <p>第八十一条第九項中「又は第八十条第一項」に、「の規定」を「又は第八十条の二第一項(第一号から第三号まで及び第五号を除き、同条第二項において準用する場合を含む。)の規定」に、「とする」を「と、第八十条の二第一項第四号中「合併」とあるのは「分割」と、同項第六号中「合併」とあるのは「分割」と、「千分の〇・五」とあるのは「千分の〇・六」とするに改める。 (罰則に関する経過措置)</p>	<p>最近における保険業を取り巻く経済社会情勢の変化を踏まえ、保険契約者等の保護を図り、保険業に対する信頼性を維持するため、政府による補助を可能とする規定を延長する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。</p>
--	--

平成二十年十一月十四日印刷

平成二十年十一月十七日發行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

C